

平成 30 年度

滋賀県水防計画

滋 賀 県

水防計画目次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	4
1. 滋賀県の責任	4
2. 市町の責任	4
3. 気象庁長官（彦根地方気象台長）の責任	5
4. 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任	5
<u>5. 河川管理者の責任</u>	5
6. 水防協力団体の義務	5
7. 一般県民の義務	5
第4節 安全配慮	6
第2章 水防組織	6
第1節 水防本部	6
1. 水防組織の機構と事務分掌	7
2. その他関係課事務分掌	10
3. 災害警戒本部・災害対策本部との連携	10
第2節 指定水防管理団体	10
1. 指定水防管理団体の定員基準	10
2. 指定水防管理団体の義務	10
第3章 連絡通信関係	12
第1節 連絡系統図	12
1. 水防連絡系統図	12
2. 通信手段図	13
3. 防災行政無線通信系統図	14
第2節 水防通信	16
1. 緊急通信連絡	16
2. 近距離通信連絡	16
3. 防災行政無線の利用	16
第4章 水防区域と水防上の留意事項	17
第1節 河川重要水防区域	17
第2節 構造物重要水防箇所	17
第3節 土砂災害重要水防箇所	17
第4節 道路重要水防箇所	17
第5節 溜池重要水防箇所	18
第5章 水防体制および活動	19

第1節	水防体制	19
第2節	非常配備	19
1.	水防本部の非常配備	19
2.	水防管理団体の非常配備	19
3.	消防機関の非常配備	19
4.	作業員の水防配置	19
第3節	監視および警戒	20
1.	量水標の監視	20
2.	堤防の監視	20
3.	水門、閘門および溜池の監視	20
4.	ダムの監視	20
5.	水防上影響のある工事の監視	20
第4節	水防作業	20
	<u>第5節 緊急通行</u>	20
	<u>第6節 警戒区域の指定</u>	21
第7節	避難のための立退き	21
第8節	水防解除	21
第9節	地震後の対応	21
第6章	雨量、水位の観測と報告	22
第1節	雨量の観測・報告	22
1.	報告	22
2.	雨量観測所	22
第2節	水位の観測・報告	22
1.	通報河川	22
2.	報告	22
3.	水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、 氾濫危険水位（特別警戒水位）の基準	22
4.	水位観測所	23
第3節	雨量・水位の一覧，公表	24
1.	雨量・水位観測所（県管理）の一覧	24
2.	雨量・水位観測値の公表	28
第4節	滋賀県土木防災情報システム	29
第7章	予報および警報等	30
第1節	気象予警報	30
1.	彦根地方気象台より発表される気象予警報	30
第2節	洪水予報	36
1.	洪水予報を行う河川	36
2.	琵琶湖河川事務所および彦根地方気象台より発表される洪水予報	38
3.	滋賀県および彦根地方気象台が共同して行う洪水予報	42

第3節	水防警報	49
1.	水防警報を行う河川	49
2.	国土交通大臣が行う水防警報	51
3.	知事が行う水防警報	55
第4節	水位情報の通知	58
1.	水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）	58
第5節	決壊等の通報	63
第6節	避難のための立退	63
第7節	水防信号	64
第8章	施設資材輸送等の整備確保	65
第1節	水防管理団体の整備基準	65
1.	水防倉庫	65
2.	備蓄資材、器具	65
3.	量水標	65
4.	雨量計	65
第2節	輸送の確保	66
第3節	優先通行標識と身分証票	66
1.	水防標識	66
2.	身分証票	67
第9章	他の水防機関との協力、応援	68
第1節	水防管理団体相互の協力、応援	68
第2節	自衛隊等の派遣要請	68
1.	自衛隊派遣依頼	68
2.	国土交通省近畿地方整備局の応援	68
	<u>3. 一般社団法人日本建設業連合会との協定</u>	68
第10章	洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	68
第1節	洪水対応	68
1.	洪水浸水想定区域の指定	68
2.	洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	69
3.	洪水ハザードマップ	69
4.	地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	69
5.	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	70
6.	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	70
	<u>7. 浸水被害軽減地区</u>	70
	<u>8. 予想される水災の危険の周知等</u>	70
第11章	その他	71
第1節	水防訓練	71
第2節	水防管理団体の水防計画	71

第3節	費用負担と公用負担	71
1.	費用負担	71
2.	公用負担	71
第4節	水防記録と水防報告	72
1.	水防記録	72
2.	水防報告	72
参考資料		
参考資料	1 関係法令等	74
参考資料	2 電話番号一覧表	108
参考資料	3 災害時の応援に関する申し合わせ	116
	災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する包括的協定書	

滋賀県水防計画

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭 24. 8. 3 施行）第 7 条に基づく洪水による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的を持って、滋賀県域における各河川、湖岸、港湾ならびに溜池等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送およびダムまたは水門もしくは閘門の操作、水防のための水防団体ならびに消防機関の活動、ひとつの水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力および応援ならびに水防に必要な器具・資材および設備の整備と運用についての実施の大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

(1) 滋賀県水防本部

洪水等による水災のおそれがあるとき、滋賀県域にある水防を総括するため、滋賀県に設置する水防本部をいう。ただし、滋賀県災害対策本部が設置された場合には、地域防災計画の定めるところによる。

(2) 水防管理団体（法第 2 条第 2 項）

水防の責任を有する市町をいう。

(3) 水防管理者（法第 2 条第 3 項）

水防管理団体の長である市町の長をいう。

(4) 消防機関（法第 2 条第 4 項）

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう。

(5) 消防機関の長（法第 2 条第 5 項）

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

(6) 量水標管理者（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項、法第 11 条、法第 12 条、法第 13 条）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。

(7) 指定水防管理団体（法第 4 条）

水防管理団体中水防上公共の安全に重大な関係があるものとして知事が指定したものをいう。

(8) 水防協力団体（法第 36 条第 1 項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

(9) 洪水予報河川（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

(10) 水防警報（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(11) 水位周知河川（法第 13 条）

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

(12) 滋賀県災害対策本部

災害対策基本法第 23 条に基づき、災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、知事が必要と認めて設置する組織。

(13) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事は指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(14) 水防団待機水位（通報水位）（法第 12 条第 1 項）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制

に入る水位をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(15) 氾濫注意水位（警戒水位）（法第 12 条第 2 項）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(16) 避難判断水位

市町長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

(17) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される特別警戒水位に相当する。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域（法第 14 条）

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

(21) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害のおそれがある時に市町長が避難勧告等を発令する際の判断や土砂災害警戒区域等内の住民の自主避難の参考となるよう、滋賀県と彦根気象台が共同で作成し、市町単位で発表する防災情報をいう。

第3節 水防の責任等

1. 滋賀県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ④ 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- ⑨ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- ⑩ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑰ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

2. 市町の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。

具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ② 水位の通報（法第12条第1項）
- ③ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ④ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑤ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ⑥ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑦ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑧ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ⑨ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑩ 警察官の援助の要求（法第22条）

- ⑪ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- ⑫ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条、法第 26 条）
- ⑬ 公用負担（法第 28 条）
- ⑭ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ⑮ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第 33 条第 1 項及び第 3 項）
- ⑯ 水防協力団体の指定・公示（法第 36 条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑱ 水防従事者に対する災害補償（法第 45 条）
- ⑲ 消防事務との調整（法第 50 条）

3. 気象庁長官（彦根地方気象台長）の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項、気象業務法第 15 条第 1 項）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項、気象業務法第 15 条第 1 項）

4. 国土交通大臣（近畿地方整備局長）の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）
- ② 洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、気象業務法第 14 条の 2 第 2 項）
- ③ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第 12 条）
- ④ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法 13 条の 2）
- ⑤ 水位情報の通知及び周知（法第 13 条第 1 項）
- ⑥ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第 14 条）
- ⑦ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第 15 条の 9）
- ⑧ 水防警報の発表及び通知（法第 16 条第 1 項及び第 2 項）
- ⑨ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第 31 条）
- ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）
- ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

5・河川管理者の責任

- ① 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

6. 水防協力団体の義務

- ① 決壊の通報（法第 25 条）
- ② 決壊後の処置（法第 26 条）
- ③ 水防訓練の実施（法第 32 条の 2）
- ④ 津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）
- ⑤ 業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条）

7. 一般県民の義務

- ① 水防への従事（法第 24 条）
- ② 水防通信への協力（法第 27 条）

第4節 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意してライフジャケットの着用や不通時でも利用可能な通信機器を携行し水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防活動は原則として複数人で行う。

津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

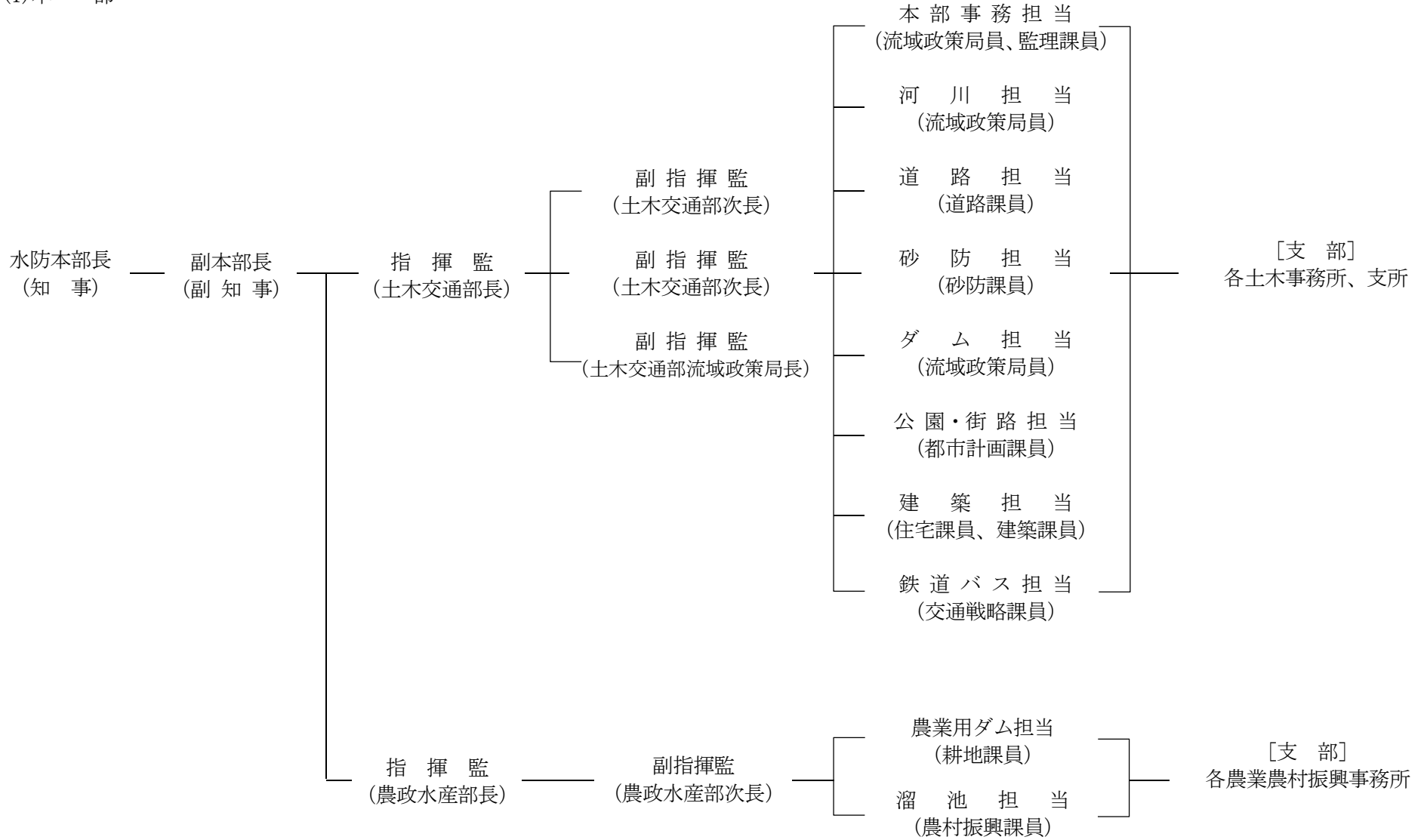
第2章 水 防 組 織

第1節 水防本部

県内における水防が充分行われるよう水防本部を設置し、本部事務所を土木交通部流域政策局内に置く。但し、災害対策本部が開設された場合には、地域防災計画の定めるところによる。

1. 水防組織の機構と事務分掌

(1) 本部



〈水防本部事務分掌〉

本部長 統 轄

副本部長 本部長の補佐又は代理

指揮監 各担当の指揮

副指揮監 指揮監の補佐又は代理

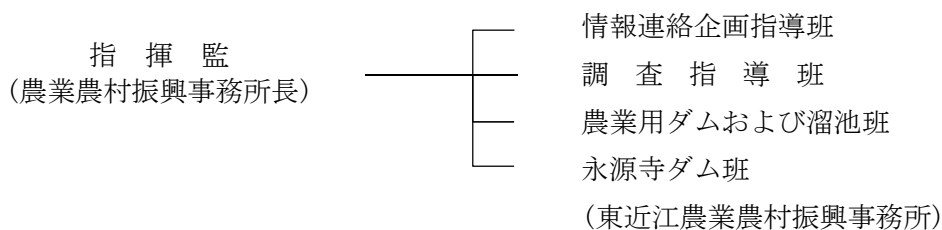
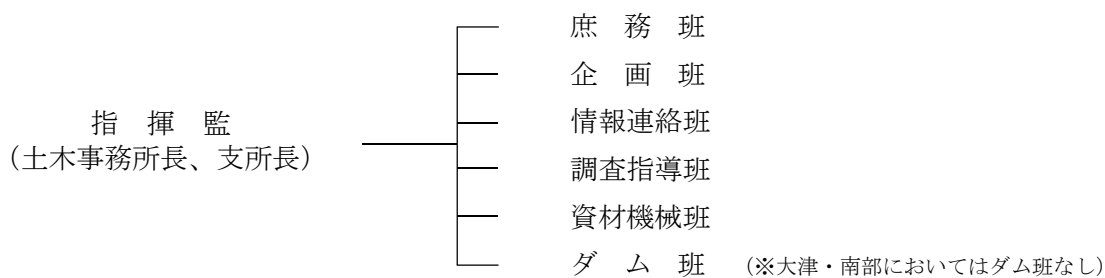
各 担 当

- ・本部事務担当 本部体制の決定、立退の指示、支部との連絡、被害情報に関する収集、情報の総括、防災危機管理局との連絡、国土交通省・滋賀県警察本部・N T T西日本等水防関係機関との連絡（水防連絡系統 P.12）、対外公表内容に関する質疑応答（電話番号 077-528-4152）、その他水防活動のための企画
- ・河川担当 水防警報・洪水予報の決定・伝達、氾濫危険水位（特別警戒水位）の伝達、気象情報・洪水情報・雨量水位情報の収集および記録
- ・道路担当 道路重要水防箇所等の災害および冠水、通行規制（交通事故は除く）に関する情報の収集および各関係機関との連絡
- ・砂防担当 土砂災害警戒情報とその補足情報の発表・配信に関すること。土砂災害被害の情報収集に関すること。
- ・ダム担当 日野川ダム、余呉湖、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダムおよび天川ダムに関すること
- ・公園・街路担当 公園・街路等に関すること
- ・建築担当 県営住宅等、県立施設に関すること
- ・鉄道バス担当 鉄道、バス等に関すること

（農政水産部所管）

- ・農業用ダム担当 農業用ダムに関すること
- ・溜池担当 溜池の防災に関すること

(2)支 部



〈水防支部事務分掌〉

指揮監 各班の指揮

各担当

- ・庶務班 職員の招集、水防用資材物品の購入等庶務に関すること。
- ・企画班 水防支部の設置、水防資材の調達、各機関への出動要請等水防活動のための企画に関すること
- ・情報連絡班 気象状況・雨量・水位等情報の収集、記録、水位の通報、水防警報・洪水予報・特別警戒水位の伝達支援、及び水防活動状況等の連絡、記録に関すること。
- ・調査指導班 増水（出水）ならびに被害状況の調査、水防活動のための水防工法等の指導に関すること。
- ・資材機械班 水防資材および機械の調達、配分、輸送に関すること
- ・ダム班 ダムに関すること
- ・農業用ダム および溜池班 農業用ダムおよび溜池の防災に関すること。
- ・永源寺ダム班 永源寺ダムに関すること

2. その他関係課事務分掌

広 報 課 情報、警報、予報、被災状況、水防活動の对外発表
防災危機管理局 被害情報に関する収集および防災関係機関との連絡ならびに災害対策本部に関すること

3. 災害警戒本部・災害対策本部との連携

県に災害警戒本部を設置したとき、水防本部は水防計画により滋賀県域にある水防を総括するとともに、災害警戒本部との連携を図る。

県に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令に基づき、他に設置されている「滋賀県水防本部」ならびに「滋賀県警察災害警備本部」を、それぞれ災害対策本部のなかの土木交通部ならびに警察部として組織の一元化を図る。

(滋賀県地域防災計画 参照)

第2節 指定水防管理団体

県下の水防管理団体内中水防上公共の安全に重大なる関係のあるものを滋賀県知事が指定したもので19市町を指す。

1. 指定水防管理団体の定員基準

指定水防管理団体の定員は指定水防管理団体の水防団員の基準に関する条例(昭和24年滋賀県条例61号)により概ね次の基準による。

(1) 特に重要と認められる箇所については延長20mにつき1人

(2) その他の箇所については、その延長50mにつき1人

(ただし水防管理者が水防実施に支障がないと認められる場合は、この基準以下に減じてよい。)

2. 指定水防管理団体の義務

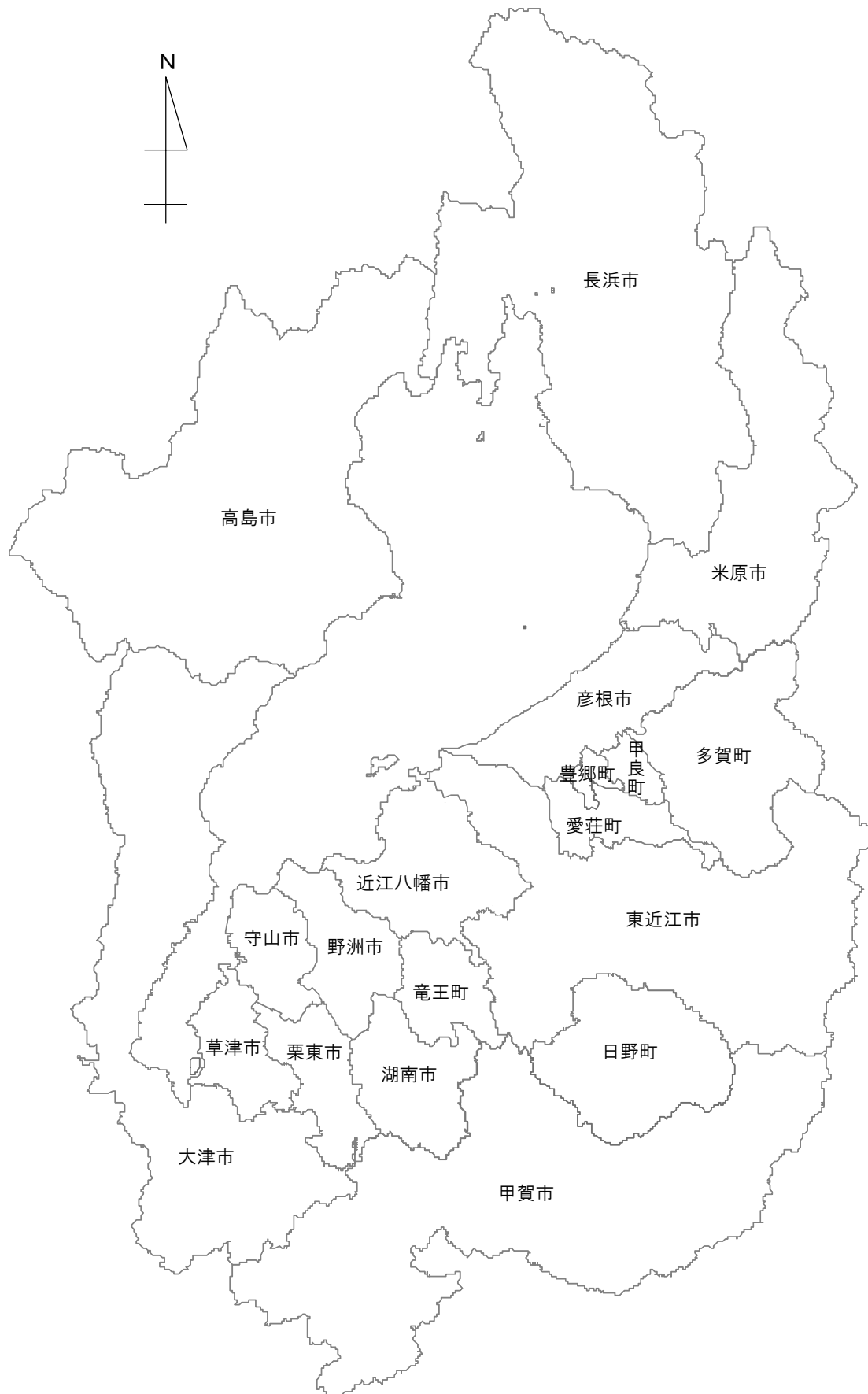
(1) 水防団の設置 (法第5条 - 第6条)

(2) 水防計画の作成および要旨の公表 (法第33条)

(3) 水防団および消防機関の水防訓練の実施 (法第32条の2)

※ (2)については、知事に届け出ること。

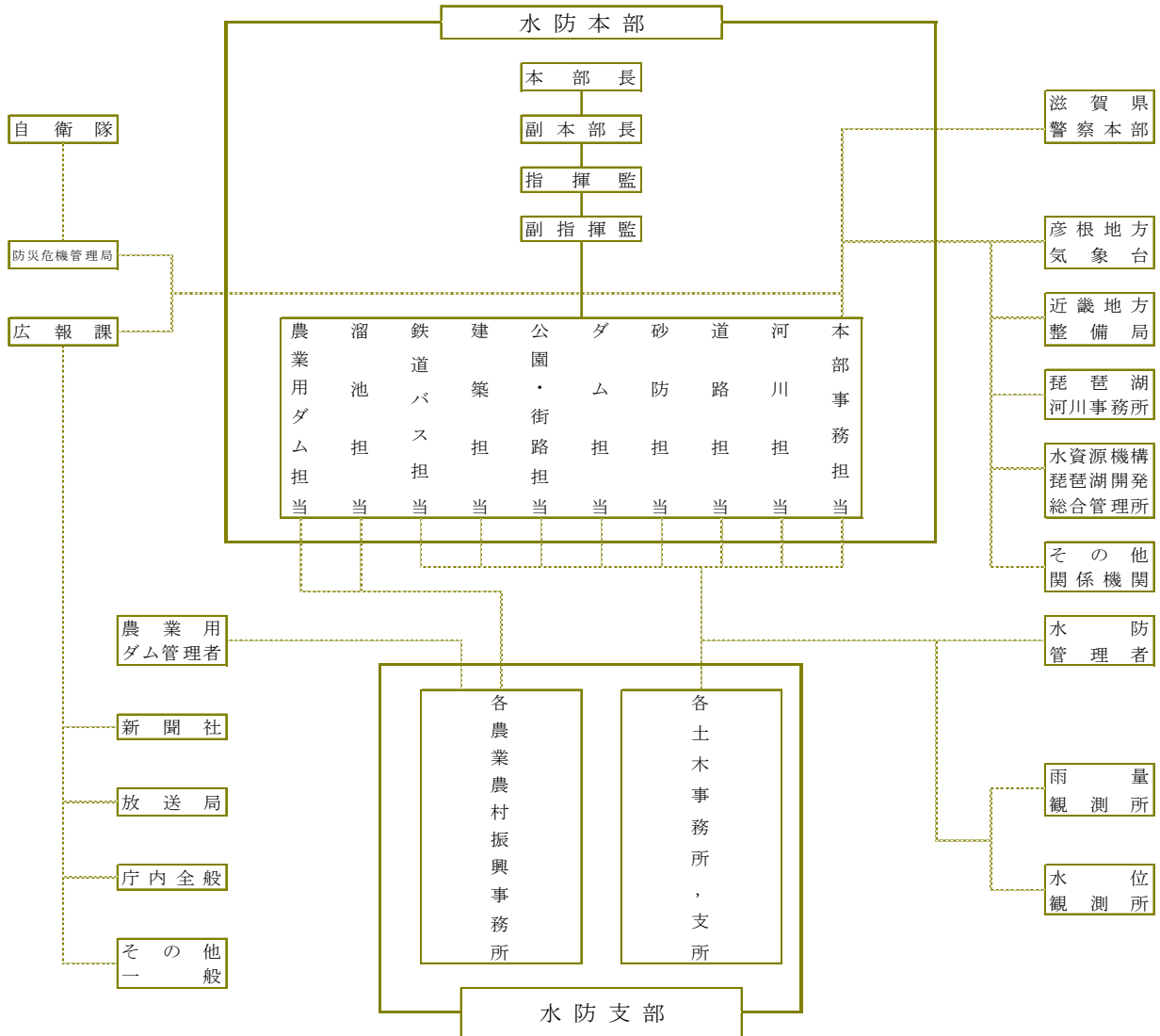
指定水防管理団体位置図



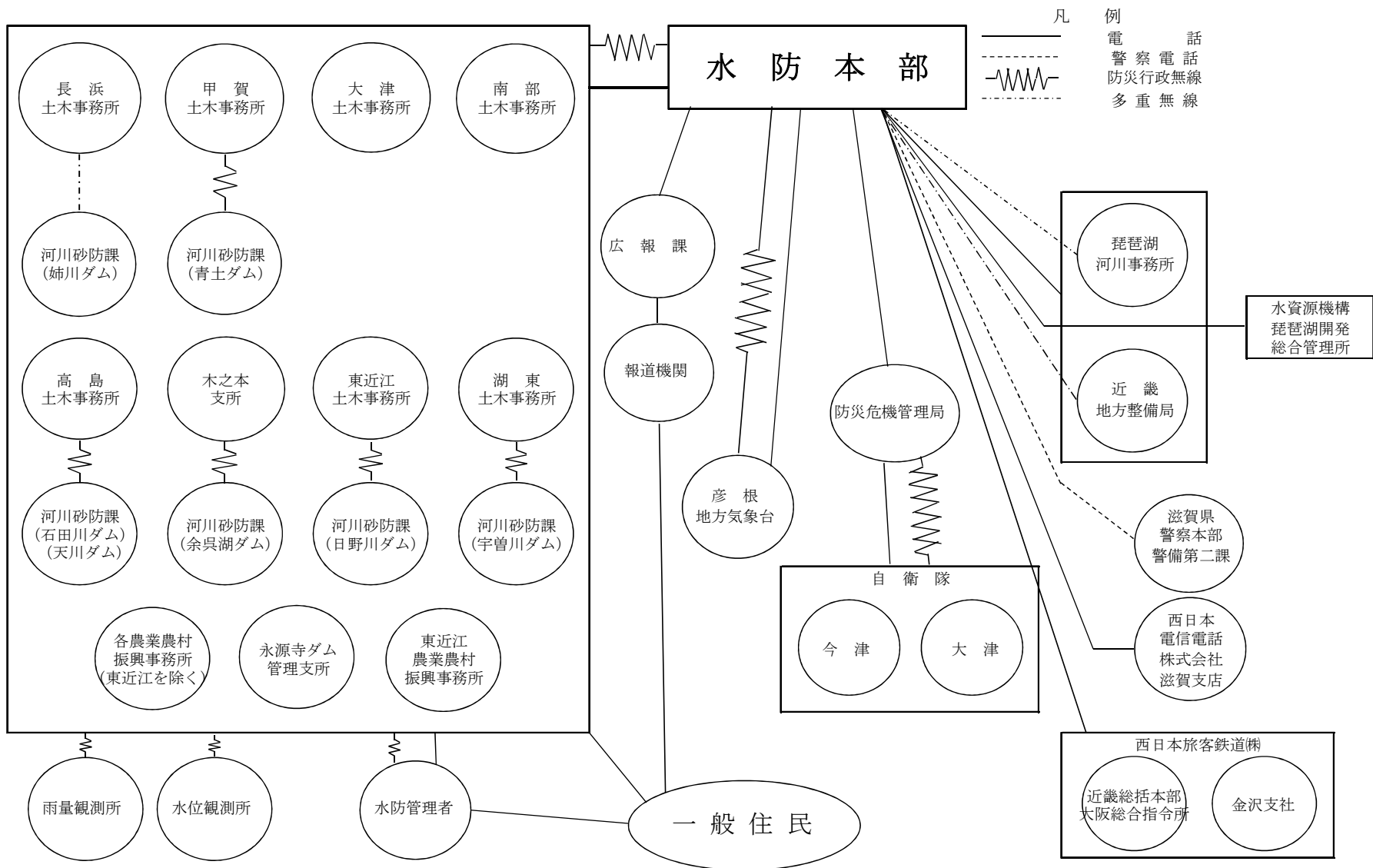
第3章 連絡通信関係

第1節 連絡系統図

1. 水防連絡系統図

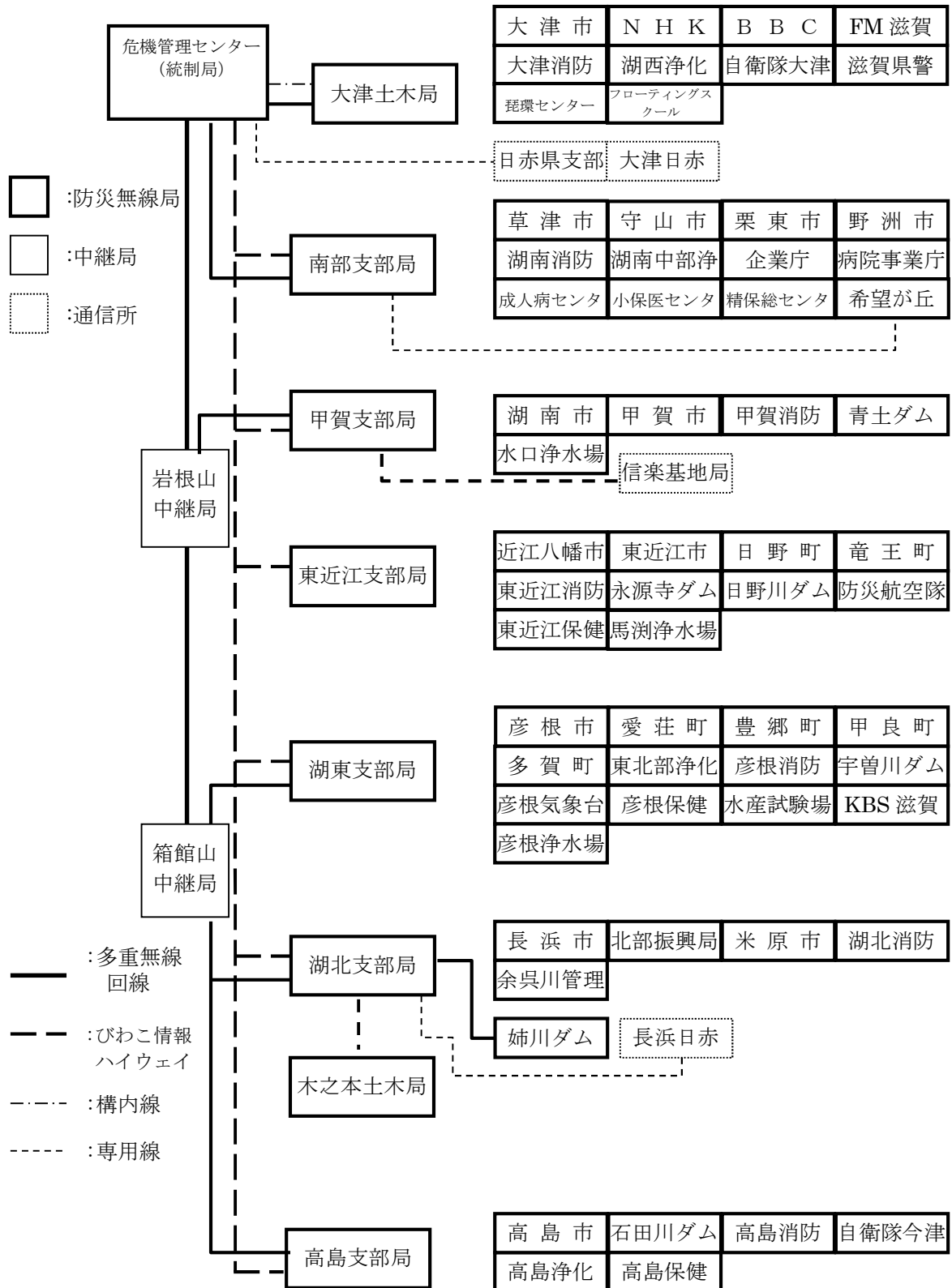


2. 通信手段図



3. 防災行政無線通信系統図
 (1) 防災行政無線網

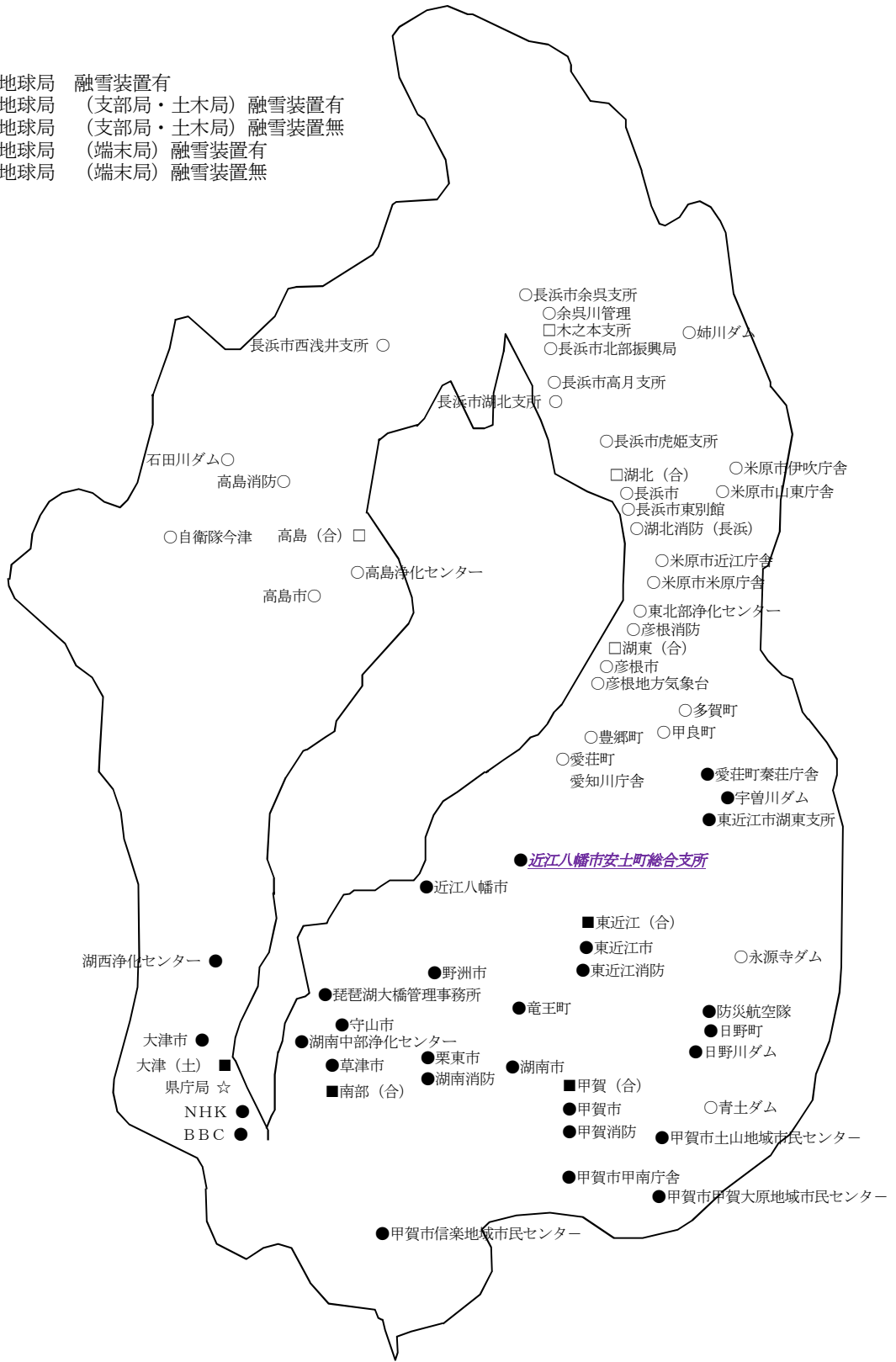
滋賀県防災行政無線回線構成図



(2) 衛星地球局配置図

凡例

- | | |
|---------|-----------------|
| ☆：県庁地球局 | 融雪装置有 |
| □：衛星地球局 | (支部局・土木局) 融雪装置有 |
| ■：衛星地球局 | (支部局・土木局) 融雪装置無 |
| ○：衛星地球局 | (端末局) 融雪装置有 |
| ●：衛星地球局 | (端末局) 融雪装置無 |



衛星地球局 設置位置

第2節 水防通信

1. 緊急通信連絡

水防上緊急を要する通信連絡については、次の適当な通信施設を利用する。

- (1) 滋賀県水防通信施設
- (2) 西日本電信電話(株)通信設備
- (3) 国土交通省通信施設
- (4) 警察通信施設
- (5) 西日本旅客鉄道(株)通信施設
- (6) 西日本旅客鉄道(株)自動車通信施設
- (7) 京阪電気鉄道(株)通信施設
- (8) 江若交通(株)通信施設
- (9) 近江鉄道(株)通信施設
- (10) 関西電力(株)通信施設

2. 近距離通信連絡

近距離通信連絡確保のため、水防通信発着点、資材備蓄倉庫等には人員を配置しておく。

3. 防災行政無線の利用

県防災行政無線は、県庁の統制局を中心として、土木事務所等出先機関をはじめ市町ならびに气象台、自衛隊、消防本部等防災関係機関を総合的に結んだ通信網であるので、努めて利用すること。

- (1) 非常災害時には、県庁統制局から各機関係統毎への一斉通話および緊急通話を優先するため、通信規制を行うことがある。また、地方局から管内市町等へ、一斉通話および通話統制することもある。
- (2) 自動車、船艇に搭載した全県移動局との通話は、県庁関係課または所管土木事務所(無線統制器)の間に音声呼び出しを行ったうえ、片通話方式で通話すること。
- (3) 平常時は、県庁、土木事務所、保健所、市町消防本部等相互に相手番号をダイヤル呼び出しし、一般行政事務に利用し、非常災害時の使用に遺漏のないように心掛けること。

第4章 水防区域と水防上の留意事項

第1節 河川重要水防区域

県下の河川について、その現状と洪水が公共上および影響の程度を勘案して、次のとおり区分する。

- ① 要水防区域（要注意区間）
- ② 重要水防区域（水防上重要な区間）
- ③ 特に重要な水防区域（水防上最も重要な区間）

河川管理者は、施設の保全に努め水防管理者との連携を密にし、水防活動が円滑に行われるように努めるものとする。

1. 国土交通省管理区間の重要水防箇所評定基準については、資料編1頁参照。
2. 国土交通省管理区間の重要水防箇所調書については、資料編2頁参照。
3. 県管理区間の重要水防区域評定基準については、国土交通省の評定基準を準用する。
4. 県管理区間の重要水防区域については資料編5頁参照。

第2節 構造物重要水防箇所

各施設の管理者は、常に施設が十分に機能を発揮できるように整備しておくと共に、水防時には適正な操作を行い水害の防止に万全を期するものとする。ただし、操作規定等のあるものはこれによる。

水防管理者は、ダム、堰等の規模、能力等を熟知し、施設管理者との連絡を密にし、緊急時に対応できる対策を確立しておくものとする。

1. ダム調書については、資料編31頁参照。
2. 堰調書については、資料編33頁参照。
3. 水門・（排・取）水門（樋門）調書については、資料編38頁参照。
4. 揚、排水ポンプ場（排水機）調書については、資料編42頁参照
5. 橋梁調書については、資料編43頁参照
6. 水資源機構管理施設調書については、資料編51頁参照

第3節 土砂災害重要水防箇所

市町や住民等に必要な土砂災害に対する防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対策を支援するため、県は市町に滋賀県土木防災情報システムを利用してイントラネットの端末により雨量観測情報等の防災情報を提供している。

大雨警報発表に引き続き、土砂災害警戒情報が発表された時は、イントラネットの端末を通じて、土砂災害の危険が高まり避難勧告等の検討が必要であることを知らせるとともに、インターネットや携帯電話で土砂災害警戒情報のより詳細な補足情報を配信し、市町と連携して次の箇所の土砂災害に警戒し、水防活動が円滑に行われるように努める。土砂災害警戒情報発表前には、発表対象市町に事前連絡を行い避難勧告等の発表支援に努める。

また、土砂災害防止法に基づき警戒区域等の指定があったときは、市町地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定められるため、その警戒避難体制に関する活動が円滑に行われるように努める。

1. 土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域については、資料編60頁参照。
2. 土石流危険渓流については、資料編196頁参照
3. 地すべり防止区域については、資料編226頁参照
4. 地すべり危険箇所については、資料編227頁参照
5. 急傾斜地崩壊危険区域については、資料編239頁参照
6. 急傾斜地崩壊危険箇所については、資料編256頁参照

第4節 道路重要水防箇所

道路管理者は、事前に異常気象時通行規制区間を定め、異常気象時等により道路交通に危険を及ぼすと判断される場合には、道路交通規制（通行止め）を実施して事故を未然に防止するものとする。

1. 異常気象時通行規制区間および規制基準

(1) 国道（国土交通省管理区間）については、資料編 280 頁参照

(2) 国道（県管理区間）については、資料編 281 頁参照

(3) 県道については、資料編 282 頁参照

2. 県管理道路における道路冠水危険箇所については、資料編 285 頁参照

3. 国道（県管理）および県道の規制についての連絡網図は、資料編 286 頁参照

第5節 溜池重要水防箇所

県下の溜池について、その現状と洪水が公共上および影響の程度を勘案して、次のとおり区分する。

① 要水防溜池

② 重要水防溜池

③ 特に重要な水防溜池

溜池管理者は施設の安全に努め、水防管理者との連絡を密にし、水防活動が円滑に行われるように努めるものとする。

1. 重要水防溜池箇所調書については、資料編 287 頁参照。

第5章 水防体制および活動

第1節 水防体制

彦根地方気象台等から水防活動に関する気象予警報の通知のあった時、水防本部を設置すると共に水防体制に入るものとする。

第2節 非常配備

1. 水防本部の非常配備

常勤体制から水防非常配備体制への切り替えを確実に迅速に行い、非常勤務活動の完遂を期するため下記表による非常配備を行うものとする。

種類 (滋賀県地域防災計画)	種類	時期	配備体制	
警戒第1号体制	第一配備体制	1号	少数の人数でもって、主として情報の収集および連絡にあたり事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる体制とする。	
警戒第2号体制		2号		
災害対策本部	第一配備	第二配備体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想されるとき。	所属人員に約半数をもって、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が滞りなく遂行できる体制とする。
	第二配備	第三配備体制	事態が切迫し、危険性が大で、第二配備体制では処理しかねると認められたとき。 支部は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて、本部と協議のうえ非常配備を行うものとする。	所属人員をもって完全な水防体制とする。

2. 水防管理団体の非常配備

各水防管理団体の非常配備については、滋賀県水防本部の非常配備に準ずるものとし、水防管理者は予めその体制を整備するとともに、年度水防計画を明記すること。

3. 消防機関の非常配備

水防管理者が管下の消防機関を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合。
- (2) 水防指定河川にあっては、警報事項の伝達を受けた場合。
- (3) 緊急にその必要があるとして水防法第30条による知事からの指示があった場合。

4. 作業員の水防配置

(1) 出動準備

水防管理者は次の場合、管下消防機関に対して出動準備を命ずるものとする。

- (イ) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されたとき。
- (ロ) 水防警報河川（水防警報指定河川）にあっては、準備のための警報を受けたとき。
- (ハ) 洪水予報が発せられたとき。

(2) 待機

消防機関に関する者は、第一水防信号が発せられたときは速やかに所定の詰所に集合し、団長の指示を待つものとする。消防機関の長は、水閘門、堰堤、溜池等の水防上重要工作物のある箇所へ

の所属部員の派遣、水位観測堤防監視等のため一部の所属部員を派遣させるものとする。

(3) 出 動

消防機関の全員が所定の詰所から警戒措置につくものとする。出動命令は概ね次の状況の際、発するものとする。

(イ) 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。

(ロ) 水防警報河川（水防警報指定河川）にあつては、出動の指令を受けたとき。

これらの場合は、直ちに土木事務所長・支所長に出動した旨を報告する。

第3節 監視および警戒

1. 量水標の監視

水防管理者は、予め監視員および連絡員を定め、監視員は降雨ならびに洪水のときは量水標の監視にあたり、連絡員は通報水位に達したとき直ちに水防管理者に急報するものとする。

2. 堤防の監視

水防管理者は平常時には、巡視員を定めて堤防の監視にあたらしめるとともに、水防団待機水位（通報水位）に達した場合には監視員、連絡員等を定めて堤防の監視に当たらせる。

3. 水門、閘門および溜池の監視

(1) 水門、閘門、溜池の管理者はあらかじめ監視員及び巡視員を定めておく。

(2) 監視員は、平時工作物の点検をなし、増水（出水）時の操作に支障のないようにする。

(3) 監視連絡員は、河川の量水標が水防団待機水位（通報水位）に達した通知によって出動し、水門、閘門、溜池の警戒操作にあたり、その状況を水門、閘門、溜池の管理者に報告する。

(4) 水門、閘門、溜池の管理者は水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長・支所長に通知する。

4. ダムの監視

ダムの管理者は予め水防管理者と協議して、ダム操作規則またはダム操作規程を定めるものとし、その操作を行ったときは所管する土木事務所長・支所長に通知するものとする。

5. 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所および工事施設について、平時より水防管理者と連絡を密にし、増水（出水）時において嚴重な警戒をし、危険を発見または予想されるときは水防管理者に連絡し、必要な措置を講じなければならない。

第4節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、資料のとおりである。

その際、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第5節 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しないを通行することができる。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第6節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第7節 避難のための立ち退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を所轄土木事務所長に速やかに報告し、所轄土木事務所長は水防本部長に報告するものとする。

③水防管理者は、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め一般に周知しておくものとする。

第8節 水防解除

水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ気象状況等から水防の必要がなくなったときは水防解除をする。

1. 水防管理者は、水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、土木事務所長・支所長、県水防本部に対し、その旨を報告するものとする。
2. 水防本部長は、水防解除したときは関係機関に周知するものとする。

第9節 地震後の対応

地震が発生した場合、その規模によっては、河川管理施設等に二次災害の誘因ともなる重大な被害が発生することが予想されるので、必要に応じて河川管理者および水防管理者は共同して河川巡視・点検を実施するものとする。

※勤務時間外において震度5弱以上の地震が発生した場合の初期活動については、「土木交通部の勤務時間外における大規模地震発生時の初期活動体制計画」により巡視・点検を実施するものとする。

第6章 雨量、水位の観測と報告

第1節 雨量の観測・報告

1. 報告

水防本部は必要と認められるとき天候が回復するまでの間、各土木事務所長・支所長と緊密な連絡をとり滋賀県所轄の雨量を滋賀県土木防災情報システム（以下、システムという。）により報告させる。

また、彦根地方气象台と連絡を密にして必要に応じ情報等の交換を行うものとする。

各土木事務所長・支所長は、進んで的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量観測者と密接な連絡をとり正確な資料を敏速に入手し、進んで水防本部と連絡をとらなければならない。

各土木事務所長・支所長は、他の土木事務所長・支所長及び水防管理者と相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。

2. 雨量観測所

雨量観測所については、本編 [24](#) 頁・資料編 312 頁参照。

第2節 水位の観測・報告

1. 通報河川

水防法第12条等に基づき以下のように定める。

(1) 国が管理する河川

量水標管理者は自らの判断で増水（出水）のおそれのある場合を知った場合、水位の変動を監視して水防団待機水位（通報水位）に達したときから直ちに次の事項により水防本部に通報し、水防本部はその情報を所轄土木事務所長・支所長ならびに水防管理者に通報するものとする。通報はシステムによるが、システムに異常があり観測データが送信されない場合は第3章第2節水防通信の定めによる。

(2) 県が管理する河川

量水標管理者は自らの判断で増水（出水）のおそれのある場合を知った場合、水位の変動を監視して水防団待機水位（通報水位）に達したときから直ちに次の各項により所轄土木事務所長・支所長ならびに水防管理者に通報するものとする。通報はシステムによるが、システムに異常があり観測データが送信されない場合は第3章第2節水防通信の定めによる。各土木事務所長・支所長は、必要と認められるとき、水防情報を水防本部に報告しなければならない。

また水防本部は必要に応じ彦根地方气象台に通報する。

2. 報告

各土木事務所長・支所長は、水防本部に滋賀県所轄の水位をシステムにより報告するものとするが、システムに異常がある場合、土木事務所等は職員の現認等により降雨や河川の状況等を把握し、第3章第2節水防通信の定めにより、下記（1）～（7）の内容を水防本部に報告するように努める。

(1) 水防団待機水位（通報水位）に達したとき。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。

(3) 避難判断水位に達したとき。

(4) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき。

(5) ピーク時の状況報告。（最高水位）

(6) 氾濫注意水位（警戒水位）まで下がったとき。

(7) 水防団待機水位（通報水位）まで下がったとき。

水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）は、別表による。

3. 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（特別警戒水位）の基準

(1) 水防団待機水位（通報水位）

① 計画高水流量の約2割の流量に相当する水位。

- ② 1年に5～10日発生する程度の水位。
- ③ 有堤部ではほぼ河川敷（高水敷）に洪水がのる水位。

この基準にはそれぞれ3項目の決定方法があるが、これらの条件をすべて同時に満足する必要はなく、その河川の事情を十分に勘案し、最も適切な水位を決めればよい。

(2) 氾濫注意水位（警戒水位）

- ① その水位に対する流量が計画高水流量のほぼ半分になる水位。
- ② 平均低水位から氾濫危険水位（特別警戒水位）までの間の下から6割の水位。
- ③ 約3年に1回起こる程度の水位。

ここに平均低水位とは、年間の毎日の水位の平均、すなわち平均水位より低いすべての水位の平均を意味するが、場合によっては年間の最多水位以下の水位の平均、または平水位（年間185日はこれを下回らない水位、すなわち185日水位）以下の平均を平均低水位と呼ぶことがある。

- ④ 「洪水予報対象河川」で氾濫注意情報（洪水注意報）の発表に用いられる水位。

(3) 避難判断水位

- ① 市町長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
- ② 河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、避難場所の開設や要配慮者の避難に要する時間を氾濫危険水位（特別警戒水位）から考慮した水位。
- ③ 「洪水予報対象河川」で氾濫警戒情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

(4) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

- ① 主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」で、洪水により堤防の決壊（破堤）等の災害が起こる（無堤部では相当な浸水被害が発生する）おそれがある水位。
- ② 市町長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。
- ③ 河川ごとの洪水時の水位上昇速度と、避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間を危険箇所から越水又は溢水が発生する水位から考慮した水位。
- ④ 「洪水予報対象河川」で氾濫危険情報（洪水警報）の発表に用いられる水位。

4. 水位観測所

水位観測所については、本編26頁・資料編317頁参照。

第3節 雨量・水位の一覧，公表

1. 雨量・水位観測所（県管理）の一覧

(1) 雨量観測所

番号	所 轄 土木事務所	観測所名	位 置	土木防災情報 システム公表
2001	大 津	大 津	大津市松本	○
2002	大 津	花 折 峠	大津市伊香立途中町	○
2003	大 津	堅 田	大津市真野	○
2004	大 津	坂 本	大津市坂本	○
2005	大 津	山 中	大津市比叡平	○
2006	大 津	上 田 上	大津市牧	○
2201	大 津	葛 川	大津市葛川坊村町	○
2202	大 津	途 中	大津市伊香立途中町	○
2203	大 津	南 小 松	大津市南小松	○
2204	大 津	釈 迦ヶ 岳	大津市北比良	○
2205	大 津	木 戸	大津市木戸	○
2206	大 津	打 見 山	大津市木戸	○
2207	大 津	上 別 保	大津市膳所上別保町	○
2208	大 津	大 石	大津市大石東町	○
2209	大 津	大石小田原	大津市大石小田原町	○
2210	大 津	大 石 富 川	大津市大石富川町	○
3001	南 部	草 津	草津市草津	○
3002	南 部	上 砥 山	栗東市上砥山	○
3003	南 部	野 洲	野洲市小篠原	○
3201	南 部	観 音 寺	栗東市観音寺町	○
4001	甲 賀	水 口	甲賀市水口町水口	○
4002	甲 賀	信 楽	甲賀市信楽町長野	○
4003	甲 賀	大 原	甲賀市甲賀町滝	○
4004	甲 賀	土 山	甲賀市土山町北土山	○
4005	甲 賀	青 土	甲賀市土山町青土	○
4208	甲 賀	田 代	甲賀市信楽町田代	○
4209	甲 賀	五 本 松	甲賀市信楽町黄瀬	○
4210	甲 賀	柞 原	甲賀市信楽町柞原	○
4211	甲 賀	宮 尻	甲賀市信楽町宮尻	○
4212	甲 賀	上 朝 宮	甲賀市信楽町上朝宮	○
4213	甲 賀	宮 町	甲賀市信楽町黄瀬	○
4214	甲 賀	勅 旨	甲賀市信楽町勅旨	○
4215	甲 賀	長 野	甲賀市信楽町長野	○
4216	甲 賀	神 山	甲賀市信楽町神山	○
4217	甲 賀	石 橋	甲賀市信楽町神山	○
4218	甲 賀	小 川	甲賀市信楽町小川	○
4219	甲 賀	五 瀬	甲賀市信楽町神山	○
4220	甲 賀	多羅尾上出	甲賀市信楽町多羅尾	○
4101	甲 賀	大 河 原	甲賀市土山町大河原	○
4102	甲 賀	青 土 ダム	甲賀市土山町青土	4005青土と同一局
4201	甲 賀	石 部	湖南市丸山	○
4202	甲 賀	花 園	湖南市岩根	○
4203	甲 賀	伴 中 山	甲賀市水口町伴中山	○
4204	甲 賀	杉 谷	甲賀市甲南町杉谷	○
4205	甲 賀	佐 山	甲賀市甲賀町小佐治	○
4206	甲 賀	黒 川	甲賀市土山町黒川	○
4207	甲 賀	鮎 河	甲賀市土山町鮎河	○
5001	東 近 江	八 日 市	東近江市八日市緑町	○
5003	東 近 江	能 登 川	東近江市鉢光寺町	○
5004	東 近 江	竜 王	蒲生郡竜王町小口	○
5005	東 近 江	蒲 生	東近江市市子川原町	○
5006	東 近 江	日 野	蒲生郡日野町河原	○
5007	東 近 江	桜 谷	蒲生郡日野町中之郷	○
5008	東 近 江	永 源 寺	東近江市山上町	○
5009	東 近 江	蓼 畑	東近江市蓼畑町	○
5010	東 近 江	桐 原	近江八幡市安養寺町	○
5011	東 近 江	末 広	近江八幡市西生来町	○
5012	東 近 江	妹 町	東近江市妹町	○
5101	東 近 江	熊 野	蒲生郡日野町熊野	○
5102	東 近 江	日野川ダム	蒲生郡日野町村井	×（自記の為）

番号	所 轄 土木事務所	観測所名	位 置	土木防災情報 システム公表
5201	東 近 江	島	近江八幡市島町	○
5202	東 近 江	五 個 荘	東近江市木流町	○
5203	東 近 江	深 山 口	蒲生郡日野町深山口	○
5204	東 近 江	西 明 寺	蒲生郡日野町西明寺	○
6203	東 近 江	愛 東	東近江市百濟寺町	○
6204	東 近 江	百 濟 寺	東近江市百濟寺町	○
5601	東 近 江	御 河 辺	東近江市神田町	○
5602	東 近 江	石 樽	東近江市政所町	○
5603	東 近 江	神	東近江市紅葉尾町	○
5604	東 近 江	御 在 所	東近江市甲津畑町	○
5605	東 近 江	蛭 谷	東近江市蛭谷町	○
5606	東 近 江	君 ケ 畑	東近江市君ヶ畑町	○
5607	東 近 江	永源寺ダム	東近江市永源寺相谷町峪道	○
6101	湖 東	押 立	東近江市下一色町	○
6102	湖 東	宇曾川ダム	東近江市平柳町	× (自記の為)
6001	湖 東	彦 根	彦根市元町	○
6002	湖 東	大 萩	東近江市百濟寺甲町	○
6003	湖 東	小 八 木	東近江市小八木町	○
6004	湖 東	四 手	犬上郡多賀町四手	○
6005	湖 東	大 君 ケ 畑	犬上郡多賀町大君ヶ畑	○
6006	湖 東	保 月	犬上郡多賀町保月	○
6201	湖 東	清 崎	彦根市清崎町古城山	○
6202	湖 東	仏 生 寺	彦根市仏生寺町瀧ヶ谷	○
6205	湖 東	斧 磨	愛知郡愛荘町斧磨	○
6206	湖 東	大 杉	犬上郡多賀町大杉	○
7001	長 浜	長 浜	長浜市平方町具足田	○
7002	長 浜	柏 原	米原市柏原	○
7003	長 浜	虎 姫	長浜市五村	○
7004	長 浜	野 村	長浜市野村町	○
7101	長 浜	甲 津 原	米原市甲津原	○
7102	長 浜	姉 川 ダム	米原市曲谷	× (自記の為)
7201	長 浜	西 坂	米原市西坂	○
7202	長 浜	常 喜	長浜市常喜町	○
7203	長 浜	太 田	長浜市太田町	○
7204	長 浜	上 野	米原市上野	○
7205	木 之 本	(落 川)	長浜市高月町落川	8201落川と同一局
7206	長 浜	上 板 並	米原市上板並	○
8001	木 之 本	木 之 本	長浜市木之本町黒田	○
8002	木 之 本	杉 野	長浜市木之本町杉野	○
8003	木 之 本	大 浦	長浜市西浅井町大浦	○
8004	木 之 本	音 羽	長浜市木之本町音羽	○
8101	木 之 本	椿 坂	長浜市余呉町椿坂	○
8102	木 之 本	下 余 呉	長浜市余呉町下余呉	× (自記の為)
8201	木 之 本	落 川	長浜市高月町落川	○
8202	木 之 本	今 市	長浜市余呉町今市	○
8203	木 之 本	菅 並	長浜市余呉町上丹生	○
8204	木 之 本	中 河 内	長浜市余呉町椿坂	○
8205	木 之 本	沓 掛	長浜市西浅井町沓掛	○
9001	高 島	今 津	高島市今津町今津	○
9002	高 島	マ キ ノ	高島市マキノ町沢	○
9003	高 島	安 曇 川	高島市安曇川町田中	○
9004	高 島	ガ リ バ ー	高島市鹿ヶ瀬	○
9005	高 島	市 場	高島市朽木市場	○
9006	高 島	針 畑	高島市朽木小入谷	○
9007	高 島	上 古 賀	高島市安曇川町上古賀	○
9101	高 島	河 内 谷	高島市今津町日置前	○
9102	高 島	石 田 川 ダム	高島市今津町角川	× (自記の為)
9105	高 島	天 川 ダム	高島市今津町大供	○
9201	高 島	野 口	高島市マキノ町野口	○
9202	高 島	保 坂	高島市今津町保坂	○
9203	高 島	勝 野	高島市勝野	○
9204	高 島	村 井	高島市朽木村井	○

(2) 水位観測所

番号	所轄 土木事務所	観測所名	河川名	位置	水位				計画 高水位	土木防災情 報システム 表
					水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位		
2051	大津	中村橋	安曇川	大津市葛川中村町	1.80	2.90			3.80	○
2052	大津	和邇川	和邇川	大津市和邇今宿	1.20	2.00			3.20	○
2053	大津	真野川	真野川	大津市真野	0.70	1.30			2.50	○
2054	大津	雄琴川	雄琴川	大津市雄琴	1.20	1.90			2.80	○
2055	大津	信楽川	信楽川	大津市大石東町	2.00	3.00			4.20	○
2056	大津	綾井橋	大戸川	大津市牧	0.90	1.30	1.60	1.90		○
3051	南部	山寺橋	草津川	草津市山寺町	0.55	1.30				○
3052	南部	西矢倉	草津川	草津市西矢倉町	2.30	3.10	3.40	4.30	4.565	○
3053	南部	目川	金勝川	栗東市下戸山	1.20	2.60				○
3054	南部	上鈎池	葉山川	栗東市安養寺	0.53	0.95				○
3055	南部	一本橋	童子川	野洲市永原	0.65	1.50				○
3056	南部	仁保橋	日野川	野洲市小南	-0.17	0.93			4.02	○
4051	甲賀	安場橋	信楽川	甲賀市信楽町宮尻	1.70	2.30				○
4052	甲賀	大戸川旭	大戸川	甲賀市信楽町長野	1.80	2.30	2.70	3.20		○
4053	甲賀	水口橋	野洲川	甲賀市水口町水口	0.65	1.00	1.20	1.45		○
4054	甲賀	多喜橋	杣川	甲賀市甲賀町滝	1.90	2.90			4.50	○
4055	甲賀	甲南大橋	杣川	甲賀市甲南町野田	2.40	3.80				○
4056	甲賀	北杣橋	杣川	甲賀市水口町三大寺	2.00	3.00	3.50	4.00	5.00	○
4057	甲賀	前山川	田村川	甲賀市土山町黒川	1.30	1.80			3.00	○
4058	甲賀	大山村	田村川	甲賀市土山町南山	1.30	2.10				○
4059	甲賀	内裏野	大戸川	甲賀市信楽町黄瀬						○
4060	甲賀	三代出	信楽川	甲賀市信楽町長野						○
4151	甲賀	鮎河	野洲川	甲賀市土山町鮎河						×
4152	甲賀	佐山	野洲川	甲賀市甲賀町岩室						○
4153	甲賀	水口岩上	野洲川	甲賀市水口町巖峨						×
4154	甲賀	柏貴野	野洲川	甲賀市水口町宇川	-1.00	0.50			2.37	○
4155	甲賀	横田橋	野洲川	湖南市三雲	1.50	2.50	3.50	3.90		○
4156	甲賀	石部	野洲川	湖南市石部北						×
4191	甲賀	ダム貯水位	青土ダム	甲賀市土山町青土					EL300.0	○
5051	東近江	別所橋	日野川	蒲生郡日野町別所	1.30	2.00				×(固定)
5052	東近江	安吉橋	日野川	近江八幡市倉橋部町	1.80	2.70	3.40	4.10	6.00	○
5053	東近江	桐原橋	日野川	近江八幡市安養寺町	1.80	3.00	3.80	5.10	6.00	○
5054	東近江	野村橋	日野川	近江八幡市野村町	2.80	4.00			5.80	×(固定)
5055	東近江	諸木大橋	佐久良川	蒲生郡日野町中在寺	1.10	1.90				○
5056	東近江	江市子橋	佐久良川	東近江市市子川原町	1.00	1.20				○
5057	東近江	江鷗川	祖父川	蒲生郡竜王町鷗川	1.20	1.50				○
5058	東近江	紅葉橋	愛知川	東近江市永源寺高野町	3.15	3.45	3.80	4.20		○
5059	東近江	御河辺	愛知川	東近江市神田町	0.90	1.40				○
5060	東近江	八千代橋	愛知川	東近江市建部北町	1.00	1.50				×(固定)
5061	湖東	(御幸橋)	日野川	愛知郡愛荘町愛知川	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	○
5062	東近江	下豊浦	蛇砂川	蒲生郡安土町下豊浦						○
5063	東近江	末広	蛇砂川	近江八幡市末広町						○
5064	東近江	下二俣	蛇砂川	東近江市柴原南町						○
5151	東近江	増田橋	日野川	蒲生郡日野町増田	1.95	2.25			3.62	○
5152	東近江	ダム貯水位	日野川ダム	蒲生郡日野町村井					EL209.0	○
6051	湖東	御幸橋	愛知川	愛知郡愛荘町愛知川	1.00	1.50	1.75	2.30	3.95	○
6052	湖東	葉枝見橋	愛知川	彦根市本庄町	2.50	3.50				○
6053	湖東	肥だらい	宇曾川	愛知郡愛荘町島川	1.20	2.00			3.00	×(固定)
6054	湖東	川相橋	犬上川	犬上郡多賀町川相	1.50	2.50				○
6055	湖東	榎崎橋	犬上川	犬上郡多賀町榎崎	1.80	2.80				○
6056	湖東	千鳥橋	犬上川	彦根市高宮町西川原	0.80	1.70	2.00	2.30		○
6057	湖東	犬上川橋	犬上川	彦根市八坂町	85.07	85.77			87.21	○
6058	湖東	中川原橋	芹川	犬上郡多賀町中川原	0.90	1.10	1.40	1.65		○
6059	湖東	芹川旭	芹川	彦根市東沼波町	0.70	0.90	1.00	1.40		○
6060	湖東	恵比寿橋	芹川	彦根市新町						×(固定)
6061	湖東	四手川ダム	四手川	犬上郡多賀町四手						○
6062	湖東	金沢大橋	宇曾川	彦根市金沢町	1.50	2.50	2.90	3.70		○
6063	湖東	宇尾大橋	犬上川	彦根市宇尾町						○
6064	湖東	中芹橋	芹川	彦根市芹中町						○
6151	湖東	秦川	宇曾川	愛知郡愛荘町松尾寺						○
6152	湖東	春日橋	宇曾川	愛知郡愛荘町沖						○
6153	湖東	上枝	宇曾川	犬上郡豊郷町上枝	1.40	2.20	2.90	3.60		○
6191	湖東	ダム貯水位	宇曾川ダム	東近江市平柳町					EL259.0	○
7051	長浜	天野川	天野川	米原市長岡	0.80	1.20	1.40	1.60	2.50	○
7052	長浜	近江橋	天野川	米原市箕浦	1.60	1.90	2.30	2.65		○
7053	長浜	国友橋	姉川	長浜市国友町	1.00	1.60	1.80	2.10		○
7054	長浜	難波	姉川	長浜市難波町	1.70	2.70	3.40	3.90		○
7055	長浜	錦織	高時川	長浜市錦織町	2.20	3.20	3.40	3.70		○
7056	長浜	太田橋	草野川	長浜市太田町	1.00	1.40			2.30	×(固定)
7057	長浜	大門橋	草野川	長浜市大門町	1.60	2.70				○
7058	長浜	湯田橋	草野川	長浜市内保町	0.80	1.20				×(固定)

番号	所轄 土木事務所	観測所名	河川名	位 置	水 位				計画 高水位	土木防災情 報システム 公表
					水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位		
7059	長 浜	中野馬橋左岸	田 川	長浜市中野町	1.50	2.00			3.00	× (固定)
7060	長 浜	月ヶ瀬橋	田 川	長浜市月ヶ瀬町	1.20	2.10				○
7062	長 浜	弓削橋下左岸	田 川	長浜市難波町	1.20	1.80			3.50	× (固定)
7063	長 浜	四 条 橋	余 呉 川	長浜市湖北町山本	1.00	1.20			—	× (固定)
7064	長 浜	野 村 橋	姉 川	長浜市野村町						○
7065	長 浜	新天野川橋	天 野 川	米原市本郷	1.60	2.70				○
7066	長 浜	河南樋口橋	天 野 川	米原市河南	1.80	2.90				○
7151	長 浜	温 見 橋	姉 川	米原市曲谷						○
7152	長 浜	小 泉 橋	姉 川	米原市小泉						○
7153	長 浜	伊 吹 橋	姉 川	米原市伊吹	0.75	0.90	1.00	1.10		○
7154	長 浜	今 村 橋	姉 川	長浜市今町	1.80	2.10	2.40	2.80		○
7191	長 浜	ダム貯水位	姉川ダム	米原市曲谷					EL446.7	○
8051	木 之 本	岩 合 橋	高 時 川	長浜市木之本町川合	1.90	2.50	2.80	3.10	4.00	○
8052	木 之 本	川 熊 橋	大 川	長浜市西浅井町塩津中	0.60	1.20			1.90	○
8053	木 之 本	大浦黒山橋	大 浦 川	長浜市西浅井町大浦	2.00	2.50			3.80	○
8054	木 之 本	阿 弥 陀 橋	高 時 川	長浜市高月町落川						○
8151	木 之 本	堂 木 橋	余 呉 川	長浜市余呉町中之郷	1.10	1.50	1.80	2.20		○
8153	木 之 本	黒 田 橋	余 呉 川	長浜市木之本町黒田	0.80	1.30	1.60	1.90	3.20	○
8155	木 之 本	西 柳 野 橋	余 呉 川	長浜市高月町西柳野	1.80	2.80			4.00	○
8191	木 之 本	余呉湖水位	余呉湖ダム	長浜市余呉町下余呉					EL133.2	○
9051	高 島	寺 荒 路 橋	知 内 川	高島市マキノ町小荒路	1.00	1.30				× (固定)
9052	高 島	知 久 保 橋	知 内 川	高島市マキノ町上開田	0.90	1.30			2.60	× (固定)
9053	高 島	知 内 川 橋	知 内 川	高島市マキノ町蛭口	1.00	1.30			2.50	○
9054	高 島	百 瀬 川 橋	百 瀬 川	高島市マキノ町沢	0.50	0.60				○
9055	高 島	新保6号堰	百 瀬 川	高島市マキノ町新保	0.50	0.60				× (固定)
9056	高 島	小 振 橋	今 津 川	高島市今津町南新保	1.00	1.20				× (固定)
9057	高 島	天 川 橋	天 川	高島市今津町今津	1.00	1.20				× (固定)
9058	高 島	船 橋	安 曇 川	高島市朽木市場	0.90	1.10	1.40	1.70		○
9059	高 島	常 安 橋	安 曇 川	高島市安曇川町常磐木	1.00	1.50	1.90	2.30		○
9060	高 島	鴨 川 橋	鴨 川	高島市鴨	1.20	1.90				○
9061	高 島	神 奈 川 橋	神 奈 川	高島市新旭町太田						—
9062	高 島	太 田 大 川 橋	太 田 大 川	高島市新旭町太田						—
9063	高 島	両 台 橋	安 曇 川	高島市安曇川町上古賀						○
9064	高 島	桜 橋	天 川	高島市今津町大供大門						○
9065	高 島	三 ツ 石 橋	北 川	高島市朽木市場	1.90	3.00			5.40	× (固定)
9066	高 島	野田橋	鴨 川	高島市野田					3.00	○
9067	高 島	八田川橋	八田川	高島市武曾横山						○
9151	高 島	保 坂 橋	石 田 川	高島市今津町保坂						× (自記)
9152	高 島	岸 脇 橋	石 田 川	高島市今津町岸脇	1.30	1.80				○
9191	高 島	ダム貯水位	石田川ダム	高島市今津町角川					EL302.5	○
9195	高 島	ダム貯水位	天川ダム	高島市今津町大供					EL172.3	○
5651	東 近 江	如 来 堂 橋	愛 知 川	東近江市蓼畑町						○
5652	東 近 江	且 渡 橋	愛 知 川	東近江市永源寺相谷町						○
5691	東 近 江	永源寺ダム	愛 知 川	東近江市永源寺相谷町						○

※固定：量水標のみ設置しており、テレメータによる自動観測はしていない

ダム貯水位、流量(治水関係ダム)

所 轄 土木事務所	ダム名	河川名	位 置	治水容量 (×千m3)	総貯水容量 (×千m3)	公表データ
甲 賀	青 土 ダム	野 洲 川	甲賀市土山町青土	4,100	7,300	ダム貯水位 ダム全流入量 ダム全放流量
東 近 江	日野川ダム	日 野 川	蒲生郡日野町村井	920	1,388	
湖 東	宇曾川ダム	宇 曾 川	東近江市平柳町 愛知郡愛荘町松尾寺	2,350	2,900	
長 浜	姉 川 ダム	姉 川	米原市曲谷	4,700	7,600	
木 之 本	余呉湖ダム	余 呉 川	長浜市余呉町川並	2,000	14,700	
高 島	石田川ダム	石 田 川	高島市今津町角川	1,870	2,710	
高 島	天 川 ダム	天 川	高島市今津町大供	1,323	1,404	

河川情報提供装置

所 轄 土木事務所	観測所名	河川名	位 置
大 津	葛 川 坊 村	安 曇 川	大津市葛川坊村町

※固定：量水標のみ設置しており、テレメータ観測はしていない。

2. 雨量・水位観測値の公表

滋賀県の管理する雨量観測所、水位観測所の観測値については、インターネットにより滋賀県土木防災情報システムで公表する。

★インターネット：<http://shiga-bousai.jp/>

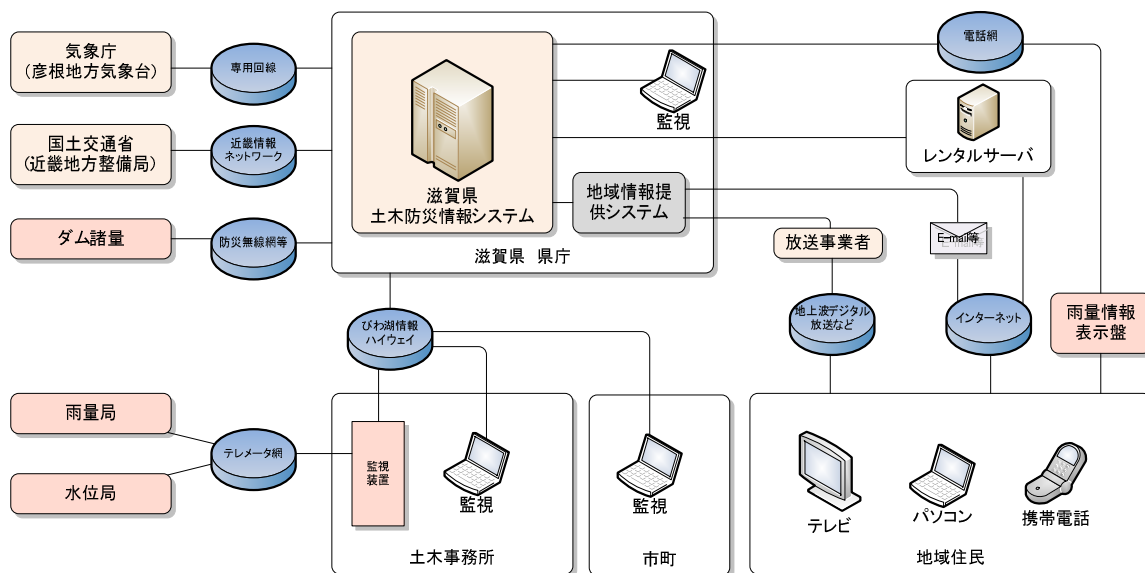
★モバイル：<http://shiga-bousai.jp/mobile/>

★河川防災カメラ：<http://c.shiga-bousai.jp/shigapref/pc/>

第4節 滋賀県土木防災情報システム

滋賀県土木防災情報システムとは、大雨などにより洪水、土砂災害などのおそれがあるとき、雨量、水位、ダム諸量などの各種観測情報を監視し洪水予報や土砂災害警戒情報などの防災情報の発表・伝達による防災体制の確立や、防災情報の地域への提供による早期警戒避難による人的被害の軽減を目的として整備した。

県内各地の雨量観測データおよび水位観測データを県庁で総括し、びわこ情報ハイウェイに繋がっている全ての端末から最新の情報を共有することができるシステムである。



インターネットアドレスは前頁のとおり。

(1) 大雨特別警報、大雨警報、大雨注意報

○大雨特別警報

大雨による重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

発表基準：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

○大雨警報

大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。

具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

大雨警報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	壤雨量指数基準
近江南部	大津市南部 ※1	18	111
	草津市	19	113
	守山市	18	- ※3
	栗東市	16	111
	野洲市	18	117
東近江	近江八幡市	24	110
	東近江市	21	108
	日野町	21	111
	竜王町	21	108
甲賀	甲賀市	21	108
	湖南市	16	108
近江西部	大津市北部 ※2	24	127
	高島市	24	109
湖北	長浜市	14	117
	米原市	14	121
湖東	彦根市	15	100
	愛荘町	16	103
	豊郷町	16	- ※3
	甲良町	14	108
	多賀町	19	102

※1 大津市北部(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)

※2 大津市南部(近江西部の区域を除く)

※3 土砂災害警戒情報の対象とする土砂災害の危険性がないため基準値は設定しない。

○大雨注意報

大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

大雨注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
近江南部	大津市南部 ※2	8	83
	草津市	8	84
	守山市	7	99
	栗東市	8	83
	野洲市	8	87
東近江	近江八幡市	10	90
	東近江市	7	88
	日野町	6	91
	竜王町	7	88
甲賀	甲賀市	6	82
	湖南市	8	82
近江西部	大津市北部 ※1	9	105
	高島市	8	90
湖北	長浜市	9	97
	米原市	6	100
湖東	彦根市	9	81
	愛荘町	7	83
	豊郷町	9	95
	甲良町	7	87
	多賀町	9	82

※1 大津市北部(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)

※2 大津市南部(近江西部の区域を除く)

(2) 洪水警報、洪水注意報

○洪水警報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。

具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

洪水警報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
近江南部	大津市南部 ※2	信楽川流域=9.7, 大戸川流域=22.6, 大宮川流域=5.8, 三田川流域=4.6	—	瀬田川[鳥居川・関ノ津], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	草津市	草津川流域=12	—	野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	守山市		—	野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	栗東市	金勝川流域=8.6, 葉山川流域=5.6	—	野洲川下流[野洲], 淀川水系野洲川上流[横田橋・水口橋]
	野洲市		—	野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
東近江	近江八幡市	蛇砂川流域=7.9	—	淀川水系野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
	東近江市	佐久良川流域=12.3, 蛇砂川流域=6.7, 大同川流域=4.2, 愛知川流域=36.5	—	淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
	日野町	日野川流域=13.9, 佐久良川流域=9.3	—	—
	竜王町	祖父川流域=9.2	—	淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
甲賀	甲賀市	袖川流域=12.6, 大戸川流域=15, 信楽川流域=5.9, 祖父川流域=2.9	袖川流域=(19, 12.1)	淀川水系野洲川上流[横田橋・水口橋], 淀川水系北川[北川橋]
	湖南市		—	野洲川下流[野洲], 淀川水系野洲川上流[横田橋・水口橋], 淀川水系北川[北川橋]
近江西部	大津市北部 ※1	和邇川流域=7.9, 安曇川流域=15.3	—	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	高島市	鴨川流域=10.2, 安曇川流域=29, 北川流域=20.1, 石田川流域=12.4, 百瀬川流域=6.5	鴨川流域=(6, 9.1), 安曇川流域=(6, 27.1), 北川流域=(6, 14.6), 石田川流域=(6, 11.1)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
湖北	長浜市	草野川流域=15.4, 田川流域=8.5, 余呉川流域=11.5, 米川流域=3.6	—	淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系姉川[難波橋・国友橋・今村橋], 淀川水系高時川[錦織橋・川合]
	米原市	天野川流域=21.9	天野川流域=(5, 19.8)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
湖東	彦根市	愛知川流域=36.5, 宇曾川流域=16.8, 芹川流域=17.7, 犬上川流域=21.4, 野瀬川流域=2.8	—	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	愛荘町	愛知川流域=38.1, 宇曾川流域=6.7	—	—
	豊郷町	宇曾川流域=15.7	—	—
	甲良町	犬上川流域=20.5	—	—
	多賀町	犬上川流域=11.8, 芹川流域=17.4	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。
 ※1 大津市北部(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)
 ※2 大津市南部(近江西部の区域を除く)

○洪水注意報

大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。

具体的には次の条件のいずれかに該当すると予想される場合。

洪水注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
近江南部	大津市南部 ※2	信楽川流域=7.7, 大戸川流域=18, 大宮川流域=4.6, 三田川流域=3.2	瀬田川流域=(5, 60.6)	瀬田川[鳥居川・関ノ津], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	草津市	草津川流域=9.6	草津川流域=(7, 5.2)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	守山市		野洲川流域=(5, 17.5)	野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	栗東市	金勝川流域=6.8, 葉山川流域=4.2	野洲川流域=(5, 25.1), 葉山川流域=(5, 4.2)	野洲川下流[野洲]
	野洲市		野洲川流域=(7, 31.4)	野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
東近江	近江八幡市	蛇砂川流域=6.2	日野川流域=(8, 16.6), 蛇砂川流域=(9, 3.7)	淀川水系野洲川下流[野洲], 淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
	東近江市	佐久良川流域=9.8, 蛇砂川流域=5.3, 大同川流域=3.3, 愛知川流域=29.2	蛇砂川流域=(6, 4.2), 大同川流域=(5, 2.6), 愛知川流域=(5, 22.8)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
	日野町	日野川流域=11.1, 佐久良川流域=7.4	日野川流域=(5, 11.1)	—
	竜王町	祖父川流域=7.3	日野川流域=(6, 16.1)	淀川水系日野川[桐原橋・安吉橋]
甲賀	甲賀市	杣川流域=10, 大戸川流域=12, 信楽川流域=4.7, 祖父川流域=2.3	杣川流域=(5, 10), 野洲川流域=(5, 23.6), 大戸川流域=(5, 6.8), 信楽川流域=(6, 3.8)	淀川水系野洲川上流[横田橋・水口橋], 淀川水系杣川[北杣橋]
	湖南市		野洲川流域=(6, 24.6)	野洲川下流[野洲], 淀川水系野洲川上流[横田橋・水口橋], 淀川水系杣川[北杣橋]
近江西部	大津市北部 ※1	和邇川流域=6.3, 安曇川流域=12.2	和邇川流域=(5, 6.3), 安曇川流域=(5, 12.2)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	高島市	鴨川流域=8.1, 安曇川流域=23.2, 北川流域=14.5, 石田川流域=9.9, 百瀬川流域=5.2	鴨川流域=(6, 6.5), 安曇川流域=(5, 17.2), 北川流域=(5, 13.1), 石田川流域=(5, 8.3), 百瀬川流域=(6, 4.2)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
湖北	長浜市	草野川流域=12.3, 田川流域=6.8, 余呉川流域=9.2, 米川流域=2.9	姉川流域=(5, 22.8), 高時川流域=(7, 17.1), 余呉川流域=(7, 7.4)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖], 淀川水系姉川[難波橋・国友橋・今村橋], 淀川水系高時川[錦織橋・川合]
	米原市	天野川流域=17.5	天野川流域=(5, 14)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
湖東	彦根市	愛知川流域=29.2, 宇曾川流域=13.4, 芹川流域=14.1, 犬上川流域=17.1, 野瀬川流域=2.2	愛知川流域=(5, 22.8), 宇曾川流域=(7, 7.4), 芹川流域=(7, 11.3), 犬上川流域=(5, 17.1)	淀川水系琵琶湖[琵琶湖]
	愛荘町	愛知川流域=30.4, 宇曾川流域=5.4	宇曾川流域=(5, 5.4)	—
	豊郷町	宇曾川流域=12.6	—	—
	甲良町	犬上川流域=16.4	犬上川流域=(6, 13.2)	—
	多賀町	犬上川流域=9.4, 芹川流域=13.9	犬上川流域=(5, 9.4), 芹川流域=(7, 11.2)	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

※1 大津市北部(伊香立、小野、葛川、木戸、小松及び和邇の各支所管内に限る)

※2 大津市南部(近江西部の区域を除く)

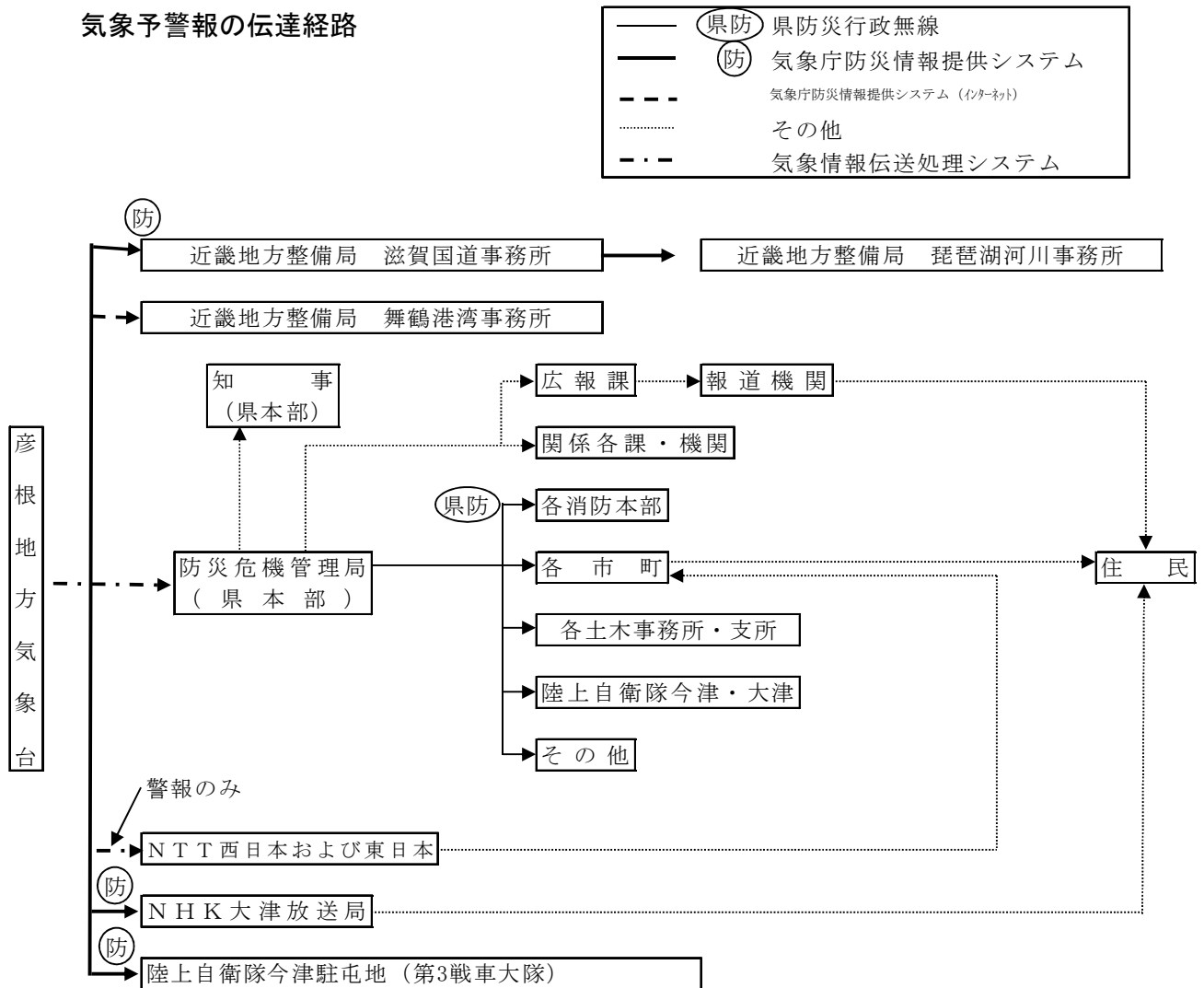
○大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を公表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
<u>大雨警報（浸水害）の危険度分布</u>	<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</u>
<u>洪水警報の危険度分布</u>	<u>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。</u>
<u>流域雨量指数の予測値</u>	<u>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。</u>

(3) 気象予警報等の伝達系統

気象予警報の伝達経路



(注) 防災危機管理局から土木事務所・支所、市町、消防本部への予警報の音声伝達方法

第2節 洪水予報

1. 洪水予報を行う河川

水防法第10条第2項および気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣と気象庁長官もしくは水防法第11条第1項および気象業務法第14条の2第3項の規定に基づき知事と気象庁長官は、次の河川について洪水予報を行い、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を水防管理者及び量水標管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

洪水予報を行う河川

洪水予報を行う河川		対象量水標									彦根地方 气象台との 共同発表者	通知担当者	関係水防 管理団体	その他の 関係機関	
河川名	区 域	代表する 区 域	番号	量水 標名	所在地	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画 高水位					
野洲川	本川	左岸 湖南市石部北四丁目 2193 番地先から 琵琶湖への流入点 右岸 湖南市菩提寺平尾 2111 番 9 地先から まで	下 流	3352	野洲	野洲市 野洲	2.50	3.50	4.30	4.80	5.995	琵琶湖河川 事務所	流域政策局長 南部土木事務所長 甲賀土木事務所長	草津市 守山市 栗東市 野洲市 湖南市 近江八幡市	滋賀県警察本部 琵琶湖河川事務所 防災危機管理局
瀬田川	本川	左岸 大津市玉野浦字高砂 2179 番 2 地先から 大津市関津二丁目 341 番 3 地先まで 右岸 大津市晴嵐一丁目字南 1040 番 1 地先から 大津市石山南郷町 1220 番 1 地先まで	上 流	2351	鳥居川	大津市 唐橋町	0.70	0.80	1.30	1.40	1.40	琵琶湖河川 事務所	流域政策局長	大津市	
			下 流	2354	関ノ津	大津市 関津	1.00	2.00	2.60	2.80	3.03				
日野川	本川	左岸 東近江市葛巻町から 琵琶湖まで 右岸 東近江市横山町から	下 流	5053	桐原橋	近江八幡市 安養寺町	1.80	3.00	3.80	5.10	6.00	滋賀県	流域政策局長 南部土木事務所長 東近江土木事務所長	東近江市 近江八幡市 竜王町 野洲市	
			上 流	5052	安吉橋	近江八幡市 倉橋部西ノ浦	1.80	2.70	3.40	4.10	—				
野洲川	本川	左岸 甲賀市水口町巖峨から 石部頭首工まで 右岸 甲賀市水口町今郷から	下 流	4155	横田橋	湖南市 三雲	1.50	2.50	3.50	3.90	—	滋賀県	流域政策局長 南部土木事務所長 甲賀土木事務所長	甲賀市 湖南市 栗東市	
			上 流	4053	水口橋	甲賀市 水口町	0.65	1.00	1.20	1.45	—				
杣川	本川	左岸 甲賀市甲南町杉谷から 野洲川合流まで 右岸 甲賀市甲南町森尻から	下 流	4056	北杣橋	甲賀市 水口町 三大寺	2.00	3.00	3.50	4.00	—	滋賀県	流域政策局長 南部土木事務所長 甲賀土木事務所長	甲賀市 湖南市 栗東市	
琵琶湖		琵琶湖湖岸		1351	琵琶湖 5 点平均		(0.55)	0.70	0.80	1.15	—	滋賀県	流域政策局長 大津土木事務所長 南部土木事務所長 東近江土木事務所長 湖東土木事務所長 長浜土木事務所長 木之本支所長 高島土木事務所長	大津市 草津市 守山市 野洲市 近江八幡市 東近江市 彦根市 長浜市 米原市 高島市	
姉川	本川	左岸 長浜市東上坂町から 琵琶湖まで 右岸 長浜市野村町から	下 流	7054	難波橋	長浜市 難波町	1.70	2.70	3.40	3.90	—	滋賀県	流域政策局長 長浜土木事務所長 木之本支所長	長浜市	
			中 流	7053	国友橋	長浜市 国友町	1.00	1.60	1.80	2.10	—				
			上 流	7154	今村橋	長浜市 今町	1.80	2.10	2.40	2.80	—				
高時川	本川	左右岸長浜市木之本町川合から 姉川合流点まで	下 流	7055	錦織橋	長浜市 錦織町	2.20	3.20	3.40	3.70	—	滋賀県	流域政策局長 長浜土木事務所長 木之本支所長	長浜市	
			上 流	8051	川合	長浜市 木之本町川合	1.90	2.50	2.80	3.10	—				

2. 琵琶湖河川事務所および彦根地方气象台より発表される洪水予報

(1) 野洲川下流洪水予報

イ) 野洲川下流の(左岸: 湖南省石部北四丁目 2193 番地先から右岸: 湖南省菩提寺平尾 2111 番 9 地先から琵琶湖への流入点まで)の区間に関しては水防法第十条二項及び気象業務法第十四条の第二項の規定に基づき琵琶湖河川事務所および彦根地方气象台が共同して野洲川下流の洪水予報を行う。

ロ) 洪水予報の種類等と発表基準は下記のとおり

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ <u>避難判断水位を超える状態が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注1: 堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

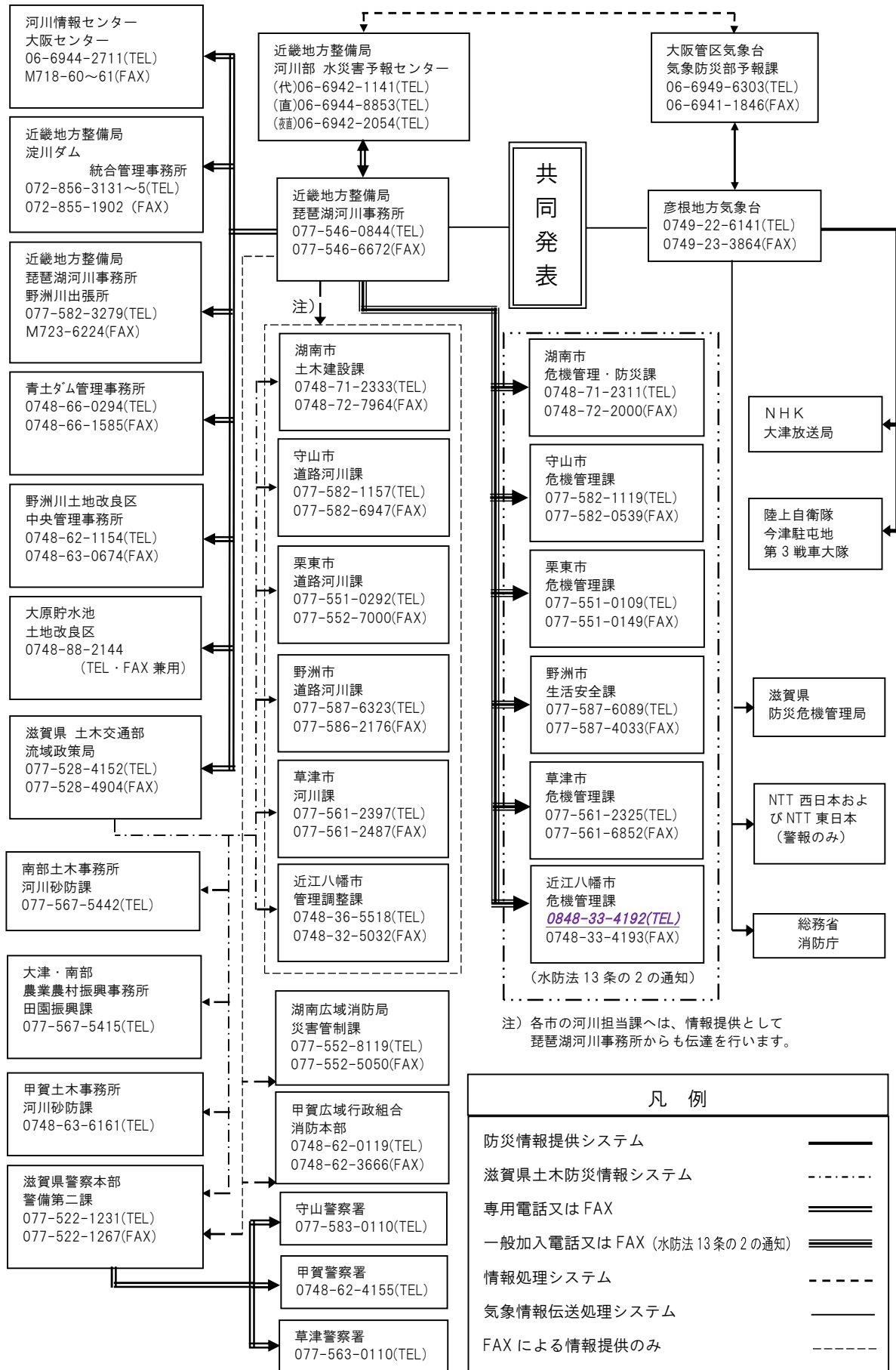
ハ) 洪水予報発表基準における基準水位は下記のとおり。

国土交通省水位観測所(基準地点)

流域	観測所名		位置	所在地	平常水位 m	水防団 待機 水位 m	氾濫注 意 水位 m	避難 判断 水位 m	氾濫危 険 水位 m	計画 高 水位 m
野洲川	野洲	やす	北緯 35° 03' 32" 東経 136° 00' 25"	野洲市野洲	0.13	2.50	3.50	4.30	4.80	5.995

ニ) 水防法に基づく洪水予報の通知は次のとおりとする。

付図2 伝達系統図



(2) 瀬田川洪水予報

イ) 瀬田川の(左岸：大津市玉野浦字高砂 2179 番 2 地先から大津市関津二丁目 341 番 3 地先までと右岸：大津市晴嵐一丁目字南 1040 番 1 地先から大津市石山南郷町 1220 番 1 地先まで) の区間に関しては水防法第十条二項及び気象業務法第十四条の二第二項の規定に基づき琵琶湖河川事務所および彦根地方気象台が共同して瀬田川の洪水予報を行う。

ロ) 洪水予報の種類等と発表基準は下記のとおり

種類	情報名	発表基準
「洪水警報(発表)」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報(氾濫水の予報)」	・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	・ 氾濫危険水位に達したとき ・ 氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	・ 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・ <u>避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</u> ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く) ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき <u>(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</u>
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報(警報解除)」	「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合(氾濫注意水位を下回った場合を除く) ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に達した場合を除く)
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は <u>氾濫注意情報</u> を発表中に、氾濫注意水位を下回り、 <u>氾濫</u> のおそれなくなったとき

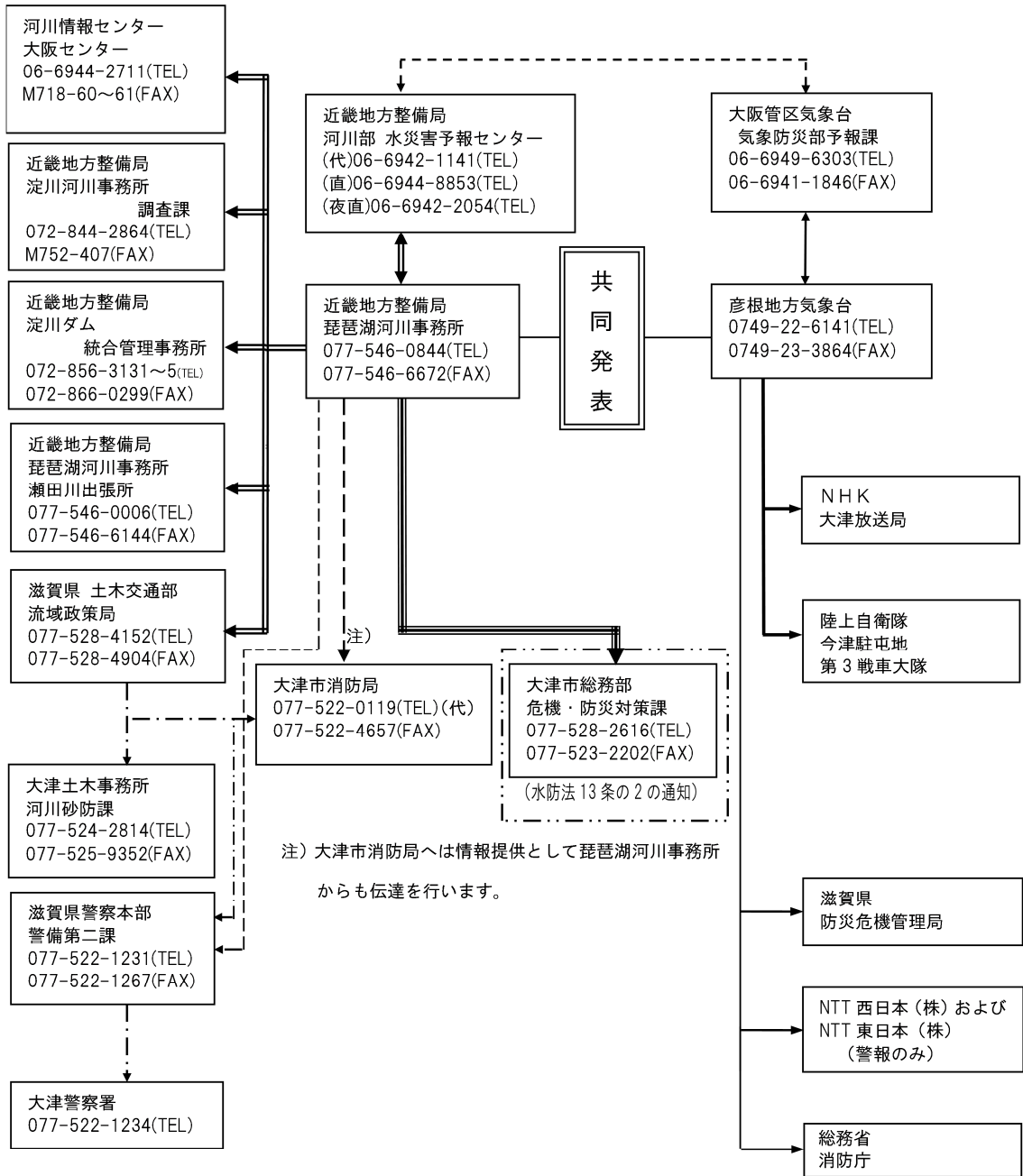
注1：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

ハ) 洪水予報発表基準における基準水位は下記のとおり。

国土交通省水位観測所(基準地点)

河川	観測所名		位置	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)	計画高水位(m)
瀬田川	鳥居川	とりいがわ	<u>北緯 34° 58' 24"</u> <u>東経 135° 54' 21"</u>	滋賀県大津市唐橋町	0.70	0.80	1.30	1.40	1.40
	関ノ津	せきのつ	<u>北緯 34° 55' 51"</u> <u>東経 135° 54' 59"</u>	滋賀県大津市関津	1.00	2.00	2.60	2.80	3.03

付図2 伝達系統図



凡 例	
防災情報提供システム	—————
滋賀県土木防災情報システム	- - - - -
専用電話又はFAX	=====
一般加入電話又はFAX (水防法13条の2の通知)	=====
情報処理システム	- - - - -
気象情報伝送処理システム	—————
FAXによる情報提供のみ	- - - - -

(2) 野洲川上流洪水予報（野洲川上流洪水予報実施要領による）

(イ) 野洲川上流の岩上橋（[左岸] 甲賀市水口町巖峨、[右岸] 甲賀市水口町今郷）から下流石部頭首工までの区間に関しては、水防法第 11 条および気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により知事および彦根地方気象台が共同して野洲川上流洪水予報を行う。

(ロ) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の 4 種類で、横田橋および水口橋水位観測局を基準地点として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

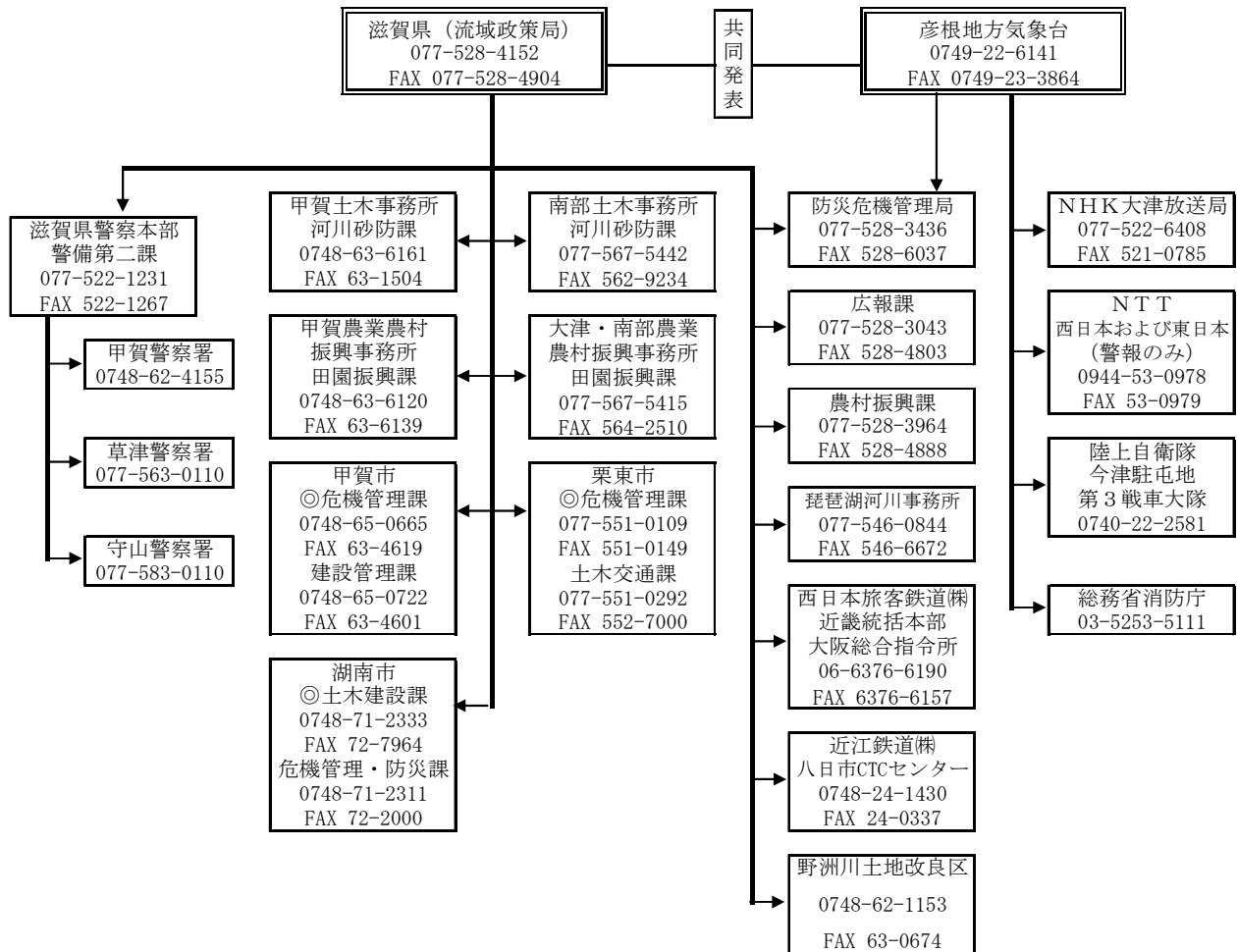
○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

○氾濫発生情報は野洲川上流で堤防が決壊するなど氾濫が発生したときに発表する。

(ハ) 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

(ニ) 洪水予報の通知は次のとおりとする。



栗東市、甲賀市、湖南市については◎へ通知

(3) 杣川洪水予報（杣川洪水予報実施要領による）

(イ) 杣川の矢川橋（〔左岸〕甲賀市甲南町杉谷、〔右岸〕甲賀市甲南町森尻）から下流本川合流点までの区間に関しては、水防法第11条および気象業務法第14条の2第3項により知事および彦根地方气象台が共同して杣川洪水予報を行う。

(ロ) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の4種類で、北杣橋水位観測局を基準地点として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

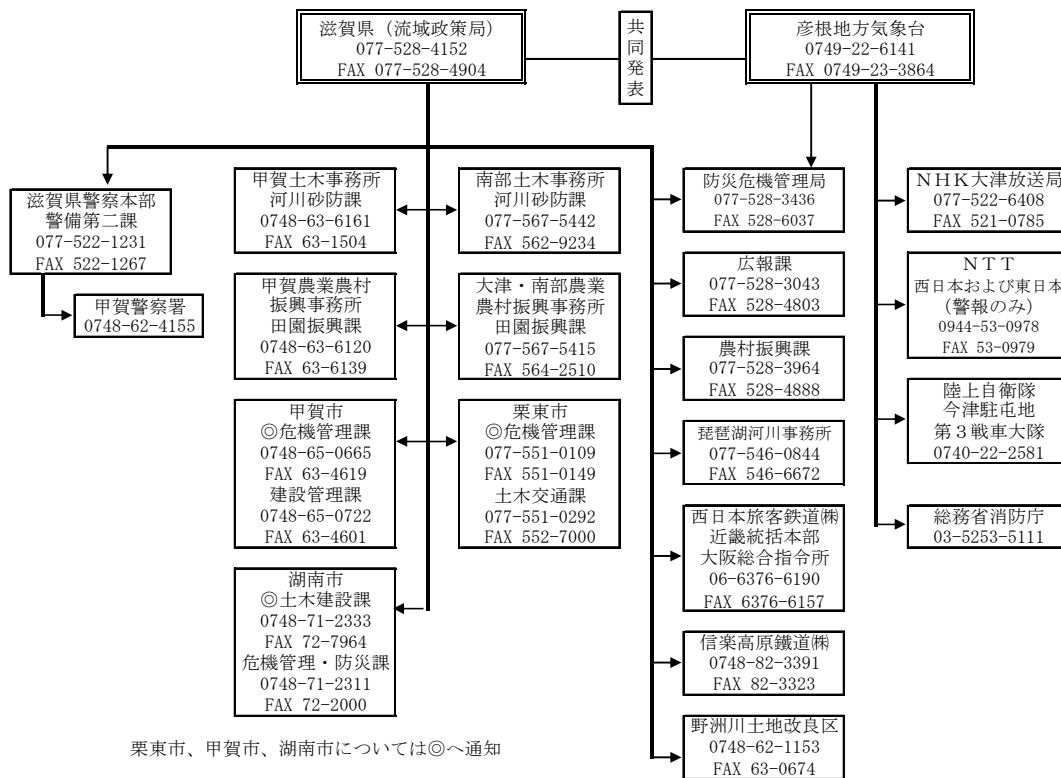
○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

○氾濫発生情報は、杣川で堤防が決壊するなど氾濫が発生したときに発表する。

(ハ) 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

(ニ) 洪水予報の通知は次のとおりとする。



(4) 琵琶湖洪水予報（琵琶湖洪水予報実施要領による）

(イ) 琵琶湖湖岸に関しては、水防法第 11 条および気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により知事および彦根地方気象台が共同して琵琶湖洪水予報を行う。

(ロ) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、**氾濫**危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報の 4 種類で、琵琶湖の 5 点平均水位（片山、彦根、三保ヶ崎、堅田、大溝の算術平均値）を対象を基準として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

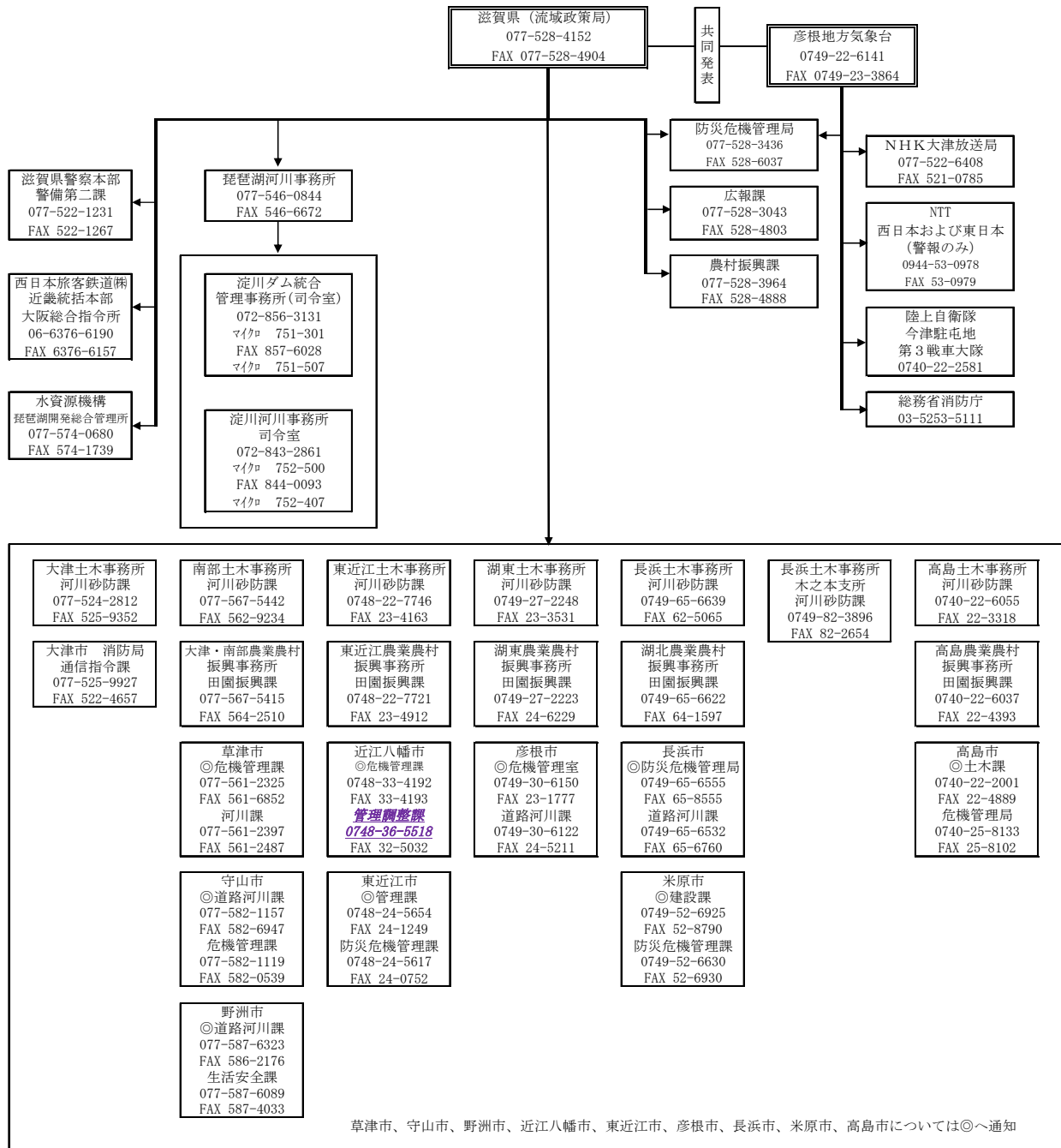
○氾濫発生情報は、琵琶湖で氾濫が発生したときに発表する。

(ハ) 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

(ニ) 気象予警報未発表時に琵琶湖洪水予報を発表することが想定され、琵琶湖水位が BSL+50cm 以上で今後上昇するおそれがある場合には、水防本部および各関係支部は下記の「洪水予報の通知」ができる体制を整える。

なお、水防本部はこの状況になった段階で、防災危機管理局および農村振興課へ連絡する。

(ホ) 洪水予報の通知は次のとおりとする。



(5) 姉川洪水予報（姉川洪水予報実施要領による）

(イ) 姉川の野村橋（〔左岸〕長浜市東上坂町、〔右岸〕長浜市野村町）から琵琶湖までの区間に関しては、水防法第 11 条および気象業務法第 14 条の 2 第 3 項により知事および彦根地方気象台が共同して姉川洪水予報を行う。

(ロ) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の 4 種類で、難波橋および国友橋、今村橋水位観測局を基準地点として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

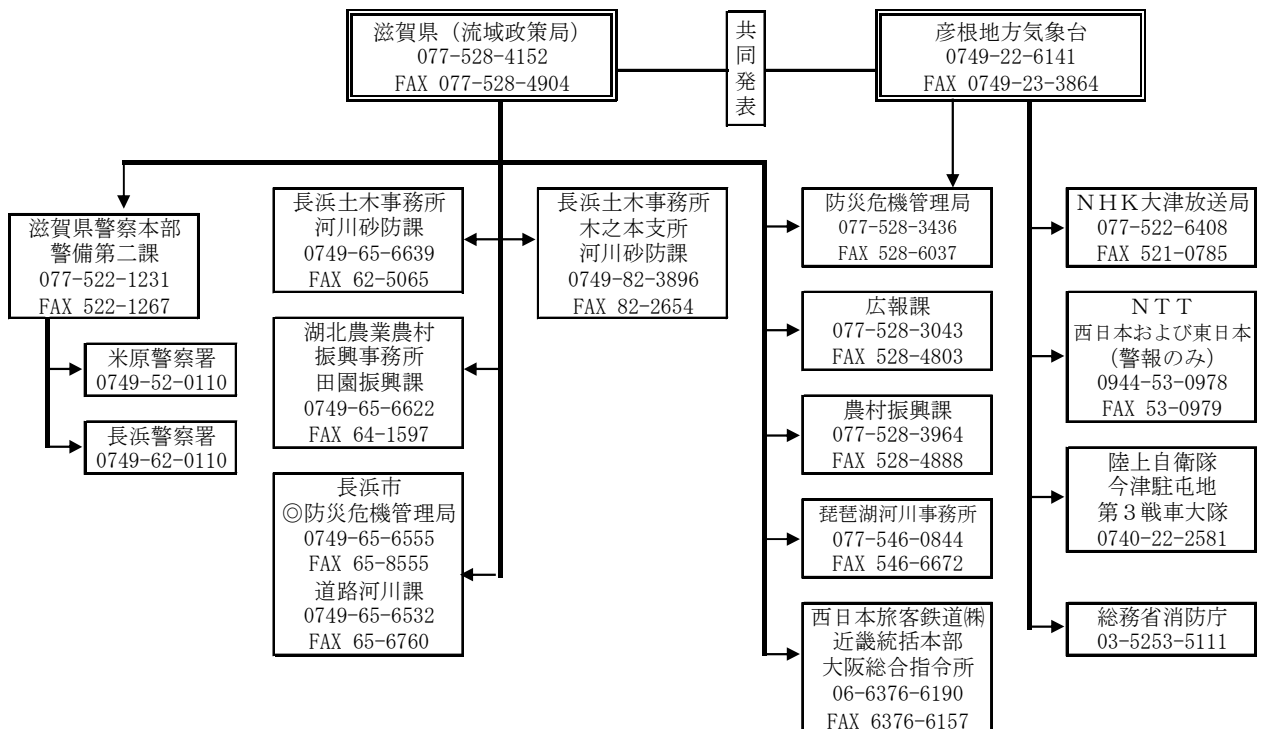
○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるとき発表する。

○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

○氾濫発生情報は、姉川で堤防が決壊するなど氾濫が発生したときに発表する。

(ハ) 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

(ニ) 洪水予報の通知は次のとおりとする。



長浜市については◎へ通知

米原市については土木防災情報システムによる通知のみ行う

(6) 高時川洪水予報（高時川洪水予報実施要領による）

(イ) 高時川の川合（[左右岸] 木之本町川合）から姉川合流点までの区間に関しては、水防法第11条および気象業務法第14条の2第3項により知事および彦根地方気象台が共同して高時川洪水予報を行う。

(ロ) 洪水予報の種類と基準

洪水予報の種類は氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）の4種類で、錦織橋および川合水位観測局を基準地点として発表を行う。

○氾濫注意情報は、基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が予想されるときに発表する。

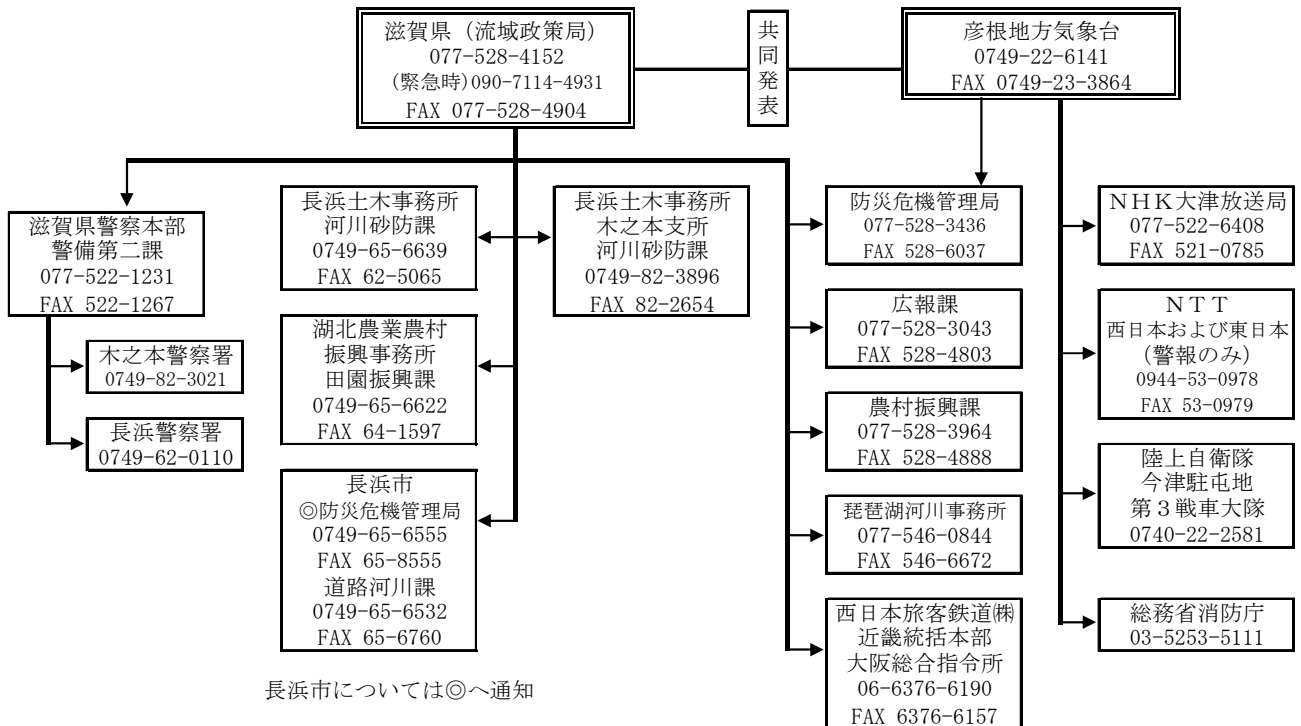
○氾濫警戒情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）を超える洪水となることが予想されるとき、または、避難判断水位に到達し、さらに水位が上昇すると予想されるときに発表する。

○氾濫危険情報は、基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したときに発表する。

○氾濫発生情報は、高時川で堤防が決壊するなど氾濫が発生したときに発表する。

(ハ) 前項の予報を行ったときは、直ちに管下水防管理者にその事項を通知する。

(ニ) 洪水予報の通知は次のとおりとする。



第3節 水防警報

1. 水防警報を行う河川

水防法第 16 条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について洪水により相当の被害を生ずるおそれがあると認められるときは、水防警報を行う。なお、国土交通大臣が水防警報を行う河川は、淀川水系の瀬田川、野洲川で発令に際しては区間を指定して行われる。

水防警報を行う河川

河川名		水防警報を行う河川		対象量水標						警報発動者	警報発動に対する意見 具申書	通知担当者	関係水防 管理団体	その他の 関係機関		
区	城	代表する 区 域	番号	量 水 標 名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画 高水位								
淀川	幹線 瀬田川	左岸	大津市玉野浦字高砂2179番2地先から 大津市関津二丁目341番3地先まで	下流	2354	関ノ津	大津市 関津	1.00	2.00	3.03	琵琶湖河川 事務所長	流域政策局長 大津土木 事務所長	大津市			
		右岸	大津市晴嵐一丁目南1040番1地先から 大津市石山南郷町1220番1地先まで													
草津川	本川		草津市青地町字堤24番地先の 市道関部橋下流端 から 琵琶湖への流入点まで	全川	3052	西矢倉	草津市 西矢倉	2.30	3.10	4.565	水防本部長	南部土木 事務所長	南部土木 事務所長	草津市 栗東市	滋賀県警察本部 琵琶湖河川事務所	
野洲川	本川	左岸	甲賀市土山町南土山字西脇から 湖南省石部北四丁目2193番地先まで	上流	4053	水口橋	甲賀市 水口町 水口	0.65	1.00		水防本部長	甲賀土木 事務所長	流域政策局長	栗東市 野洲市	防災危機管理局 彦根地方気象台 自衛隊	
		右岸	甲賀市土山町前野字松尾から 湖南省菩提寺字平尾2111番9地先まで										南部土木 事務所長	守山市		
	左岸	湖南省石部北四丁目2193番地先	から琵琶湖への流 入点まで	下流	3352	野洲	野洲市 野洲	2.50	3.50	5.995	琵琶湖河川 事務所長	甲賀土木 事務所長	湖南市			
	右岸	湖南省菩提寺字平尾2111番地9地先											甲賀市			
支川 杣川	左岸	甲賀市甲賀町滝	から本川合流点まで	全川	4056	北杣橋	甲賀市 水口町	2.00	3.00	5.00	水防本部長	甲賀土木 事務所長	近江八幡市			
	右岸	甲賀市甲賀町大原市場				三大寺										
愛知川	本川	左岸	東近江市山上町	上流	5058	紅葉橋	東近江市 永源寺 高野町	3.15	3.45		水防本部長	東近江土木 事務所長	東近江土木 事務所長	東近江市 愛荘町		
		右岸	東近江市永源寺高野町	下流	5061	御幸橋	愛荘町 愛知川	1.00	1.50	3.95		湖東土木 事務所長	湖東土木 事務所長	彦根市		
姉川	本川	左岸	米原市小田	上流	7053	国友橋	長浜市 国友町	1.00	1.60		水防本部長	長浜土木 事務所長	長浜土木 事務所長	長浜市 米原市		
		右岸	米原市伊吹	下流	7054	難波橋	長浜市 難波	1.70	2.70							
	左岸	長浜市木之本町川合	上流	8051	川合	長浜市 木之本町川合	1.90	2.50	4.00	木之本支所長						木之本支所長
	右岸	長浜市木之本町川合	下流	7055	錦織橋	長浜市 錦織	2.20	3.20								
安曇川	本川	左岸	高島市朽木古川	上流	9058	船橋	高島市 朽木 市場	0.90	1.10		水防本部長	高島土木 事務所長	高島土木 事務所長	高島市		
		右岸	高島市朽木大野	下流	9059	常安橋	高島市 安曇川町 常磐木	1.00	1.50							
日野川	本川	左岸	蒲生郡日野町大字寺尻	上流	5151	増田橋	日野町 増田	1.95	2.25	3.62	水防本部長	東近江土木 事務所長	東近江土木 事務所長	日野町 東近江市 竜王町	近江八幡市 野洲市	
		右岸	蒲生郡日野町大字寺尻	下流	5053	桐原橋	近江八幡市安養 寺	1.80	3.00	6.00		南部土木 事務所長	南部土木 事務所長			

2. 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は、次の4段階にわかれて発令される。

第1段階	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準備	水防資材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階	解除	水防活動終了の通知を行う。
適宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量により、水位の昇降、滞水時間最高水位および時刻等水防活動上重要な水文情報を通知する。

(注) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。なお、観測施設の故障、損壊等によって水防警報を発表できないときは、理由を付して関係機関に通知する。

(2) 水防警報の発表時期

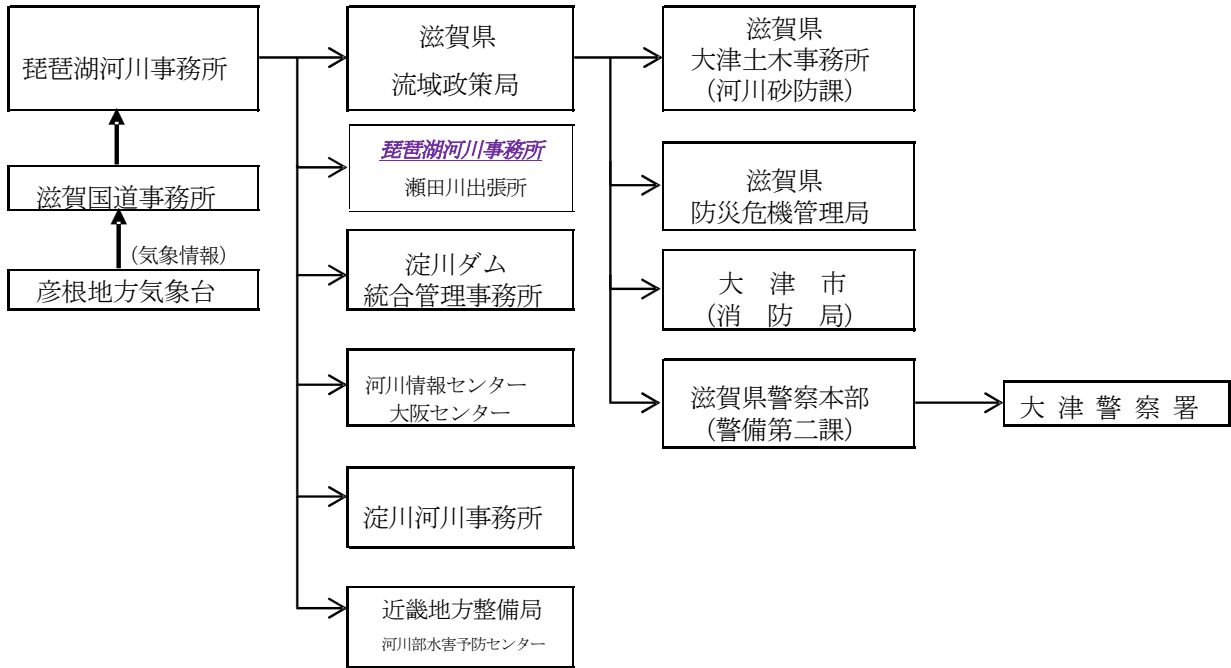
水防警報の発表は、対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して各段階ごと、概ね次の時期に発表する。

段階	地点	関ノ津	野洲
第1段階 待機		氾濫注意水位に達すると <u>見込まれる</u> 2時間前	氾濫注意水位に達すると <u>見込まれる</u> 3時間前
第2段階 準備		氾濫注意水位に達すると <u>見込まれる</u> 2時間前	同左
第3段階 出動		氾濫注意水位に達すると <u>見込まれる</u> 1時間前	〃
第4段階 解除		水防活動の終わるとき	〃
	水位	適宜	

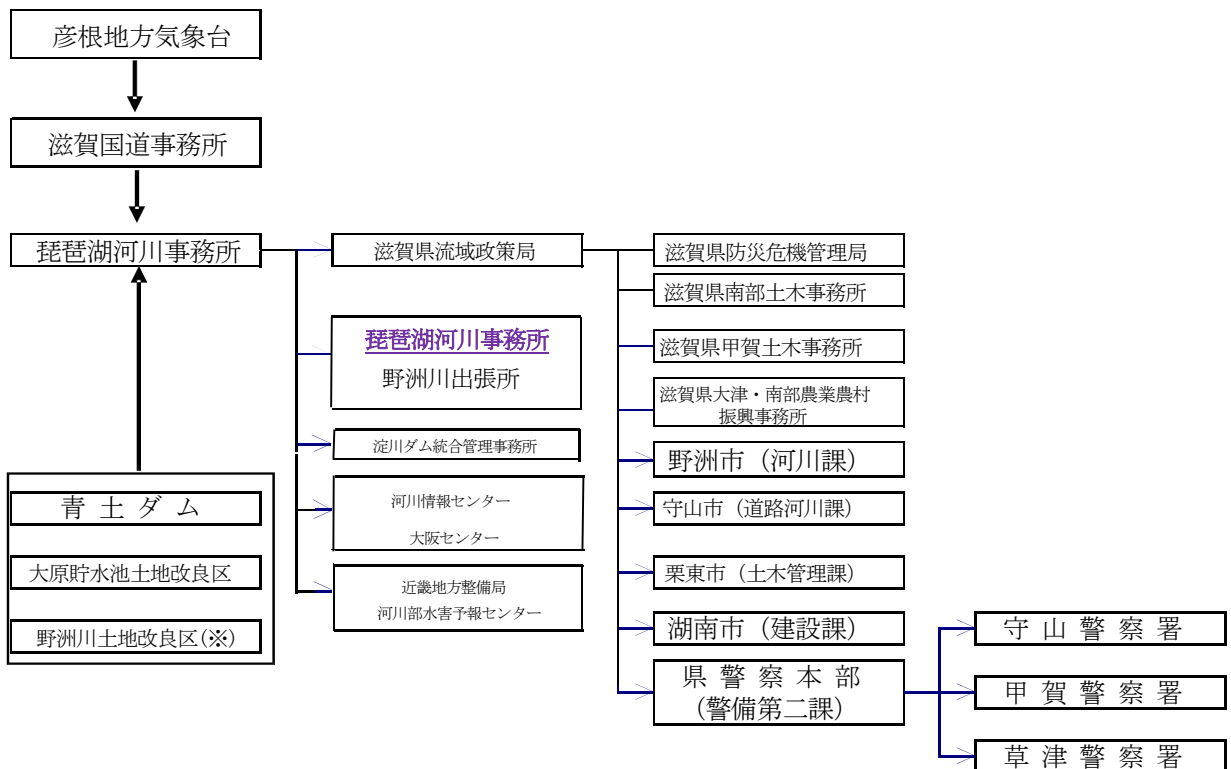
(注) 警報の内「待機」と「準備」については、省略することがある。

(3) 情報連絡系統図

① 瀬田川（水防警報・情報）通報系統図（国土交通大臣が行う場合）



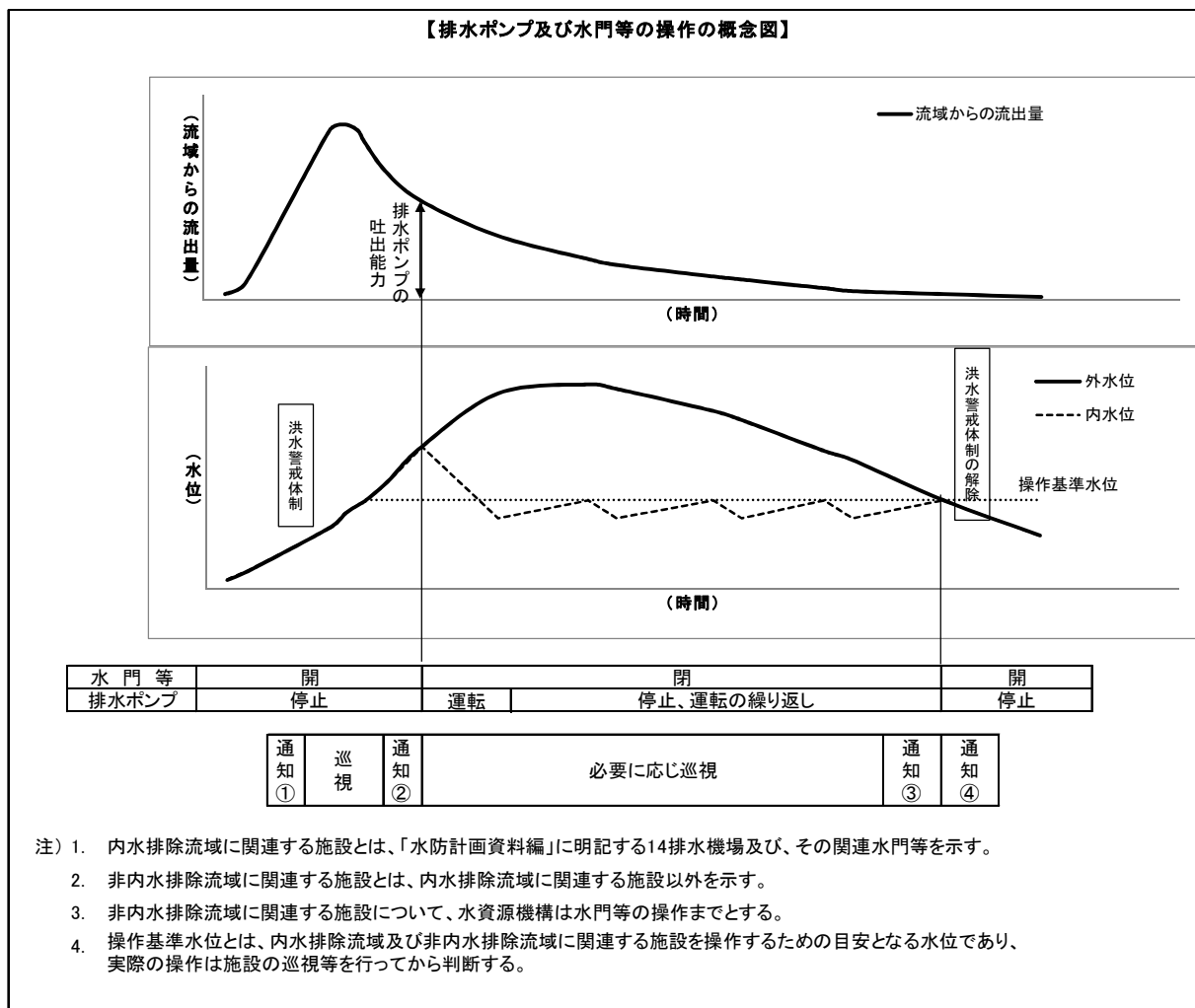
②野洲川（水防警報・情報）通報系統図（国土交通大臣が行う場合）



※野洲川ダム操作規程にもとづく放流量 200m³/s 以上の場合

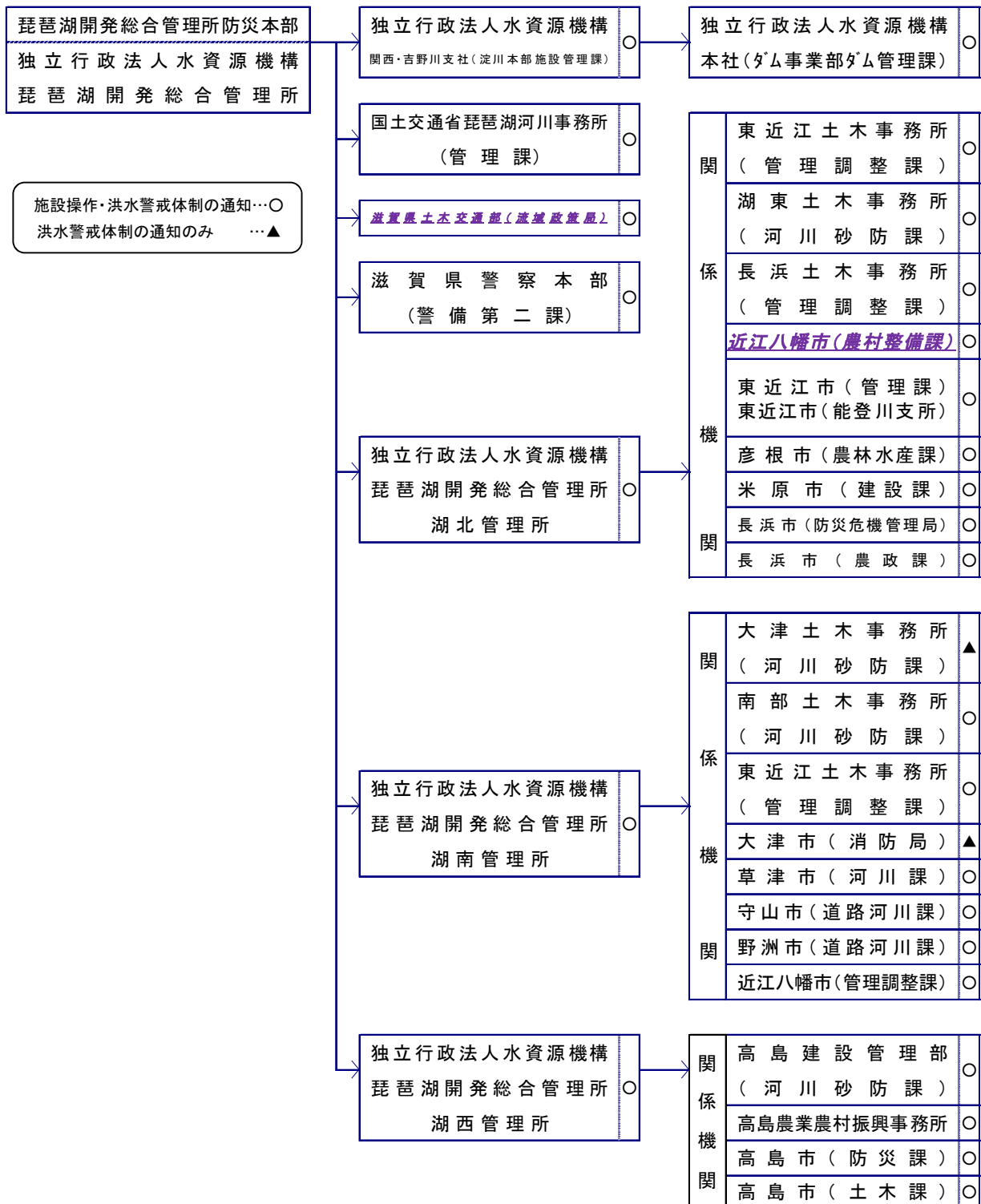
(参考1) 内水排除流域及び非内水排除流域関連施設の操作等に伴う関係機関への通知

発信元	琵琶湖開発総合管理所 防災本部 (独立行政法人 水資源機構 琵琶湖開発総合管理所)
通知先	別紙、「内水排除流域及び非内水排除流域関連施設の操作等に伴う情報連絡系統図」を参照。



内容	関係機関への通知		
	番号	時期	理由
洪水警戒体制	通知①	体制を執ってただちに	彦根地方気象台から滋賀県内の降雨に関する注意報または警報が発せられた場合において、内水排除流域及び非内水排除流域関連施設を操作することが予想されたとき。
施設の巡視等	-	体制を執ってただちに	内水排除流域及び非内水排除流域関連施設を操作することが予想されるため。
施設操作の通知	通知②	操作前	内水排除流域において、琵琶湖からの洪水の逆流を防止するとともに内水排除を行う必要があると認められ、水門等及び背水ポンプの操作を行うとき。 非内水排除流域において、琵琶湖からの洪水の逆流を防止する必要があると認められ、水門等の操作を行うとき。
施設操作の通知	通知③	操作終了後	内水排除流域及び非内水排除流域関連施設の操作を終了したとき。
洪水警戒体制の通知	通知④	解除時	外水位が操作基準水位以下に低下し、気象及び水象の状況から洪水の恐れがなくなり、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認めるとき。

(参考2) 内水排除流域及び非内水排除流域関連施設の操作等に伴う情報連絡系統図



注) 1. 大津土木事務所及び大津市は操作を伴う施設はなく、湖岸堤・管理用道路のみが対象である。
 2. 関係機関について、市町村合併に伴う変更の可能性があるので注意すること。

3. 知事が行う水防警報

(1) 水防警報の発令基準

イ. 準備

気象状況および上流雨量により増水のおそれがあると認めるとき、または、対象量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお増水のおそれがあるときに発表する。

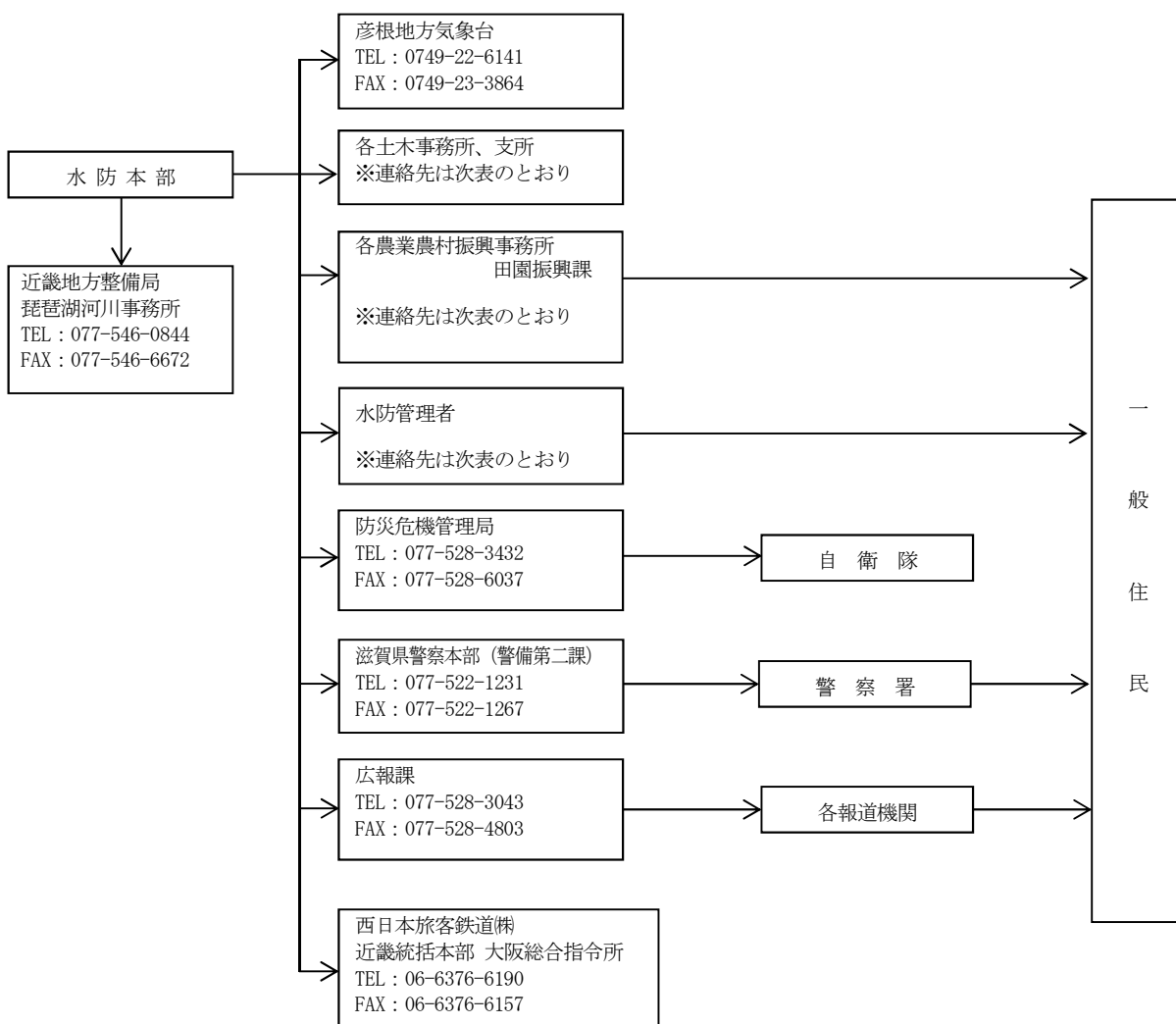
ロ. 出動

対象量水標の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水のおそれがあるとき、または上流の雨量並びに水位により危険の予想されるときに発表する。

ハ. 解除

水位が水防団待機水位（通報水位）以下になり、水防作業を必要としなくなったときに発表する。

(2) 情報連絡系統図



(注) 西日本旅客鉄道(株)へは、準備のみ通知し、その後の対応は西日本旅客鉄道に任せるものとする。
なお、関係機関に雨量および水位に関する情報を求められたときは、協力するものとする。

連絡先

水防警報河川		連 絡 先
草津川	西矢倉	南部土木事務所 (TEL : 077-567-5442 FAX : 077-562-9234) 大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510) 草津市 河川課 (TEL : 077-561-2397 FAX : 077-561-2487) 栗東市 土木交通課 (TEL : 077-551-0292 FAX : 077-552-7000)
野洲川	水口橋	南部土木事務所 (TEL : 077-567-5442 FAX : 077-52-9234) 甲賀土木事務所 (TEL : 0748-63-6161 FAX : 0748-63-1504) 大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510) 甲賀農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-63-6121 FAX : 0748-63-6139) 栗東市土木交通課 (TEL : 077-551-0292 FAX : 077-552-7000)
杣川	北杣橋	野洲市 道路河川課 (TEL : 077-587-6323 FAX : 077-586-2176) 守山市 道路河川課 (TEL : 077-582-1157 FAX : 077-582-6947) 湖南市 土木建設課 (TEL : 0748-71-2333 FAX : 0748-72-7964) 甲賀市 危機管理課 (TEL : 0748-65-0665 FAX : 0748-63-4619)
愛知川	紅葉橋	東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163) 湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 東近江農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-22-7721 FAX : 0748-23-4912) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229)
	御幸橋	東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249) 愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
姉川	国友橋	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597)
	難波橋	米原市 防災危機管理局 (TEL : 0749-52-6630 FAX : 0749-52-6930) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)

水防警報河川		連 絡 先
高時川	川 合	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 木之本支所 (TEL : 0749-82-3896 FAX : 0749-82-2654) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)
	錦織橋	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)
安曇川	船 橋	高島土木事務所 (TEL : 0740-22-6055 FAX : 0740-22-3318) 高島農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0740-22-6037 FAX : 0740-22-4393)
	常安橋	高島市 土木課 (TEL : 0740-22-2001 FAX : 0740-22-4889)
日野川	増田橋	南部土木事務所 (TEL : 077-567-5442 FAX : 077-52-9234) 東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163) 大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510) 東近江農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-22-7721 FAX : 0748-23-4912) 東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249)
	桐原橋	日野町 建設計画課 (TEL : 0748-52-6561 FAX : 0748-52-2097) 竜王町 生活安全課 (TEL : 0748-58-3703 FAX : 0748-58-2573) 近江八幡市 <u>管理調整課</u> (TEL : <u>0748-36-5518</u> FAX : 0748-32-5032) 野洲市 道路河川課 (TEL : 077-587-6323 FAX : 077-586-2176)

第4節 水位情報の通知

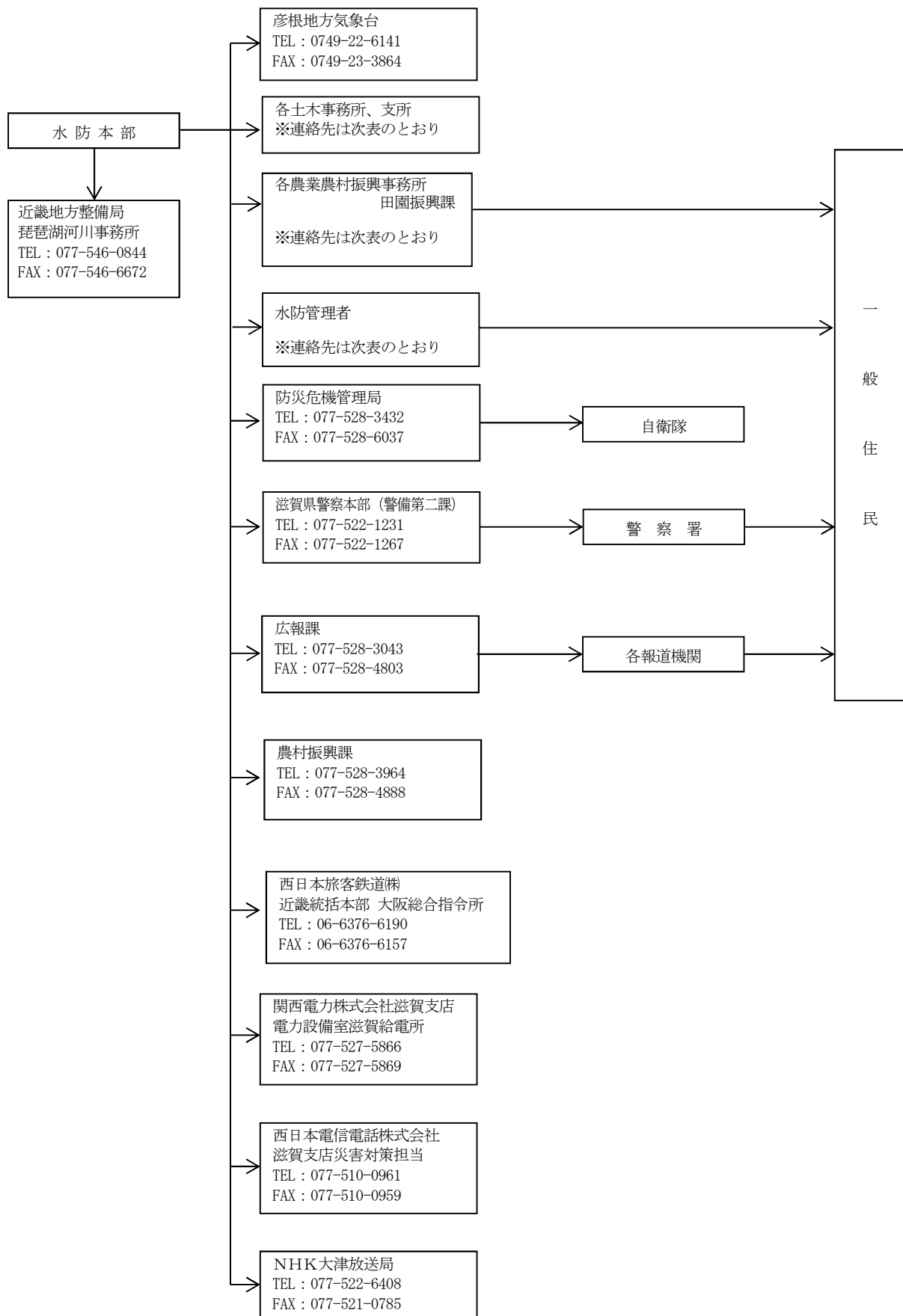
1. 水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）

水防法第13条の規定に基づき国土交通大臣、知事は次の河川について、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したときは、水防管理者及び量水標管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）

河川名		水位情報の通知を行う河川		対象量水標							発表者	通知担当者	関係水防管理団体	その他の関係機関		
区	城	代表する区	城	番号	量水標名	所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)					計画高水位	
草津川	本川	草津市青地町字堤24番地先の市道岡部橋下流端から琵琶湖への流入点まで		全川	3052	西矢倉	草津市西矢倉	2.30	3.10	3.40	4.30	4.565	水防本部長	南部土木事務所長	草津市栗東市	
愛知川	本川	左岸	東近江市山上町から琵琶湖まで	上流	5058	紅葉橋	東近江市永源寺高野町	3.15	3.45	3.80	4.20	水防本部長	東近江土木事務所長	東近江市		
		右岸	東近江市永源寺高野町	下流	5061	御幸橋	愛荘町愛知川	1.00	1.50	1.75	2.30		3.95	湖東土木事務所長		愛荘町彦根市
姉川	本川	左岸	米原市小田から長浜市東上坂町まで		7153	伊吹	米原市伊吹	0.75	0.90	1.00	1.10	水防本部長	長浜土木事務所長	長浜市米原市		
右岸	米原市伊吹から長浜市野村町まで	米原市伊吹														
安曇川	本川	左岸	高島市朽木古川から琵琶湖まで	上流	9058	船橋	高島市朽木市場	0.90	1.10	1.4	1.70	水防本部長	高島土木事務所長	高島市	滋賀県警察本部	
		右岸	高島市朽木大野	下流	9059	常安橋	高島市安曇川町常盤木	1.00	1.50	1.90	2.30					
芹川	本川	左岸	犬上郡多賀町栗栖から琵琶湖まで	上流	6058	中川原橋	犬上郡多賀町中川原	0.90	1.10	1.40	1.65	水防本部長	湖東土木事務所長	多賀町	琵琶湖河川事務所	
		右岸	犬上郡多賀町栗栖	下流	6059	芹川旭橋	彦根市東沼波町	0.70	0.90	1.00	1.40			彦根市		
大戸川	本川	左岸	甲賀市信楽町神山から甲賀市信楽町黄瀬まで	上流	4052	大戸川旭橋	甲賀市信楽町長野	1.80	2.30	2.70	3.20	水防本部長	甲賀土木事務所長	甲賀市		
		右岸	甲賀市信楽町神山から甲賀市信楽町黄瀬まで				甲賀市信楽町									
		左岸	大津市牧2丁目から瀬田川まで	下流	2056	綾井橋	大津市牧	0.90	1.30	1.60	1.90		大津土木事務所長	大津市		
天野川	本川	左岸	米原市村木から琵琶湖まで	上流	7051	天野川橋	米原市長岡	0.80	1.20	1.40	1.60	水防本部長	長浜土木事務所長	米原市		
		右岸	米原市村木	下流	7052	近江橋	米原市箕浦	1.60	1.90	2.30	2.65			長浜市米原市		
犬上川	本川	左岸	彦根市八坂町から彦根市高宮町まで		6056	千鳥橋	彦根市高宮町	0.80	1.70	2.00	2.30	水防本部長	湖東土木事務所長	彦根市		
右岸	彦根市八坂町から彦根市犬方町まで	彦根市高宮町														
宇曾川	本川	左岸	彦根市肥田町から愛知郡愛荘町沖まで	上流	6153	上枝	豊郷町上枝	1.40	2.20	2.90	3.60	水防本部長	湖東土木事務所長	彦根市愛荘町豊郷町		
		右岸	犬上郡豊郷町大字沢から愛知郡愛荘町宮後まで				彦根市金澤町									
		左岸	彦根市三津屋町から彦根市肥田町まで	下流	6062	金沢大橋	彦根市金澤町	1.50	2.50	2.90	3.70		湖東土木事務所長	彦根市		
余呉川	本川	左岸	長浜市余呉町坂口から長浜市余呉町新堂まで	上流	8151	堂木	長浜市余呉町中之郷	1.10	1.50	1.80	2.20	水防本部長	木之本支所長	長浜市		
		右岸	長浜市余呉町坂口から長浜市余呉町新堂まで	下流	8153	黒田	長浜市木之本町黒田	0.80	1.30	1.60	1.90					
		左岸	長浜市高月町西野から長浜市余呉町坂口まで				長浜市高月町西野から長浜市余呉町坂口まで									

(1) 情報連絡系統図



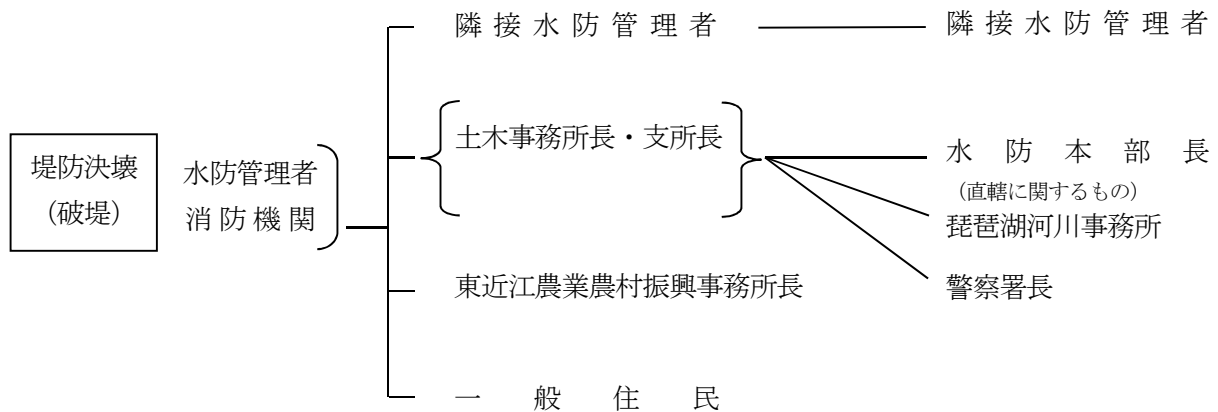
連絡先

水位情報周知河川		連絡先
草津川	西矢倉	南部土木事務所 (TEL : 077-567-5442 FAX : 077-562-9234) 大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510) 草津市 河川課 (TEL : 077-561-2397 FAX : 077-561-2487) 栗東市土木管理課 (TEL : 077-551-0292 FAX : 077-552-7000)
愛知川	紅葉橋	東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163) 東近江農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-22-7721 FAX : 0748-23-4912) 東近江市管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249)
	御幸橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 東近江土木事務所 (TEL : 0748-22-7737 FAX : 0748-23-4163) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777) 東近江市 管理課 (TEL : 0748-24-5654 FAX : 0748-24-1249)
姉川	伊吹	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 米原市 防災危機管理局 (TEL : 0749-52-6630 FAX : 0749-52-6930) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)
安曇川	船橋	高島土木事務所 (TEL : 0740-22-6055 FAX : 0740-22-3318) 高島農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0740-22-6037 FAX : 0740-22-4393)
	常安橋	高島市 土木課 (TEL : 0740-22-2001 FAX : 0740-22-4889)
芹川	中川原橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 多賀町 総務課 (TEL : 0749-48-8120 FAX : 0749-48-0157)
	芹川旭橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)

水位情報周知河川		連 絡 先
大戸川	大戸川旭橋	甲賀土木事務所 (TEL : 0748-63-6161 FAX : 0748-63-1504) 甲賀農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0748-63-6121 FAX : 0748-63-6139) 甲賀市 危機管理課 (TEL : 0748-65-0665 FAX : 0748-63-4619)
	綾井橋	大津土木事務所 (TEL : 077-524-2816 FAX : 077-525-9352) 大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 077-567-5415 FAX : 077-564-2510) 大津市 消防局 通信指令課 (TEL : 077-525-9927 FAX : 077-522-4657)
天野川	天野川橋	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 米原市 防災危機管理局 (TEL : 0749-52-6630 FAX : 0749-52-6930)
	近江橋	長浜土木事務所 (TEL : 0749-65-6639 FAX : 0749-62-5065) 湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 米原市 防災危機管理局 (TEL : 0749-52-6630 FAX : 0749-52-6930) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)
犬上川	千鳥橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
宇曾川	上枝	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 愛荘町 建設課 (TEL : 0749-42-7694 FAX : 0749-42-5887) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777) 豊郷町 地域整備課 (TEL : 0749-35-8121 FAX : 0749-35-5270)
	金沢大橋	湖東土木事務所 (TEL : 0749-27-2248 FAX : 0749-23-3531) 湖東農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-27-2223 FAX : 0749-24-6229) 彦根市 総務部 危機管理室 (TEL : 0749-30-6150 FAX : 0749-23-1777)
余呉川	堂木	木之本支所 (TEL : 0749-82-3896 FAX : 0749-82-2654)
	黒田	湖北農業農村振興事務所 田園振興課 (TEL : 0749-65-6622 FAX : 0749-64-1597) 長浜市 防災危機管理局 (TEL : 0749-65-6555 FAX : 0749-65-8555)

第5節 決壊等の通報

- (1) 水防法第25条に基づき堤防等が決壊（破堤）した場合は、水防管理者又は消防機関の長は直ちにその旨土木事務所長・支所長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に通報するものとする。
- (2) この通報を受けた土木事務所長・支所長は、県水防本部及び所轄警察署長に通報するものとする。
(直轄管理区間に関するものは琵琶湖河川事務所長へも連絡するものとする。)
- (3) (1)の通報を受けた隣接水防管理者は更に次の氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者にその旨通知するものとする。



第6節 避難のための立退

- (1) 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防法第29条に基づき、知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域内の居住者に対し、ラジオ、信号、或いは広報網その他の方により立ち退きを指示することができる
- (2) 洪水の氾濫により水災のおそれがある場合においては、災害対策基本法第60条第1項に基づき、市町長は避難のための立ち退きを勧告することができる。
- (3) 洪水の氾濫により水災のおそれがあり、特別の理由があると認められるときにおいては、県または市町地域防災計画に基づき、市町長は住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報を伝達する。
- (4) 水防管理者が指示する場合は、所轄警察署長にその旨通知しなければならない。
- (5) 水防管理者はあらかじめ避難計画を作成し、避難先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。
 - (イ) 避難を要する人口所帯
 - (ロ) 避難地点及び避難地点までの経路（図示併記のこと）
 - (ハ) 避難のための指導員編成表

第7節 水防信号

水防に用いる信号は次のとおりとする。

区分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	<p style="text-align: center;">5秒 5秒 5秒</p> <p style="text-align: center;">○ ○ ○</p> <p style="text-align: center;">休止 休止 休止</p>	<p style="text-align: center;">5秒 10秒 5秒 10秒 5秒</p> <p style="text-align: center;">○ー 休止 ○ー 休止 ○ー</p>
第二信号	<p style="text-align: center;">○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○</p>	<p style="text-align: center;">7秒 7秒 7秒 7秒 7秒</p> <p style="text-align: center;">○ー 休止 ○ー 休止 ○ー</p>
第三信号	<p style="text-align: center;">○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○</p>	<p style="text-align: center;">10秒 5秒 10秒 5秒 10秒</p> <p style="text-align: center;">○ー 休止 ○ー 休止 ○ー</p>
第四信号	<p>乱 打</p>	<p style="text-align: center;">30秒 3秒 30秒 3秒 30秒</p> <p style="text-align: center;">○ー 休止 ○ー 休止 ○ー</p>

備考 1. 信号は適宜の時間継続すること。

2. 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用してもよい。

3. 危険の去ったときは口頭伝達により周知させること。

(注) 1. 第1信号は氾濫注意水位（警戒水位）に達した事を知らせるもの。

2. 第2信号は水防団員及び消防機関に属する者の全員が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

3. 第3信号は当該水防管理団体の区域内に住居する者が出勤すべきことを知らせるもの。

4. 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第8章 施設資材輸送等の整備確保

第1節 水防管理団体の整備基準

水防上必要な施設（水防倉庫、資材、器具、量水標、雨量計等）は次の基準によって整備するものとする。

1. 水防倉庫

(1) 設備箇所は水防活動に便利な所を選び、適当な場所がないときは堤防法肩その他治水上支障のない場所へ設置するものとする。

2. 備蓄資材、器具

(1) 水防用資材は次の基準により配備するように努めるものとする。

水防倉庫備蓄資材基準表

品名	数量	摘要	品名	数量	摘要
土のう袋類	2,000枚		スコップ	20丁	
ビニールシート	160枚		掛矢	6丁	
杉丸太4m末口15cm	50本		鋼ハンマー	6丁	
〃 2m末口10cm	100本		両つるはし	5丁	
木杭	50本	1.2～1.8m	斧および鉋（なた）	5丁	
鋼杭	50本		たこ	3丁	
縄（ロープ）	40玉	4分、12kg	鋸（大小）	各3丁	
鉄線	20kg	#10	木鎌	6丁	
クリツパー	2丁		かすがい	50本	
ペンチ	5丁		片手ハンマー	10丁	
発電機	2台		一輪車	2台	
投光器	3台		ロープ（命綱）	10本	
ライフジャケット	必要数				

(2) 資材中腐食傷のおそれのあるものは、常に点検し新しいものを備蓄しておくこと。

(3) 資材確保のため、水防区域近住の資材業者等の手持資材量を調査し、緊急時の補給に備えること。

(4) 資材器具を使用又は減損したときは、直ちに補充しておくこと。

(5) 水防管理団体は、災害発生に伴う停電時の情報確保のため、電池式受信機を設備するように努めるものとする。

3. 量水標

(1) 指定水防管理団体は担当区域内の適当な箇所に量水標を設置すること。

(2) 量水標は、幅21cm、目盛は2cm刻み黒白の交互、10cmごとの数字を黒字として1m毎の数字を赤字とする。

(3) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）は横に赤線で示すこと。

(4) 設置場所は河状の整った所で流失のおそれがなく、夜間でも観測し得るところとする。

4. 雨量計

指定水防管理団体は担当区域内の適当な箇所に雨量計を設けること。

第2節 輸送の確保

(1)水防支部間の輸送経路については、本部において管内からの通報に基づいて状況に従って通行路線を決定し、輸送の確保を図る。

(2)土木事務所と水防管理団体間の輸送経路については、土木事務所・支所において管内の報告に基づく実情により通行路線の指示をする。

(3)水防管理者は、管内の要水防区域についてあらゆる状況を推定し次のような輸送経路図を作成して所轄土木事務所・支所に提出しておくものとする。

イ 付近略図に道路幅員その他通路の判る輸送網図

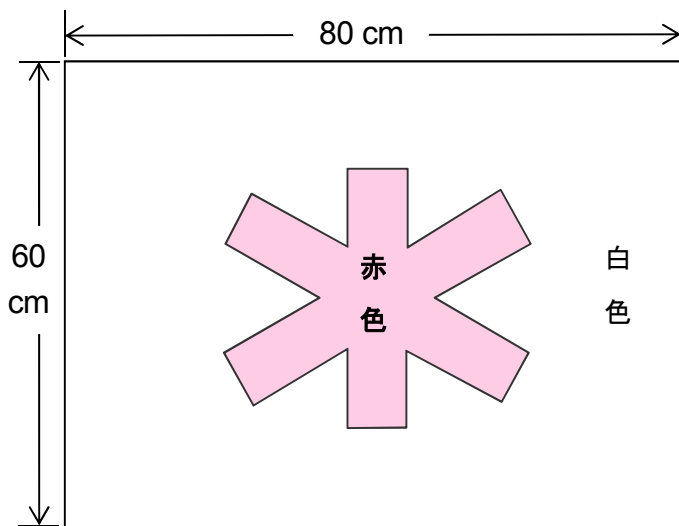
ロ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

なお、近距離輸送のため必要がある場合は必ずトラック、その他輸送車の配備等を計画しておくものとする。

第3節 優先通行標識と身分証票

1. 水防標識

水防法第18条による水防のために出動する車両に掲げる標識は次の通りとする。



2. 身分証票

水防法第 49 条第 2 項による身分証票は次のとおりとする。

第	号						
				年	月	日	発行
水 防 公 務 者							
所	在						
身分 (職名)							
				氏	名		
					年	月	日生
				滋	賀	県	

(注) 証票の寸法は縦 9cm、横 12cm とする。

水 防 法 抜 粹	
<p>第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2. 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>	

第9章 他の水防機関との協力、応援

第1節 水防管理団体相互の協力、応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者または市町村長もしくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた水防管理者または市町村長もしくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。水防管理者は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第2節 自衛隊等の派遣要請

1. 自衛隊派遣依頼

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、滋賀県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。水防管理者が、知事（防災危機管理局）に対して自衛隊の派遣要請を依頼しようとするときは文書または電話等で行う。ただし、緊急を要し、電話等で防災危機管理局に依頼した場合は、事後速やかに文書を送達するものとする。

2. 国土交通省近畿地方整備局の応援

災害初動時の情報収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図るために、国土交通省近畿地方整備局に申し合わせにより、応援を求めることが出来る。

応援を求めるときは、近畿地方整備局企画部に、口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。（内容は参考資料3を参照）

3. 一般社団法人日本建設業連合会との協定

地震・大雨等の異常な自然現象による災害の発生または発生するおそれがある場合に、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る、災害応急対策業務および建設資材調達を求めることができる。

第10章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水対応

1. 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定

される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

2. 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

①洪水予報、水位到達情報の伝達方法

②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

③浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

3. 洪水ハザードマップ

浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村地域防災計画において定められた上記第10章第1節2. ①②③に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあっては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市町村は、市町村地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

7. 浸水被害軽減地区

浸水被害軽減地区は、水防管理者が浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを指定した地区である。

8. 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第 1 1 章 そ の 他

第 1 節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修等へ水防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 2 節 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに、水防協議会又は市町村防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

第 3 節 費用負担と公用負担

1. 費用負担

(1) 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

(2) 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

2. 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者より交付されるの公用負担

権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第4節 水防記録と水防報告

1. 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2. 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料14により、水防活動実施後10日以内に土木事務所長を経由して水防本部長に報告するものとする。水防本部長はこれらの報告について近畿地方整備局に速やかに報告をするものとする。

なお、水防管理者から滋賀県水防本部長に水防活動の報告がなされた場合には、滋賀県において、ホームページ掲載等の広報活動に努めるものとする。

資料 14 水防活動報告書様式 (例)

水防活動実施報告書

平成 年 月 日

作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他
	被害	m m	m ² m ²	m ² m ²	戸 戸	m m	m m	人 人	
使用資器材	かます、俵					居住者の			
	万年、土俵					出動状況			
	なわ					水防関係者の			
	丸太					死 傷			
	その他					雨量水位の			
					状 況				
水防活動に関する 自己批判 備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水 防 法

(昭和 24 年 6 月 4 日号外)

(法律第 193 号)

(総理建設大臣 署名)

沿 革

昭和 27 年 7 月 31 日号外法律第 258 号	(消防組織法の一部改正する法律附則 6 項による改正)
昭和 29 年 6 月 1 日号外法律第 140 号	(建設省関係法令の整理に関する法律 2 条による改正)
昭和 29 年 6 月 8 日号外法律第 163 号	(警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律 29 条による改正)
昭和 30 年 7 月 11 日法律第 61 号	(第 1 次改正)
昭和 31 年 6 月 11 日法律第 141 号	(運輸省設置法の一部を改正する法律付則 6 項による改正)
昭和 32 年 5 月 16 日法律第 105 号	(消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律附則 6 項による改正)
昭和 33 年 3 月 15 日法律第 8 号	(第 2 次改正)
昭和 35 年 6 月 30 日法律第 113 号	(自治省設置法の一部を改正する法律附則 29 条による改正)
昭和 47 年 6 月 23 日法律第 94 号	(消防法等の一部を改正する法律附則 2 項による改正)
昭和 57 年 7 月 16 日号外法律第 66 号	(障害に関する用語の整理に関する法律 79 条による改正)
昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号	(日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 65 条による改正)
昭和 60 年 6 月 21 日法律第 69 号	(地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 3 条による改正)
平成 7 年 4 月 21 日法律第 69 号	(地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律 3 条による改正)
平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号	(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 407 条による改正)
平成 13 年 6 月 13 日法律第 46 号	(水防法の一部を改正する法律)
平成 17 年 5 月 2 日法律第 37 号	(水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律)
平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号	(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)
平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号	(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)
平成 23 年 12 月 14 日法律第 124 号	(津波防災地域づくりに関する法律)
平成 25 年 6 月 12 日法律第 35 号	(水防法及び河川法の一部を改正する法律)
平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号	(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)
平成 25 年 6 月 21 日法律第 54 号	(災害対策基本法等の一部を改正する法律)
平成 26 年 11 月 19 日法律第 109 号	(水防法等の一部を改正する法律)
平成 27 年 5 月 20 日法律第 22 号	(水防法等の一部を改正する法律)
<u>平成 29 年 6 月 19 日法律第 31 号</u>	(水防法等の一部を改正する法律)

水防法をここに公布する

水 防 法

目 次

第1章	総 則 (第1条・第2条)
第2章	水防組織 (第3条～第8条)
第3章	水防活動 (第9条～第32条の3)
第4章	指定水防管理団体 (第33条～第35条)
第5章	水防協力団体 (第36条～第40条)
第6章	費用の負担及び補助 (第41条～第44条)
第7章	雑 則 (第45条～第51条)
第8章	罰 則 (第52条～第55条)
附 則	

最終改正：平成29年6月19日 法律第31号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

【一部改正・平成27年法22】

(定義)

第2条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2. この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。
3. この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。
4. この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。
5. この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。
6. この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。
7. この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8. この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

【一部改正・昭和30年法61・昭和31年法8・平成6年法49・平成17年法37
・平成23年法124・平成25年法035・平成27年法22】

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

【全部改正・昭和33年法8】

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不相当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

【追加・昭和33年法8、一部改正・平成23年法124・平成27年法22】

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2. 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基づき、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

【追加・昭和33年法8】

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者

のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

2. 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

【追加・昭和33年法8】

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

【追加・昭和33年法8】

(都道府県知事の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

【追加・昭和33年法8】

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2. 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
3. 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2. 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

【一部改正・昭和30年法61・昭和33年法8】

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2. 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

【追加・昭和32年法105・昭和33年法8・昭和47年法94

・昭和57年法66・昭和60年法69・平成7年法69】

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合には、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金

を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2. 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
3. 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項 又は第五項 の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の長が河川法第九条第二項 に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
4. 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
5. 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項 に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
6. 二以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
7. 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

【一部改正・昭和27年法258・昭和35年法113・平成11年法87・法136・平成17年法37・平成23年法105・平成27年法22、平成29年法31、全部改正・昭和29年法140、追加・平成23年法124・平成25年法035、一部改正】

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2. 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
3. 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
4. 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
5. 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

【一部改正・平成11年法87・平成25年法044】

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2. 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
3. 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

【一部改正・昭和30年法61・昭和31年法141・平成11年法160
・平成13年法46・平成17年法37平成23年法124】

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2. 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

【追加・昭和30年法61、全部改正・平成13年法46】

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2. 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

【追加・昭和30年法61・平成17年法37、一部改正

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2. 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
3. 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

【追加・平成17年法37、一部改正・平成25年法35・平成27年法22】

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2. 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

【追加・平成27年法22】

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であって高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、そ

の旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

【追加・平成27年法22】

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

【追加・平成25年法35、全部改正・平成25年法54、一部改正・平成27年法22】

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2. 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
3. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
4. 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

【追加・平成13年法46、一部改正・平成17年法37
・平成25年法35・平成27年法22・平成29年法31】

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2. 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
3. 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
4. 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

【追加・平成27年法22】

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2. 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
3. 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
4. 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

【追加・平成27年法22】

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

- 一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【一部改正・平成25年法35・平成27年法22】

2. 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)

当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

【全部改正・平成25年法35、一項削除・平成25年法35、
一部改正・平成27年法22】

3. 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

【追加・平成13年法46・平成17年法37、一部改正・平成17年法37・平成23年法124・平成27年法22・平成29年法31、一項削除・平成25年法35、改正・平成26年法109、】

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2. 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
3. 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
4. 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。
5. 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6. 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
7. 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
8. 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
9. 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
10. 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

【1条追加・平成25年法35、一部改正・平成27年法22】

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2. 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
3. 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
4. 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
5. 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
6. 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
7. 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

【1条追加・平成25年法35、一部改正・平成27年法22・平成29年法31】

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2. 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

【1条追加・平成25年法35、一部改正・平成27年法22】

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

【1条追加・平成25年法35、一部改正・平成27年法22】

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2. 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
3. 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
4. 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
5. 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

【1条追加・平成29年法31】

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で

定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2. 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
3. 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
4. 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

【1条追加・平成29年法31】

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2. 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
3. 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

【1条追加・平成29年法31】

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2. 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事
 - 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
3. 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
4. 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

【1条追加・平成29年法31】

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2. 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
3. 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

【1条追加・平成29年法31】

（予想される水災の危険の周知等）

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

【1条追加・平成29年法31】

（河川管理者の援助等）

第15条の12 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2. 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

【1条追加・平成29年法31】

（水防警報）

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2. 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報を発したときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
3. 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
4. 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

【追加・昭和30年法61、一部改正・平成11年法160・平成23年法124、
繰下・平成13年法46】

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

【追加・昭和30年法61、繰下・平成13年法46、
一部改正・平成17年法37】

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

【一部改正・平成29年法31】

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2. 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2. 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

【一部改正・平成17年法37】

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2. 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3. 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4. 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

【一部改正・平成17年法37】

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

【一部改正・平成17年法37】

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

【一部改正・平成17年法37】

(決壊後の処理)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

【一部改正・平成17年法37】

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2. 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

【一部改正・平成11年法160】

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2. 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。
3. 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

【一部改正・平成17年法37・平成27年法22・平成29年法31】

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

【一部改正・平成23年法124・平成27年法22】

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要

するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

【一部改正・平成 11 年法 160】

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2. 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3. 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

【一部改正・平成 17 年法 37・平成 27 年法 22・平成 29 年法 31】

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

【追加・平成 23 年法 124】

第 4 章 指定水防管理団体の組織及び活動

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2. 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を

設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3. 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
4. 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

【一部改正・平成11年法87・平成17年法37・平成23年法105
・平成23年法124・平成27年法22】

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2. 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
3. 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
4. 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
5. 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

【一部改正・昭和33年法8・平成11年法87・平成17年法37】

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

【一部改正・平成17年法37・平成23年法124】

第5章 水防協力団体

【追加・平成17年法37】

【改正・平成18年法50】

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2. 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
3. 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
4. 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

【追加・平成17年法37、改正・平成18年法50】

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- 二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- 三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 水防に関する調査研究を行うこと。
- 五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

【追加・平成17年法37・平成25年法35】

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

【追加・平成17年法37】

(監督等)

第39条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2. 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
3. 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
4. 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

【追加・平成17年法37】

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

【追加・平成17年法37】

第6章 費用の負担及び補助

【改正・昭和30年法61】

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2. 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
3. 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府

県の知事にあつせんを申請することができる。

4. 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

【追加・昭和30年法61、一部改正・平成17年法37】

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

【一部改正・平成11年法87】

(国の費用負担)

第43条の2 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

【追加・平成23年法124】

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2. 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
3. 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

【追加・昭和30年法61、一部改正・平成17年法37】

第7章 雑 則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

【全部訂正・昭和30年法61、一部改正・昭和32年法105・昭和33年法8
・昭和47年法94・昭和57年法66・平成17年法37】

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

【追加・昭和30年法61、一部改正・平成11年法160・平成17年法37】

(報告)

第 47 条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2. 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

【一部改正・昭和 27 年法 258・昭和 35 年法 113・平成 11 年法 160】

(勧告及び助言)

第 48 条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

【一部改正・平成 11 年法 160】

(資料の提出及び立入り)

第 49 条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2. 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

【一部改正・昭和 33 年法 8・平成 17 年法 37】

(消防事務との調整)

第 50 条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

【一部改正・平成 17 年法 37】

(権限の委任)

第 51 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

【追加・平成 11 年法 160】

第 8 章 罰 則

第 52 条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2. 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

【一部改正・平成 13 年法 46】

第 53 条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

【一部改正・平成 13 年法 46・平成 17 年法 37】

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

【一部改正・平成13年法46・平成17年法37・平成29年法31】

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

- 一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- 二 第二十条第二項の規定に違反した者
- 三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。
- 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。
- 3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。
- 4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第四条第一項の規定による調査の結果について、必要な報告を求めることができる。

附 則 （平成二七年五月二〇日法律第二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

- 2 前項の規定により洪水浸水想定区域とみなされた浸水想定区域に対する新水防法第十五条から第十五条の四までの規定の適用については、新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは」とあるのは「水防法等の一部を改正する

法律（平成二十七年法律第二十二号。以下この項において「改正法」という。）の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。））」と、同項第一号中「、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」と、「、都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。））」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。））」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等の」とあるのは「洪水時の」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第一項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第一項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○水防法の施行について

昭和24・5・27

河第13号

各都道府県知事あて 建設事務次官通達

水防法の施行について

周知の如く近年の水害の実情にかんがみ、水防を推進し、水防組織を整備し、水防活動を強化する等の緊急の必要があるので、今回第5回国会において水防法が制定され、8月初旬には施行の見込みであるから、各位は別紙により趣旨の普及徹底をはかり、もって本法施行上遺憾なきを期せられたく、依命通牒する。

(別紙) 水防法の施行について

第1 本法の趣旨の普及徹底

近来河川の荒廃甚しく為に水害が頻発するにも拘わらず、河川改修、災害復旧に関する予算は窮迫せる国家財政と経済九原則等の下に極度の圧縮をうけ、その工事は捗々しく進まない。しかしこの状態は食糧増産上將又生産復興上1日も放置することを許されないので、各都道府県市町村等においては、地方自治の本旨にもかんがみ、郷土愛護の精神を振起し、僅少なる経費をもつて最大の効果を発揮し国土の保全を計る為本法により益々水防態勢を強化し水防活動を活発化する必要があることを一般に周知徹底せしめること。

上記のため、市町村、水害予防組合、河川協会、治水期成同盟会等関係団体の協力を求める凡ゆる機会を利用し、映画、講演会、講習会、座談会、雑誌、ラジオ、新聞、ビラ、ポスター等の手段により、本法の趣旨徹底を計ること。

第2 水防計画

都道府県（以下府県と略称する）の設定する水防計画は、府県の管理する量水標の監視、府県下全般に亘る連絡通信系統、府県の管理する水閘門の操作、水防団及び消防機関の相互協力の大綱、府県職員の任務分担、水防予備資材の備蓄、隣接府県との連絡協力等、一般的大綱的なものとする。

水防管理団体の水防計画は、より詳細に、より具体的に、凡ゆる想定しうる事態を予測し作成しておくこと

水防計画は、毎年これを作成し建設大臣又は都道府県知事の承認を受けること、これを変更したときは、其の都度承認を受けること。

建設大臣の承認を受けたときはその都度これを遅滞なく国家消防庁長官に報告すること。

第3 水防の責任

水防の責任は、水害予防組合、市町村等が第1に負うべきものとせられたが、これは河川法に基づく河川管理者の水防責任を些かも軽減するものでなく、本法は下級公共団体の自主性を尊重しつつ、河川法第23条第2項、第3項により下級公共団体の為すべき事項を明確に具体的に規定した趣旨であること。

第4 水防団と消防機関の関係

本法により新たに水防団の設置が認められたのであるが、これは主として現在各地に存する水防団に法的根拠を与えようとする趣旨であり、消防機関にて水防を行いうるに拘わらず、これが設置を奨励する趣旨では決してない。殊に同一市町村に両者が並立することは、指揮上の混乱を来し財政上過重なる負担を招き、市町村行政の円滑なる運営上反って障害を来す虞もあるので、これを厳に禁じ、ただ数市町村に亘る水害予防組合において関係市町村、消防機関が緊密に協力するも水防事務を十分処理しえない場合等、真に已むをえないときに限り水防団の設置を認めるように指導すること。

水害予防組合の区域内に存する水防団及び消防機関は、いずれも水防管理者の統制に服し相互緊密に

協力活動すること。

本法附則による消防法の改正は、消防組織法の消防の任務からは水災の被害軽減を除かないから水防も消防の任務であるが、消防機関の活動は水防に関しては消防法によらず、すべて水防法によることを明らかにしたものであること。

第5 都道府県水防協議会

府県水防協議会委員は、府県会議員、土木関係職員、通信関係職員、警察関係職員、消防関係職員、地方建設局関係職員、水害予防組合関係者、河川協会等の代表者、水利組合の代表者、気象関係職員、輸送関係者、市町村長会代表、重要な堰堤、水閘門等工作物の管理者等、水防に密接な関係ある官民の知識技術経験を網羅すること。

第6 水防活動

- (1) 気象官署との連絡方法を協定しておくこと。
- (2) 水防用車馬の標識を定め一般に周知させておくこと。
- (3) 水防信号の種類及び方法を定め一般に周知せしめておくこと。尚水防信号を定めるに当たっては、消防法による消防信号を考慮し、混乱を来さぬよう特に留意すること。
- (4) 各種通信施設の使用、利用に関し協定しておくこと。

第7 知事の指示権

水防活動は水害予防組合の区域、市町村の区域の住民の共同防衛の精神の発露であるから、極力その自覚により積極的に決議するよう指導しなるべく強制を避け、指示権も概ね技術的事項に限定すること。但し已むをえざる場合河川法第23条第1項によるは妨げないこと。

第8 指定水防管理団体

- (1) 指定水防管理団体の指定は、過去の経験現在の河川の状況又は当該管理団体の財政状況等を併せ考慮し極力厳選の上重点的にこれを行い、府県水防計画承認申請の際、同時にこれを報告すること。
- (2) 指定管理団体の水防協議会の構成は、概ね府県水防協議会に準じ且関係部落代表等を参加させること。
- (3) 水防団及び消防機関の出動すべき警戒水位は、従来のものを再検討し、府県知事において明確に指定しておくこと、このため各指定管理団体は必ず一個以上の量水標を設置し警戒水位を明確に表示しておくこと。

第9 費用負担

地方財政窮迫の折柄、水防に要する経費は極力合理的に使用すること。なお建設省においては資材、設備に要する費用の補助を地方財政法第16条により行うべく折衝中であるが、府県としてもできるだけ水防管理団体を援助せられたいこと。

水防応援費（第16条）について協議が調はないときは、府県においてあつ旋の上円満な解決を計ること。

第10 水防に関する報告

水防団又は消防機関が出動して水防作業を行った場合は、その状況を直ちに報告すること。

水防訓練を行った場合は、その状況を直ちに報告すること。

第11 本法施工上必要な水害予防組合の整備を行い、効果の大なるものはこれを助長すると共に効果の少ないものは整理統合又は廃止の上、その事務を市町村に引き継ぐよう指導すること。

（洪水浸水想定区域の指定）

第 1 条 水防法（以下「法」という。）第 14 条第 1 項 に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項 に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢流が想定される地点を 相当数選定して行うものとする。

- 2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。
- 3 第 1 項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。
- 4 第 1 項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。
- 5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第 1 項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。
- 6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第 2 条 法第 14 条第 2 項 の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）
- 4 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 10 条の 2 第 2 号 イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第 3 条第 2 項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第 3 条 法第 14 条第 3 項 の規定による同条第 2 項 の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあつては官報により、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

- 2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第 4 号に掲げる事項を表示した図面にあつては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

(雨水出水浸水想定区域の指定)

第4条 法第14条の2第1項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸水想定区域」という。）の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域（以下この項において「河川等」という。）に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第1条第6項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第5条 法第14条の2第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水継続時間
- 4 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第6条 法第14条の2第3項の規定による同条第2項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(高潮浸水想定区域の指定)

第7条 法第14条の3第1項に規定する高潮浸水想定区域（以下単に「高潮浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものによって堤防等の決壊が想定される当該海岸の全ての区間において堤防等が決壊することを想定して行うものとする。

2 高潮浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 前項の場合には、都道府県知事は、堤防等の構造及び管理の状況について、海岸管理者その他の関係のある施設の管理者の意見を聴くものとする。

4 第1条第6項の規定は、高潮浸水想定区域の指定について準用する。この場合において、同項中「想定最大規模降雨」とあるのは、「想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するもの」と読み替えるものとする。

(高潮浸水想定区域の指定の際の明示事項)

第8条 法第14条の3第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 1 指定の区域
- 2 浸水した場合に想定される水深
- 3 浸水継続時間

(高潮浸水想定区域等の公表)

第9条 法第14条の3第3項の規定による同条第2項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、高潮浸水想定区域の指定の前提となる高潮が想定し得る最大規模の高潮であって国土交通大臣が定める基準に該当するものであることを明示しなければならない。

(大規模な工場その他の施設の用途及び規模の基準)

第10条 法第15条第1項第4号ハの国土交通省令で定める基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が一万平方メートル以上のものであることとする。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第11条 法第15条第3項の住民、滞在者その他の者(以下この条において「住民等」という。)に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

1 第2条第1号及び第2号、第5条第1号及び第2号並びに第8条第1号及び第2号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第15条第1項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第12条 法第15条の2第1項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項

2 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

3 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

4 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

5 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

6 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 法第2条第3項に規定する水防管理者(以下単に「水防管理者」という。)その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

7 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第2号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。

(統括管理者の設置等)

第13条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。

3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

(連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者による地下街等の自衛水防組織の設置)

第14条 法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者が共同して法第15条の2第1項に規定する計画を作成するときは、当該地下街等の所有者又は管理者は、共同して自衛水防組織を置くことができる。

(地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項)

第15条 法第15条の2第10項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

1 統括管理者の氏名及び連絡先

2 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置

3 法第15条第1項第1号に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第16条 法第15条の3第1項の要配慮者利用施設（法第15条第1項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項

2 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項

3 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

4 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項

5 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項

イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項

ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項

ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

6 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用)

第17条 第13条及び第15条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第15条の2第10項」とあるのは、「第15条の3第2項」と読み替えるものとする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第18条 法第15条の4第1項の大規模工場等（法第15条第1項第4号ハに規定する大規模工場等をいう。以下同じ。）の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 大規模工場等における洪水時等の防災体制に関する事項

2 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項

3 大規模工場等における洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

- 4 大規模工場等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 5 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
- イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 6 前各号に掲げるもののほか、大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

(自衛水防組織に関する規定の大規模工場等についての準用)

第19条 第13条及び第15条の規定は、大規模工場等の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第15条の2第10項」とあるのは、「第15条の4第2項」と読み替えるものとする。

(氾濫による被害の拡大を防止するための作業)

第20条 水防法第32条第1項第2号の水防活動を定める政令（平成23年政令第428号）第5号の国土交通省令で定める作業は、流水が河川外に流出した場合において、これによる災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために器具又は資材を設置し、水流を制御する作業とする。

(水防協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

第21条 法第36条第1項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

(権限の委任)

第22条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第47条第1項及び第48条の規定に基づく権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 1 法第10条第2項の規定により河川を指定すること。
- 2 法第13条第1項の規定により河川を指定すること。
- 3 法第16条第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定すること。
- 4 法第31条の規定により指示をすること。
- 5 法第46条の規定により表彰を行うこと。

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成13年6月26日国土交通省令第102号）

この省令は、水防法の一部を改正する法律（平成13年法律第46号）の施行の日（平成13年7月3日）から施行する。

附 則（平成17年6月1日国土交通省令第62号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）から施行する。

附 則（平成23年12月26日国土交通省令第100号）

この省令は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）の施行の日（平成23年12月27日）から施行する。

附 則 （平成25年7月5日国土交通省令第59号）

この省令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行の日（平成25年7月11日）から施行する。

附 則 （平成25年9月13日国土交通省令第76号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年9月14日）から施行する。

附 則 （平成27年1月16日国土交通省令第2号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成27年1月18日）から施行する。

附 則 （平成27年7月17日国土交通省令第54号） 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成27年7月19日）から施行する。

昭和24年10月1日

滋賀県条例第60号

県議会の議決を経て水防法（昭和24年法律第193号）第8条第5項の規定に基づき、滋賀県水防協議会条例を次のように定める。

最終改正：平成26年2月18日 議第50号

滋賀県水防協議会条例

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、滋賀県水防協議会（以下「協議会」という）を置く。

（委員の定数）

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

（任期等）

第3条 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する代理者がその職務を行うことができる。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は会議の議長となる。

3 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事および書記）

第6条 協議会に幹事および書記各若干名を置く。

2 幹事および書記は、会長がこれを命じまたは委嘱する。

3 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。

4 書記は、上司の指揮を受け庶務に従事する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1. この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県水防協議会委員

会 長	滋賀県知事	委 員	滋賀県琵琶湖環境部長
委 員	国土交通省近畿地方整備局長	”	滋賀県農政水産部長
”	彦根地方気象台長	”	滋賀県土木交通部長
”	西日本旅客鉄道㈱近畿統括本部長	幹 事	滋賀県総合政策部防災危機管理局地震・危機管理室長
”	西日本電信電話㈱滋賀支店 設備部長	”	滋賀県農政水産部次長
”	陸上自衛隊第3戦車大隊長	”	滋賀県土木交通部次長
”	水資源機構琵琶湖開発総合管理所長	”	”
”	赤十字奉仕団滋賀県支部委員会委員長	”	滋賀県土木交通部流域政策局長
”	滋賀県市長会副会長	”	滋賀県琵琶湖環境部下水道課長
”	滋賀県町村会理事	”	滋賀県農政水産部農村振興課長
”	滋賀県消防協会副会長	”	滋賀県土木交通部監理課長
”	滋賀県警察本部長	”	滋賀県土木交通部道路課長
”	滋賀県総合政策部防災危機管理監	”	滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室長
		”	滋賀県土木交通部流域政策局水源地域対策室長
		”	滋賀県土木交通部砂防課長

電話番号一覧表

1. 県機関

(1) 本庁

名 称		電 話 番 号	防災電話番号	備 考
滋 賀 県 庁		(総)077-528-3993	6-51-2-内線番号 6-51-防災電話番号	
防 災 危 機 管 理 局		077-528-3436 ・86-729-823 FAX 077-528-6037 FAX・86-729-850	6-51-7400 6-51-823	
広 報 課		077-528-3043 FAX 077-528-4803	6-51-2-3041	
土 木 交 通 部	流 域 政 策 局	流域治水政策室 077-528-4152, 4158 ・86-729-833, 834 FAX 077-528-4904 FAX・86-729-857	6-51-2-4152, 4158 6-51-833, 834	
		水源地域対策室 077-528-4171 ・86-729-835 FAX 077-523-3613 FAX・86-729-858	6-51-2-4171 6-51-835	
	監 理 課	077-528-4111, 4118 ・86-729-860 FAX 077-524-0943	6-51-2-4111 6-51-860	
	道 路 課	077-528-4135 ・86-729-831, 832 FAX 077-528-4903 FAX・86-729-856	6-51-2-4135 6-51-831, 832	
	都 市 計 画 課	077-528-4181 ・86-729-836 FAX 077-528-4906	6-51-2-4181 6-51-836	
	砂 防 課	077-528-4192 ・86-729-837 FAX 077-528-4907	6-51-2-4192 6-51-837	
	住 宅 課	077-528-4231 ・86-729-840 FAX 077-528-4911	6-51-2-4231 6-51-840	
	建 築 課	077-528-4251 ・86-729-841 FAX 077-528-4911	6-51-2-4251 6-51-841	
	交 通 政 策 課	077-528-3680 FAX077-528-4836	6-51-2-3680	
農 政 水 産 部	農 村 振 興 課	077-528-3964 FAX 077-528-4888	6-51-2-3964 6-51-829	

(2) 農業農村振興事務所

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
大津・南部農業農村振興事務所	077-567-5415 FAX 077-564-2510	6-52-2-237 6-52-840	
甲賀農業農村振興事務所	0748-63-6121 FAX 0748-63-6139	6-53-2-373 6-53-840	
東近江農業農村振興事務所	0748-22-7722 FAX 0748-25-2347	6-54-2-261 6-54-840	
湖東農業農村振興事務所	0749-27-2222 FAX 0749-24-6229	6-55-2-240 6-55-840	
湖北農業農村振興事務所	0749-65-6620 FAX 0749-64-1597	6-56-2-260 6-56-840	
高島農業農村振興事務所	0740-22-6034 FAX 0740-22-4393	6-57-2-244 6-57-840	

(3) 土木事務所・支所

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
大津土木事務所	FAX 077-525-9352		
	道路計画課	077-524-2815 6-58-2-280 6-58-872	
	河川砂防課	077-524-2816 6-58-2-291 6-58-875	
南部土木事務所	FAX 077-562-9234		
	道路計画課	077-567-5440 6-52-2-225 6-52-872	
	河川砂防課	077-567-5442 6-52-2-219 6-52-875	
甲賀土木事務所	FAX 0748-63-1504		
	道路計画課	0748-63-6160 6-53-2-235 6-53-872	
	河川砂防課	0748-63-6161 6-53-2-242 6-53-875	
	河川砂防課 (青土ダム)	0748-66-0294 FAX 0748-66-1585	6-6135
東近江土木事務所	FAX 0748-23-4163		
	道路計画課	0748-22-7735 6-54-2-311 6-54-872	
	河川砂防課	0748-22-7737 6-54-2-315 6-54-875	
	河川砂防課 (日野川ダム)	0748-52-0833 FAX 0748-53-0559	6-6132

湖 東 土 木 事 務 所		FAX 0749-23-3531		
	道 路 計 画 課	0749-27-2247	6-55-2-281 6-55-872	
	河 川 砂 防 課	0749-27-2248	6-55-2-274 6-55-875	
	河 川 砂 防 課 (宇曾川ダム)	0749-45-0622 FAX 0749-45-0750	6-6134	
長 浜 土 木 事 務 所		FAX 0749-62-5065		
	道 路 計 画 課	0749-65-6641	6-56-2-327 6-56-872	
	河 川 砂 防 課	0749-65-6639	6-56-2-320 6-56-875	
	河 川 砂 防 課 (姉川ダム)	(代)0749-59-0061 FAX 0749-59-0062	6-56-881 6-6136	
木 之 本 支 所		FAX 0749-82-2654	6-59-872, 875	
	道 路 計 画 課	0749-82-3888		
	河 川 砂 防 課	0749-82-3962		
	河 川 砂 防 課 (余呉湖ダム)	(代)0749-86-3041 FAX 0749-86-3340	6-6131	
高 島 土 木 事 務 所		FAX 0740-22-3318		
	道 路 計 画 課	0740-22-6053	6-57-2-321 6-57-872	
	河 川 砂 防 課	0740-22-6055	6-57-2-327 6-57-875	
	河 川 砂 防 課 (石田川ダム) (天川ダム)	(代)0740-24-0011 FAX 0740-24-0210	6-6133	

(4) その他

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
永 源 寺 ダ ム 管 理 支 所	0748-27-0058 FAX 0748-27-0130	6-6130	
野 洲 川 土 地 改 良 区	0748-62-1154 FAX 0748-63-0674		
大 原 貯 水 池 土 地 改 良 区	0748-88-2144 FAX 0748-88-2144		
道 路 公 社	077-524-0141 FAX 077-524-5531	6-58-2-2446	
道路公社琵琶湖大橋有料道路管理事務所	077-585-1129 FAX 077-585-1129	6-6190	
防 災 航 空 隊	0748-52-6677 FAX 0748-52-6679	6-6140	
湖 南 中 部 浄 化 セ ン タ ー	077-564-1900 FAX 077-564-1903	6-6180	
湖 西 浄 化 セ ン タ ー	077-579-4611 FAX 077-579-1903	6-6181	

東 北 部 浄 化 セ ン タ ー	0749-26-6633 FAX 0749-26-6635	6-6182	
高 島 浄 化 セ ン タ ー	0740-22-5255 FAX 0740-22-5262	6-6183	

2. 陸上自衛隊

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
大 津 駐 屯 地	077-523-0034	6-6100-862	
今 津 駐 屯 地	0740-22-2581	6-6171	

3. 気象台

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
彦 根 地 方 気 象 台	0749-22-6141 FAX 0749-23-3864	170-0	

4. 警察関係

名 称	電 話 番 号	備 考
滋 賀 県 警 察 本 部 ・ 警 備 第 二 課	(代)077-522-1231	
大 津 警 察 署	077-522-1234	
草 津 警 察 署	077-563-0110	
守 山 警 察 署	077-583-0110	
甲 賀 警 察 署	0748-62-4155	
近 江 八 幡 警 察 署	0748-32-0110	
東 近 江 警 察 署	0748-24-0110	
彦 根 警 察 署	0749-27-0110	
米 原 警 察 署	0749-52-0110	
長 浜 警 察 署	0749-62-0110	
木 之 本 警 察 署	0749-82-3021	
高 島 警 察 署	0740-22-0110	
大 津 北 警 察 署	077-573-1234	

5. 市町

名 称	電 話 番 号	防災電話番号 防災FAX番号	備 考
大 津 市	077-523-1234	6-6201	
彦 根 市	0749-22-1411	6-6202	
長 浜 市	0749-62-4111	6-6203	
近 江 八 幡 市	0748-33-3111	6-6204	
東 近 江 市	0748-24-1234	6-6205	
草 津 市	077-563-1234	6-6206	
守 山 市	077-583-2525	6-6207	
栗 東 市	077-553-1234	6-6321	
野 洲 市	077-587-1121	6-6343	
湖 南 市	0748-72-1290	6-6362	
甲 賀 市	0748-65-0650	6-6363	
米 原 市	0749-52-1551	6-6463	
高 島 市	0740-25-8000	6-6526	
日 野 町	0748-52-1121	6-6383	
竜 王 町	0748-58-3700	6-6384	
愛 荘 町	0749-42-4111	6-6424	
豊 郷 町	0749-35-2511	6-6441	
甲 良 町	0749-38-3311	6-6442	
多 賀 町	0749-48-8111	6-6443	

6. 消防本部

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
大 津 市 消 防 局	077-522-0119	6-6150-250	
湖 南 広 域 消 防 局	077-552-1234	6-6151	
甲 賀 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部	0748-62-0119	6-6152	
東 近 江 行 政 組 合 消 防 本 部	0748-22-7600	6-6153	
彦 根 市 消 防 本 部	0749-22-0119	6-6155	
湖 北 地 域 消 防 本 部	0749-62-0444	6-6157	
高 島 市 消 防 本 部	0740-22-1234	6-6160	

7. 国機関等

名 称	電 話 番 号	備 考
近畿地方整備局(河川部水災害予報センター)	(代)06-6941-1141 ①86-3866, 3867	
淀川ダム統合管理事務所(広域水管理課)	(代)072-856-3131 ①86-751-351, 356	
琵琶湖河川事務所(調査課)	(代)077-546-0844 ①86-723-351, 352 FAX ①86-723-515	
琵琶湖河川事務所瀬田川出張所	077-546-0006	
琵琶湖河川事務所野洲川出張所	077-582-3279	
大戸川ダム工事事務所	077-545-5675	
滋賀国道事務所	(代)077-523-1741 FAX 077-524-1099	
水資源機構本社(ダム事業部ダム管理課)	048-600-6543	
水資源機構関西・吉野川支社(淀川本部施設管理課)	06-6763-5182	
水資源機構琵琶湖開発総合管理所	077-574-0680	
水資源機構琵琶湖開発総合管理所湖北管理所	0749-52-5160	
水資源機構琵琶湖開発総合管理所湖南管理所	077-568-4102	
水資源機構琵琶湖開発総合管理所湖西管理所	0740-22-1500	
水資源機構丹生事務所	0749-86-3800	
河川情報センター 大阪センター	06-6944-2711	

8. その他機関

名 称	電 話 番 号	防災電話番号	備 考
西日本旅客鉄道株式会社 近畿総括本部 大阪総合指令所	06-6376-6190 06-6376-6157 (FAX)		
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部(施設課)	06-7668-7072		
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社(施設課)	076-254-3025		
信楽高原鐵道株式会社	0748-82-3391 0748-82-3323 (FAX)		
近江鐵道株式会社 八日市CTCセンター	0748-24-0330 0748-22-8669 (FAX)		
西日本電信電話株式会社 滋賀支店	077-510-0961	(NTT 077-528-2442)	
日本放送協会大津放送局	077-522-5101	6-6172	
びわ湖放送	077-524-0150	6-6173	
日本赤十字 滋賀県支部	077-522-6758	6-863	

注1) 上の各表にあげた防災電話番号は庁内電話機から発信する際の番号であり、防災電話機から発信の場合には先頭の6は不要。

注2) 本庁各課および国機関欄の・番号は、マイクロ回線番号を示す。

防災行政用基地局

所在地	呼出名称	備考
本 庁	防災滋賀県	
岩 根 山 中 継 局	防災岩根山	
箱 館 山 中 継 局	防災箱館山	テレメータ固定局併用
信 楽 陶 芸 の 森	防災信楽	
湖 東 合 同 庁 舎	防災彦根	
湖 北 合 同 庁 舎	防災長浜	
甲賀土木事務所河川砂防課(青土ダム)	防災青土ダム	
東近江土木事務所河川砂防課(日野川ダム)	防災日野川ダム	
湖東土木事務所河川砂防課(宇曾川ダム)	防災宇曾川ダム	
長浜土木事務所河川砂防課(姉川ダム)	防災姉川ダム	
木之本支所河川砂防課(余呉湖ダム)	防災余呉川管理	
高島土木事務所河川砂防課(石田川ダム)	防災石田川ダム	

災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局企画部長と、福井県土木部長、滋賀県土木交通部長、京都府土木建築部長、大阪府土木部長、兵庫県土木整備部長、奈良県土木部長及び和歌山県土木整備部長（以下、「各構成機関」という。）は、各構成機関が管理する公共施設等に災害が発生し又はその恐れがある場合（以下、「災害が発生した場合」という。）の応援をより円滑に行うため、次のとおり申し合わせを締結する。

（目的）

第1条 この申し合わせは、災害が発生した場合、近畿地方整備局及び各構成機関が連携することにより初動時の情報の収集・伝達を迅速に実施し、円滑な応急復旧及び二次災害の防止を図ることを目的とする。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は、以下の業務とする。

- 一 被害情報の収集・伝達
- 二 災害応急復旧
- 三 二次災害の防止
- 四 その他必要と認められる事項

（被害情報の収集・伝達）

第3条 災害が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。
2 近畿地方整備局及び各構成機関は、予め連絡体制を共有しておくものとする。

（応援の要請）

第4条 災害が発生した場合は、必要に応じ各構成機関は、近畿地方整備局企画部へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。
2 近畿地方整備局企画部は、前項の要請を受け応援を行う場合は、当該構成機関に
応援する旨を口頭または電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

（応援の実施）

第5条 近畿地方整備局は、第2条の応援にあたり各構成機関からの応援要請に対して、災害対策用資機材等及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。
2 近畿地方整備局が保有する災害対策用資機材は、別表「災害対策用資機材一覧表」によるものとする。
なお、変更が生じた場合は、年度当初に近畿地方整備局から報告を行う。

（要請によらない応援）

第6条 災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、第4条1項の要請をまついとまがないと認められるときは、近畿地方整備局は第2条一項の規定に関し独自の

判断で応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

(費用負担)

第7条 要請に基づく応援に要する費用は、原則として要請を行った各構成機関の負担とする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項に関しては、その都度協議するものとする。

平成17年 6月 14日

国土交通省近畿地方整備局企画部長

福井県土木部長

滋賀県土木交通部長

京都府土木建築部長

大阪府土木部長

兵庫県県土整備部長

奈良県土木部長

和歌山県県土整備部長

備考

平成21年6月25日付 国総技第23号国河災12号「国土交通省防災業務計画の修正について」にて国土交通省の防災業務計画書の修正が通知され、大規模災害発生時の緊急対応実施について、「特に緊急を要すると認められるときは、地方公共団体との協定に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応を実施する等の支援に努める」旨の追加記載がされた。

よって、申し合わせ第6条（要請によらない応援）において、第4条1項の要請を待ついとまがないと認められるときには、近畿地方整備局が独自の判断で、第2条に定める全ての事項に関し、応援できるものとする。

この場合、速やかに電話等により各構成機関に伝えるとともに、文書により応援内容を通知する。

災害対策用資機材一覧表 (1 / 4)

回転翼航空機(ヘリコプター)

平成29年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	映像撮影装置	特殊設備	平常時の配置場所	定員	最大運用高度
近畿	きんき号	-	ベル式412型	標準～48倍ズーム(夜間対応可能)	赤外線映像伝送装置 垂直写真撮影装置	八尾空港	5名 (他運行要員3名)	6,000m

衛星通信車

平成29年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	伝送容量	伝送内容	発動発電機	平常時の配置場所	車種	車両総重量(t)
近畿	衛星通信車	06-4609	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	10kVA・軽油200L	紀南河川国道事務所	中型	7.5
	衛星通信車	10-08086	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	3kVA・ガソリン95L	姫路河川国道事務所	小型	3.1
	衛星通信車	10-22083	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	3kVA・ガソリン95L	豊岡河川国道事務所	小型	3.1
	衛星通信車	10-03095	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	10kVA・軽油200L	福井河川国道事務所	中型	7.2
	衛星通信車	07-4602-2	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	3kVA・ガソリン95L	淀川河川事務所	小型	3.1
	衛星通信車	06-1619	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	3kVA・ガソリン95L	近畿技術事務所	小型	2.9
	衛星通信車	01-10267	2Mbps	映像128k～2Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	3kVA・ガソリン95L	近畿技術事務所	小型	3.1

可搬型小型衛星装置(Ku-SAT II)

平成29年4月時点

地整等	建設機械名	保有台数	伝送容量	伝送内容	平常時の配置場所	搬送方法
近畿	Ku-SAT II	2台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	紀伊山地砂防事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	近畿地方整備局	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	琵琶湖河川事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	滋賀国道事務所 彦根維持出張所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	福知山河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	京都国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	大和川河川事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	豊岡河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	姫路河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	兵庫国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	兵庫国道事務所 洲本維持出張所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	奈良国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	和歌山河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	紀南河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	紀南河川国道事務所 新宮川出張所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	紀南河川国道事務所 串本維持出張所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	福井河川国道事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	福井河川国道事務所 小浜維持出張所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	木津川上流河川事務所	ライトバン搬送
	Ku-SAT II	1台	2Mbps	映像128k～1.5Mbps, 音声64kbps, データ通信128kbps	近畿技術事務所	ライトバン搬送

災害対策用資機材一覧表 (2/4)

排水ポンプ車 平成29年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所	規格排水量 換算値(m ³ /s)	ポンプ 駆動方式	ポンプ設置に別途 クレーン車が必要	車両総重量(t)
近畿	排水ポンプ車	11-4601	30m3/min 8m 5P 照明付	紀南河川国道事務所	市田川排水機場	0.50	モーター	×	7.9
	排水ポンプ車	11-4606	60m3/min 9m 2P 照明付 クレーン付	淀川河川事務所	北河原格納庫	1.00	モーター	×	14.9
	排水ポンプ車	11-4607	150m3/min 8m 5P	福井河川国道事務所	鯖江雪寒基地	2.50	モーター	○	16.9
	排水ポンプ車	18-4600	30m3/min 10m 4P	大和川河川事務所	大和川河川事務所	0.50	モーター	×	7.5
	排水ポンプ車	18-4601	30m3/min 10m 4P	猪名川河川事務所	園田出張所	0.50	モーター	×	8.0
	排水ポンプ車	18-4602	30m3/min 10m 4P 照明付	姫路河川国道事務所	山田車両基地	0.50	モーター	×	8.0
	排水ポンプ車	19-4601	30m3/min 10m 6P 照明付	猪名川河川事務所	小花車両基地	0.50	モーター	×	10.3
	排水ポンプ車	19-4602	30m3/min 10m 6P 照明付	近畿技術事務所	近畿技術事務所	0.50	モーター	×	11.0
	排水ポンプ車	19-4603	30m3/min 10m 6P 照明付	近畿技術事務所	近畿技術事務所	0.50	モーター	×	11.0
	排水ポンプ車	19-4604	30m3/min 10m 6P 照明付	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所	0.50	モーター	×	11.0
	排水ポンプ車	20-4602	30m3/min 10m 6P 照明付	淀川河川事務所	北河原格納庫	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	20-4603	30m3/min 10m 6P	豊岡河川国道事務所	西芝防災ステーション	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	20-4604	30m3/min 10m 6P 照明付	姫路河川国道事務所	山田車両基地	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	20-4605	30m3/min 10m 6P 照明付	和歌山河川国道事務所	出島水防倉庫	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	20-4606	60m3/min 高揚程(20m直) 12P	近畿技術事務所	近畿技術事務所	1.00	モーター	×	17.9
	排水ポンプ車	20-4607	30m3/min 10m 6P	豊岡河川国道事務所	西芝防災ステーション	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	21-4605	30m3/min 10m 6P 照明付	福知山河川国道事務所	災害対策用車両庫	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	21-4606	30m3/min 10m 6P 照明付	姫路河川国道事務所	山田車両基地	0.50	モーター	×	10.2
	排水ポンプ車	21-4607	30m3/min 10m 6P 照明付	福井河川国道事務所	鯖江雪寒基地	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	21-4608	30m3/min 10m 6P 照明付	近畿技術事務所	近畿技術事務所	0.50	モーター	×	10.4
	排水ポンプ車	25-4600	30m3/min 10m 6P 照明付	福知山河川国道事務所	災害対策用車両庫	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4601	30m3/min 10m 6P 照明付	福知山河川国道事務所	災害対策用車両庫	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4602	30m3/min 10m 6P 照明付	紀南河川国道事務所	相野谷川排水機場	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4603	30m3/min 10m 6P 照明付	木津川上流河川事務所	伊賀上野出張所	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4604	30m3/min 10m 6P 照明付	木津川上流河川事務所	伊賀上野出張所	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4609	60m3/min 10m 12P	淀川河川事務所	北河原格納庫	1.00	モーター	×	18.4
	排水ポンプ車	25-4610	30m3/min 高揚程(20m直) 12P	福井河川国道事務所	鯖江雪寒基地	0.50	モーター	×	18.4
	排水ポンプ車	25-4611	30m3/min 10m 6P 照明付	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	25-4612	30m3/min 10m 6P 照明付	和歌山河川国道事務所	上田井車両基地	0.50	モーター	×	9.9
	排水ポンプ車	26-4600	30m3/min 高揚程(20m直) 12P	豊岡河川国道事務所	西芝防災ステーション	0.50	モーター	×	17.9
	排水ポンプ車	26-4601	60m3/min 高揚程(20m直) 12P	和歌山河川国道事務所	上田井車両基地	1.00	モーター	×	17.9
	排水ポンプ車	26-4602	60m3/min 高揚程(20m直) 12P	紀南河川国道事務所	相野谷川排水機場	1.00	モーター	×	17.9
	排水ポンプ車	27-4600	30m3/min 10m 6P	福知山河川国道事務所	福知山河川国道事務所	0.50	モーター	×	9.7
	排水ポンプ車	27-4601	30m3/min 10m 6P	福知山河川国道事務所	福知山河川国道事務所	0.50	モーター	×	9.7
排水ポンプ車	27-4602	30m3/min 10m 6P	琵琶湖河川事務所	琵琶湖河川事務所	0.50	モーター	×	9.9	

災害対策用資機材一覧表 (3 / 4)

照明車 平成29年4月時点

地整等	建設機械名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所
近畿	照明車	07-1611	1kW×5灯 20mブーム	奈良国道事務所	針防災基地
	照明車	09-1615	2kW×4灯 7m 1ポール	紀南河川国道事務所	橋谷防災基地
	照明車	11-4603	2kW×6灯 10m 1ポール	姫路河川国道事務所	山田車両基地
	照明車	12-4604	2kW×6灯 10m 1ポール	淀川河川事務所	北河原格納庫
	照明車	13-1610	2kW×4灯 7m 1ポール	大阪国道事務所	南大阪維持出張所
	照明車	16-4601	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	照明車	17-1608	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	兵庫国道事務所	国道43号高架下
	照明車	18-4603	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	淀川河川事務所	淀川河川事務所
	照明車	18-4604	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	大和川河川事務所	大和川河川事務所
	照明車	19-4605	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	猪名川河川事務所	小花車両基地
	照明車	19-1609	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	姫路河川国道事務所	山田車両基地
	照明車	19-1610	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	照明車	20-4600	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	豊岡河川国道事務所	西芝防災ステーション
	照明車	20-4601	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	紀南河川国道事務所	市田川排水機場
	照明車	21-4601	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	福知山河川国道事務所	災害対策用車両庫
	照明車	21-4602	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	和歌山河川国道事務所	上田井車両基地
	照明車	21-4603	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	木津川上流河川事務所	木津川上流河川事務所
	照明車	21-4604	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	照明車	25-4605	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	紀南河川国道事務所	相野谷川排水機場
	照明車	26-4603	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所
	照明車	26-4604	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	豊岡河川国道事務所	円山川防災ステーション
	照明車	26-4605	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	福知山河川国道事務所	弘法川緊急排水ポンプ格納庫
	照明車	26-4606	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	和歌山河川国道事務所	上田井車両基地
	照明車	26-4607	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	猪名川河川事務所	園田出張所
照明車	26-4608	2kW×6灯 20m ブーム カメラ付	木津川上流河川事務所	木津川上流河川事務所	
照明車	26-4609	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所	
照明車	27-4603	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	琵琶湖河川事務所	瀬田川出張所	
照明車	27-1607	2kW×6灯 10m 2ポール カメラ付	京都国道事務所	京都第一維持出張所	

災害対策用資機材一覧表 (4 / 4)

対策本部車 平成29年4月時点

地整等	建設機材名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所
近畿	対策本部車	07-1619	拡幅型	奈良国道事務所	針防災基地
	対策本部車	08-4603	バス型	福井河川国道事務所	福井河川国道事務所
	対策本部車	09-4605	バス型	姫路河川国道事務所	山田車両基地
	対策本部車	10-02001	バス型	福井河川国道事務所	勝山除雪基地
	対策本部車	10-20072	バス型	大阪国道事務所	南大阪維持出張所
	対策本部車	10-36081	バス型	京都国道事務所	京都第一維持出張所
	対策本部車	13-4603	バス型	猪名川河川事務所	小花車両基地
	対策本部車	16-4602	拡幅型	淀川河川事務所	淀川河川事務所
	対策本部車	17-1609	拡幅型	兵庫国道事務所	国道43号高架下
	対策本部車	17-1610	拡幅型	姫路河川国道事務所	山田車両基地
	対策本部車	19-4600	拡幅型	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	対策本部車	21-4600	バス型	大和河川事務所	大和河川事務所
	対策本部車	25-4607	片拡幅型	和歌山河川国道事務所	上田井車両基地
	対策本部車	25-1600	片拡幅型	紀南河川国道事務所	橋谷防災基地
	対策本部車	26-4610	片拡幅型	木津川上流河川事務所	伊賀上野出張所
	対策本部車	26-4611	片拡幅型	豊岡河川国道事務所	円山川防災ステーション
	対策本部車	26-4612	片拡幅型	福知山河川国道事務所	弘法川緊急排水ポンプ格納庫

土のう造成機 平成29年4月時点

地整等	建設機材名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所
近畿	土のう造成機	10-65122	200袋/h	和歌山河川国道事務所	上田井防災ステーション
	土のう造成機	10-06134	360袋/h	福知山河川国道事務所	弘法川ヘリポート
	土のう造成機	10-08131	360袋/h	姫路河川国道事務所	山田車両基地
	土のう造成機	17-4604	360袋/h	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	土のう造成機	18-4605	360袋/h	淀川河川事務所	北河原防災機器保管庫
	土のう造成機	18-4606	360袋/h	大和河川事務所	大和河川事務所
	土のう造成機	10-22181	360袋/h	豊岡河川国道事務所	西芝防災ステーション
	土のう造成機	25-4608	180袋/h 自走式	紀南河川国道事務所	市田川排水機場

水陸両用車 平成29年4月時点

地整等	建設機材名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所
近畿	水陸両用車	02-4207	履帯式	淀川河川事務所	枚方出張所

応急組立橋 平成29年4月時点

地整等	建設機材名	機械番号	規格	所属事務所	平常時の配置場所
近畿	応急組立橋	45-1692	幅員6m 支間10~40m T=20・L=14	近畿技術事務所	近畿技術事務所
	応急組立橋	10-13113	車道8m・歩道1.5m 支間10~40m TL25	近畿技術事務所	近畿技術事務所

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）並びに福井県知事、滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、奈良県知事、和歌山県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長、独立行政法人水資源機構関西・吉野川支社長、中日本高速道路株式会社名古屋支社長、中日本高速道路株式会社金沢支社長、西日本高速道路株式会社関西支社長、阪神高速道路株式会社代表取締役社長及び本州四国連絡高速道路株式会社代表取締役社長（以下これらを総称して「乙」という。）並びに一般社団法人日本建設業連合会関西支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等による災害の発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に行う、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に係る業務（以下「災害応急対策業務」という）に関する必要な事項を定め、甲、乙及び丙の協力による円滑な業務の実施に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 本協定の対象は、災害応急対策業務及び建設資材調達（以下「災害応急対策業務等」という。）であって、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理又は施工中の国土交通省が所管する公共土木施設（河川、道路、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、港湾、海岸、下水道及び公園）に係るものとする。

なお、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社にあつては料金徴収施設、サービスエリア及びパーキングエリアを含むものとする。

2 前項に規定する対象外であっても、乙又は乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条又は第4条の規定により、丙に災害応急対策業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、丙に災害応急対策業務を要請できるものとする。

2 甲又は乙は、前項の要請を行おうとする時は、別に定める様式により、丙に会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を要請するものとする。

3 丙は、前項の要請を受けたときは、速やかに会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請者に報告するものとする。ただし、近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の要請を待たずに、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 前項の報告を受けた甲又は乙は、資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙に出動を要請するものとする。

- 5 丙は、前項の規定により出動要請を受けたときは、災害応急対策業務に対応可能な会員を選定し、当該要請者に報告する。甲又は乙は、丙からの報告をもとに災害応急対策業務に対応する会員を決定し、丙及び当該会員に通知するものとする。
- 6 丙の会員は、甲又は乙から前項の通知があった場合、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示を受け、災害応急対策業務を実施するものとする。

(建設資材調達)

- 第4条 甲又は乙は、災害時等に必要と認めるときは、別に定める様式にて、丙に建設資材調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。
- 2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。
 - 3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。
 - 4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、速やかに甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所に調達を実施するものとする。

(連絡体制の整備等)

- 第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を共有するものとする。
- 2 丙は、会員への連絡体制及び会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「技術者及び建設資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時等における技術者及び建設資機材等の確保及び運搬方法並びに動員の方法（人員参集等）について定め、速やかに甲及び乙に報告するものとする。
なお、本協定の有効期限を延長した場合、丙は、技術者及び建設資機材等についてその年の4月末時点において更新し、5月末までに報告するものとする。
 - 3 丙は、災害時等において迅速に業務等ができるよう、会員に対し技術者及び建設資機材等の確保を促し、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

- 第6条 甲は、複数の府県又は政令指定都市にわたるなど広域的、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）に、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請（第2条第1項に定める業務等に関するものに限る）に対して、秩序ある災害応急対策業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。
- この場合、甲は丙と協議し、第3条及び第4条の規定により乙が行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとし、甲は、一元的に要請する旨を乙に連絡するものとする。
- 2 前項の規定により、甲が一元的に要請する乙の業務等については、乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

- 第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとする。
- また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が、丙以外の他団体と同じ

目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を締結することを妨げるものではない。

（契約の締結）

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく、当該会員と出動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙又は丙の会員と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該出動の内容に係る契約を丙の会員と締結するものとし、当該調達の内容に係る契約については丙又は丙の会員と契約を締結するものとする。

（訓練の実施）

第9条 甲、乙及び丙は、互いに防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加するものとし、相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

（有効期限）

第10条 本協定の有効期限は、平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙及び丙のいずれからも申出のないときは、本協定の有効期限を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（損害の報告）

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を指示した機関に報告するとともに、その措置については同機関と協議して、定めるものとする。ただし、第6条の規定により、甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、丙又は丙の会員は当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長と協議して定めるものとする。

（その他）

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書19通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成29年 2月 20日

甲 国土交通省 近畿地方整備局長 池田 豊人

乙 福井県知事 西川 一誠

滋賀県知事 三日月 大造

京都府知事 山田 啓二

大阪府知事 松井 一郎

兵庫県知事 井戸 敏三

奈良県知事 荒井 正吾

和歌山県知事 仁坂 吉伸

京都市長 門川 大作

大阪市長 吉村 洋文

堺市長

竹山修身

神戸市長

久元喜造

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社長

森川幹夫

中日本高速道路株式会社 名古屋支社長

近藤清久

中日本高速道路株式会社 金沢支社長

久保田修

西日本高速道路株式会社 関西支社長

村尾光弘

阪神高速道路株式会社 代表取締役社長

幸和範

本州四国連絡高速道路株式会社 代表取締役社長

三原修二

丙 一般社団法人 日本建設業連合会 関西支部長

村上考司

(2府5県、4政令指定都市、水資源機構関西・吉野川支社、
NEXCO中名古屋・金沢支社、NEXCO西関西支社、阪神高速、
本四高速 の17者の長)

滋賀県水防計画

発行 平成 30 年 6 月

滋賀県土木交通部流域政策局

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1

TEL 077-528-4152